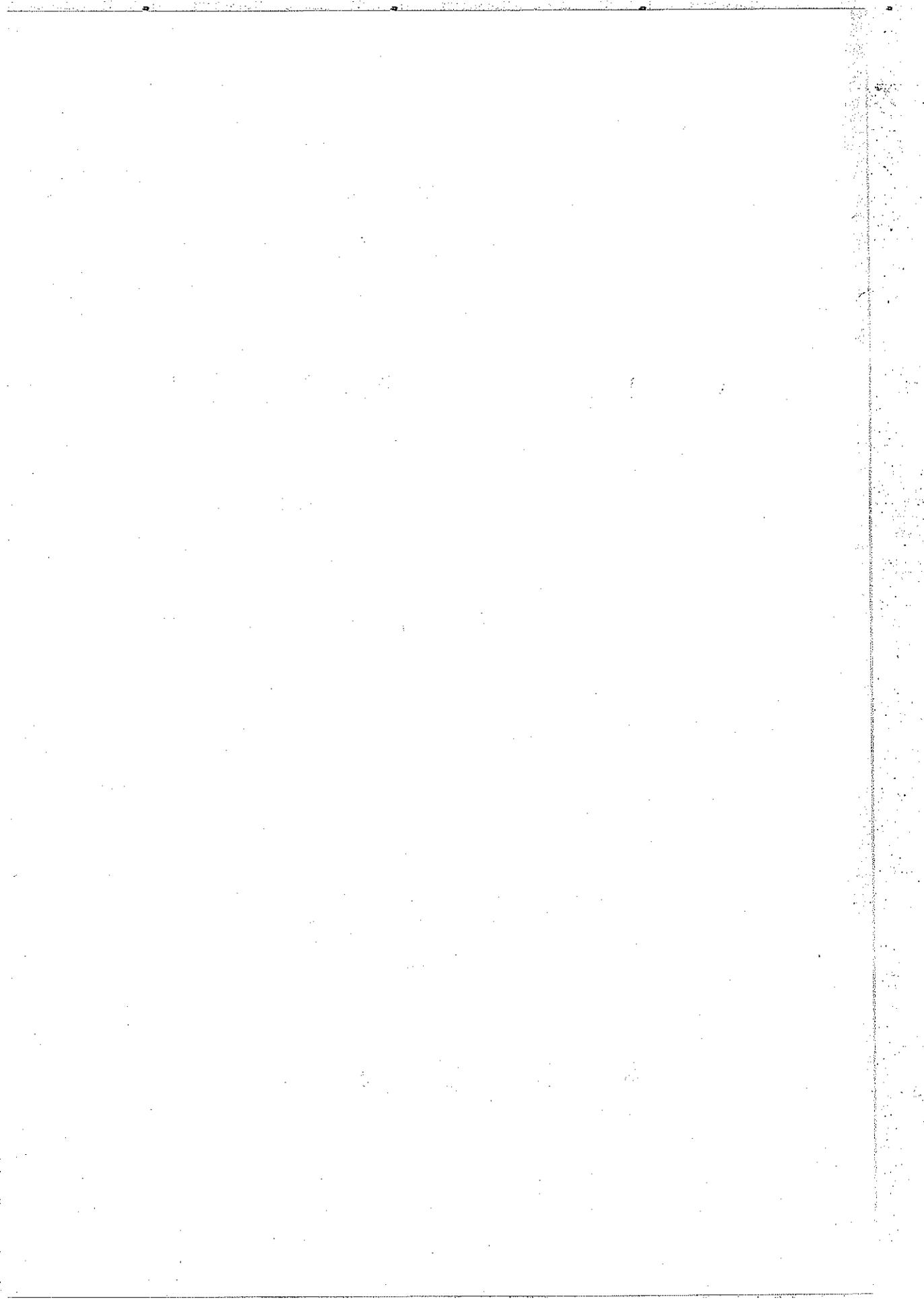


昭和60年10月1日開会
昭和60年10月17日閉会

和泉市議会第3回定例会会議録

第 3 号

和 泉 市 議 会



和泉市議会第3回定例会会議録目次

昭和60年10月1日(火曜日)第1日目

○ 出席議員・欠席議員	1頁
○ 議事説明員・その他	1頁
○ 議事日程	
○ 開会宣告(午前10時00分)	
○ 市長開会あいさつ	
○ 日程第1 会議録署名議員の指名について(松尾孝明、天堀博、西村慎太郎)	
○ 日程第2 会期の決定について(10月1日～10月19日 19日間)	
○ 日程第3 一般質問について	
1番に 8番 並 河 道 雄 君	
2番に 16番 天 堀 博 君	22頁
3番に 18番 勝 部 津喜枝 君	38頁
○ 散会宣告(午後4時07分)	48頁

昭和60年10月2日(水曜日)第2日目

○ 出席議員、欠席議員	49頁
○ 議事説明員、その他	49頁
○ 議事日程	51頁
○ 開会宣告(午前10時35分)	52頁
○ 日程第1 例月出納検査結果報告(収入役扱昭和60年3月分)	
○ 第2 " (水道部企業出納員扱昭和60年3月分)	
○ 第3 " (市立病院企業出納員扱昭和60年3月分)	
○ 第4 " (収入役扱昭和59年度昭和60年4月分)	
○ 第5 " (収入役扱昭和60年4月分)	
○ 第6 " (水道部企業出納員扱昭和60年4月分)	
○ 第7 " (市立病院企業出納員扱昭和60年4月分)	
○ 第8 " (収入役扱昭和59年度昭和60年5月分)	
○ 第9 " (収入役扱昭和60年5月分)	
○ 第10 " (水道部企業出納員扱昭和60年5月分)	

一括
上程
52頁
|
58頁

○ 日程第11	例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員扱昭和60年5月分)	57頁
○ 第12	定期監査(昭和60年度第1次分)結果報告	58頁
○ 第13	(仮称)社会福祉総合会館の早期建設に関する請願(厚生文教委員長報告)	58頁
○ 第14	昭和59年度和泉市水道事業会計決算認定について	60頁
○ 第15	昭和59年度和泉市病院事業会計決算認定について	66頁
○ 第16	決算審査特別委員会設置について	69頁
○ 第17	専決処分 ¹ の報告について (交通事故による損害賠償の額の決定と和解)	70頁
○ 第18	(市道舗装面の剝離による車両破損の損害賠償の額の決定と和解)	71頁
○ 第19	和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定 について	73頁
○ 第20	工事請負契約締結について(幸団地7棟建設工事)	75頁
○ 第21	昭和60年度和泉市一般会計補正予算(第2号)	77頁
○ 第22	昭和60年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	100頁
○ 第23	昭和60年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	103頁
○ 追加日程第1	議長辞職許可について	107頁
○ 追加日程第2	議長選挙について	108頁
○ 散会宣告(午後4時7分)		109頁

昭和60年10月7日(月曜日)第3日目

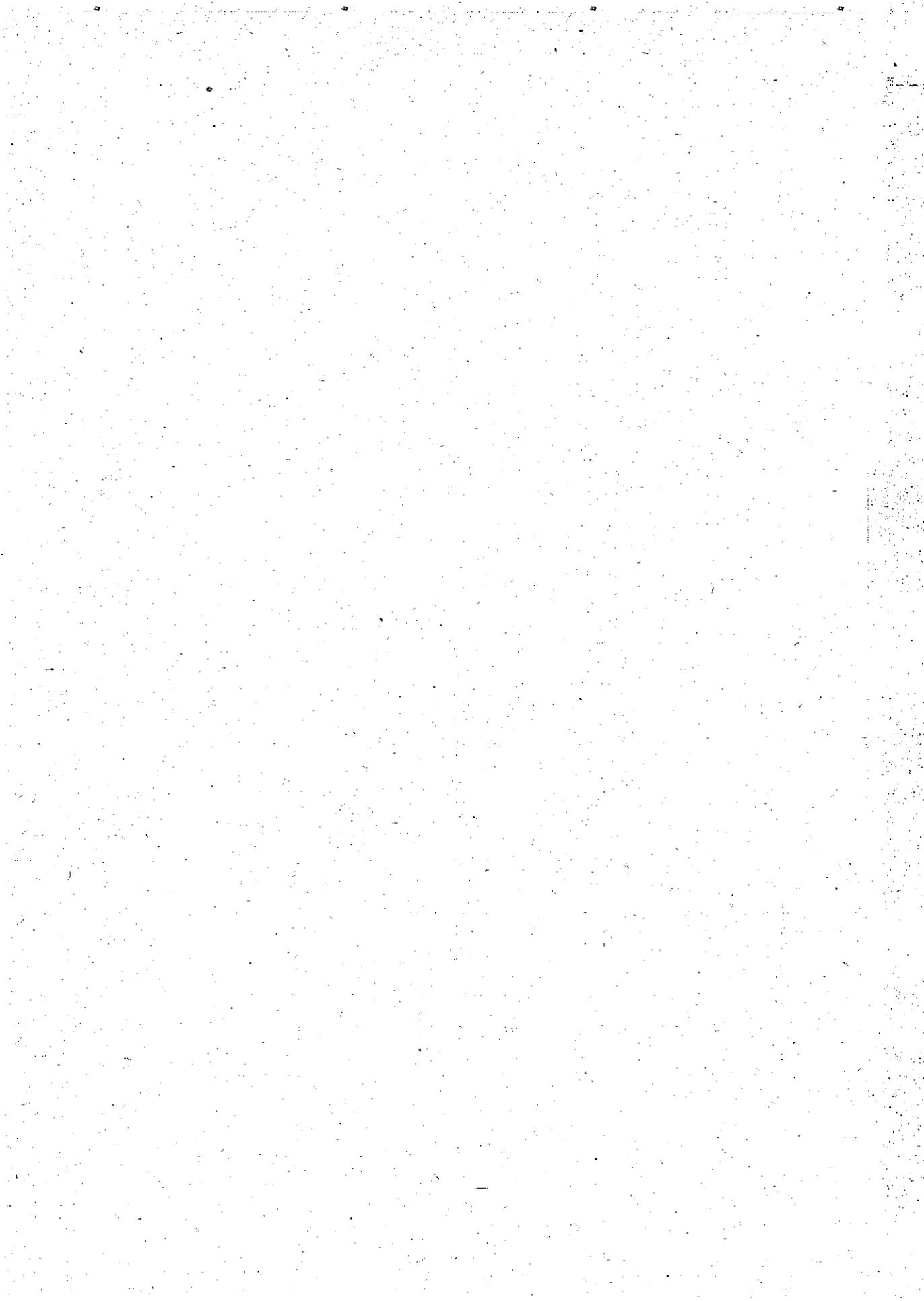
○ 出席議員、欠席議員	111頁
○ 議事説明員・その他	111頁
○ 議事日程	113頁
○ 開会宣告(午前11時15分)	113頁
○ 日程第1 議長選挙について	113頁
○ (午前11時17分休憩、以後再開されず自然散会)	114頁

昭和60年10月14日(月曜日)第4日目

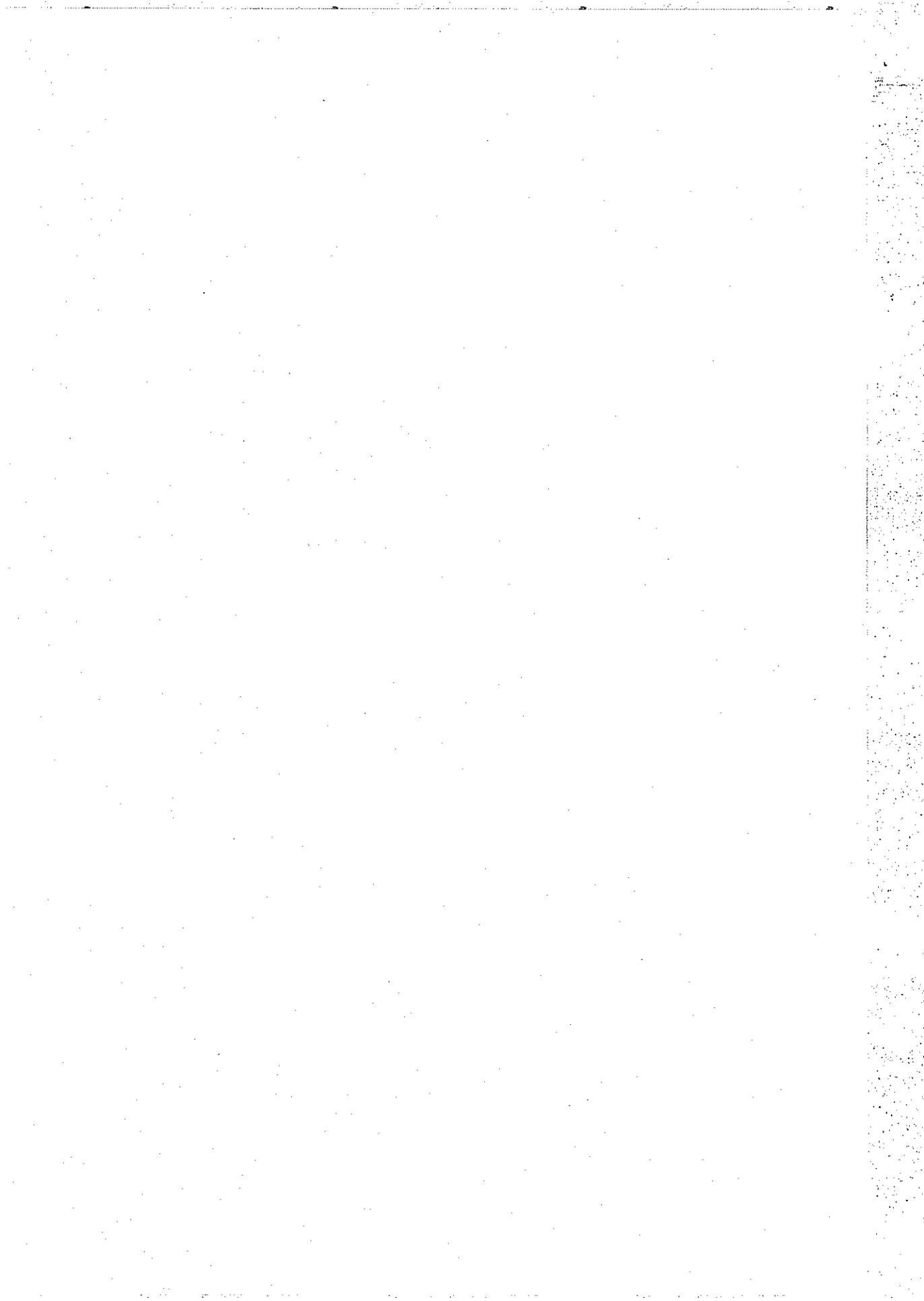
○ 出席議員、欠席議員	115頁
○ 議事説明員・その他	115頁
○ 議事日程	116頁
○ 開会宣告(午前10時50分)	116頁
○ 日程第1 議長選挙について	117頁
○ (午前10時53分休憩、以後再開されず自然散会)	117頁

昭和60年10月17日(木曜日)最終日

○ 出席議員・欠席議員	119頁
○ 議事説明員・その他	119頁
○ 議事日程	121頁
○ 開会宣告(午前11時15分)	121頁
○ 日程第1 議長選挙について	122頁
○ 追加日程第1 副議長辞職許可について	124頁
○ "第2 副議長選挙について	125頁
○ "第3 常任委員会委員の辞任について	一括 上程 128頁 130頁
○ "第4 議会運営委員会委員の辞任について	
○ "第5 特別委員会委員の辞任について	
○ "第6 和泉市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について	130頁
○ "第7 常任委員会委員の選任について	一括 上程 132頁 137頁
○ "第8 議会運営委員会委員の選任について	
○ "第9 特別委員会委員の選任について	
○ "第10 決算審査特別委員会委員の選任について	133頁
○ "第11 泉北環境整備施設組合議会議員の選挙について	136頁
○ "第12 泉北水道企業団議会議員の選挙について	136頁
○ "第13 国保財政の危機打開に関する意見書	138頁
○ "第14 農業用水からの流水占用料徴収反対に関する要望決議	140頁
○ "第15 「国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」に反対し、撤回を求める決議	141頁
○ "第16 監査委員の選任について	142頁
○ 市長閉会あいさつ	144頁
○ 議長閉会あいさつ	145頁
○ 閉会宣告(午後4時22分)	145頁



第 1 日



昭和60年10月1日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	飯坂楠次君	16番	天堀博君
2番	奥村圭一郎君	17番	西村慎太郎君
3番	田中昭一君	18番	勝部津喜枝君
5番	赤阪和見君	19番	原重樹君
6番	藤原正通君	20番	坂口敏彦君
7番	穴瀬克己君	21番	若浜記久男君
8番	並河道雄君	22番	西口秀光君
9番	竹内修一君	23番	柳瀬美樹君
10番	仁井明君	25番	成田秀益君
11番	竹下義章君	26番	池辺秀夫君
12番	貝淵博治君	27番	金谷衛君
13番	大谷昌幸君	28番	出原平男君
15番	松尾孝明君	29番	田中包治君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

市長	池田忠雄	同和对策部理事兼解放総合センター所長事務取扱	生田稔
助役	坂口禮之助	同和对策部次長兼総合調整課長事務取扱	向井洋
収入役	中塚白	福祉事務所長	中川鉄也
市長公室長	杉本弘文	福祉事務所次長	大宅清臣
市長公室理事	神藤恒治	産業部長	逢野一郎
市長公室企画室長	稲田順三	産業部次長	中上好美
市長公室次長兼人事課長事務取扱	森利治	市民生活部長	青木孝之助
秘書課長	井阪和充	市民生活部次長兼保険年金課長事務取扱	原美助
総務部長	麻生和義	建設部長	浅井隆介
総務部理事	大塚孝之	建設部理事	兼子実
財政課長	阪豊光	建設部次長	堀宏行
同和对策部長	橋本昭夫	建設部次長兼下水道課長事務取扱	山崎琢磨

都市整備部長	萩本啓介	用地担当参事・ 土地開発公社事務局次長	中辻寿夫
都市整備部次長	三井義秋	教育委員長	堀内由延
改良事業部長	富田宏之	教 育 長	西川喜久
改良事業部理事	前田守正	教 育 次 長	逢野博之
改良事業部次長	高三一行	管 理 部 次 長	鹿島賢昌
改良事業部次長	笠木恒忠	指 導 部 長	崎山 繁
病 院 長	竹林 淳	社会教育部長	松村吉堯
病院事務局長	藤原光夫	社会教育部理事	竹田明郎
病院事務局次長	藤原清司	社会教育部次長	明坂文嘉
水道部長	田中 稔	社会教育部次長	明坂貞士
水道部理事	岩井益一	社会教育部次長	宮嶋忠雄
水道部次長	岸本孝二	選挙管理委員会委員長	高橋正道
会計課長	赤田 備信	選挙管理委員会事務局長	農端小一
消 防 長	角谷泰夫	監 査 委 員	久光喜多男
消防本部次長	高宮武男	監査事務局長兼 公平委員会事務局長	山本亮夫
消防本部次長兼 総務課長事務取扱	一ノ瀬喜広	農業委員会会長	森口義忠
用地担当理事・ 土地開発公社事務局長	佐原行雄	農業委員会事務局長	信田種行

※ 備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市囑託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事 務 局 長	北野敦雄
参 事	河原茂隆
主 幹	大中 保
係 長	佐土谷 茂一

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和60年和京市議会第3回定例会議事日程

(10月1日)

日 程	種別及び番号	件 要	摘 要
1		会議録署名議員の指名について	
2		会期の決定について	
3		一般質問について	

一般質問発言者及び発言の要旨(昭和60年10月第3回定例会)

発言順・議席番号・発言者・発言の要旨

① 8番 並河道雄議員

1. 福祉行政について

- (イ) 福祉総合会館について
- (ロ) 身体障害者対策について
- (ハ) 保育管理について
- (ニ) 老人福祉対策について

2. 環境衛生問題について

- (イ) じ尿処理、ごみ処理対策について
- (ロ) 民有地の管理について
- (ハ) 公園の管理について

3. 少年の非行対策について

4. 開発指導要綱について

② 16番 天堀博議員

1. 同和行政について

- (イ) 池上下宮線の進捗状況と幸小学校の校区等について
- (ロ) 「部落解放基本法制定」について
- (ハ) 副読本「にんげん」について

2. 不燃物及び粗大ゴミ収集について

③ 18番 勝部 津喜枝 議員

1. 地方「行革」大綱について
2. 町づくりについて
- (1) 北信太パチンコ店建築に関連して

(午前10時開議)

- 議長(柳瀬美樹君) 大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには公私何かとお忙しい中御出席賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長から報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。
ただいま26名全員御出席でございます。
- 議長(柳瀬美樹君) ただいまの報告どおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより昭和60年第3回定例会を開会いたします。
- なお、本日の会議に出席を求めた者の氏名及び議事日程は、お手元に印刷・配付してあり
おりでありますので、よろしく御了承願います。



- 議長(柳瀬美樹君) この際、市長のあいさつを願います。

(市長あいさつ)

- 市長(池田忠雄君) 昭和60年第3回定例会の開催に当たりまして一言、ごあいさつを申し上げます。

議員皆様方におかれまして、公私何かと御繁忙の折にもかかわりませず御出席をいただきまして、ただいま議会が成立いたしましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。

本市もはや市制施行30周年を迎え、去る9月1日の記念式典も無事挙行することができました。これひとえに議員皆様方の温かいお力添えのたまものと厚く深く感謝をいたしておる次第でございます。この30周年を礎といたしましてさらなる本市の発展を期してまいりたい、このように存じておりますので、一層の御支援を相賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

さて、本定例会におきまして御提案を申し上げます御案は、「和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について」外4件、認定2件、報告2件、監査報告12件でございます。議案の内容につきましては別途、御説明をさせていただきますが、何とぞよろしく御審議を賜りまして御可決、御承認をくださいますようお願いを申し上げる次第でございます。

す。

はなはだ簡単ではございますが、開会のごあいさつとさせていただきます。

何とぞよろしくお願いを申し上げます。

-
- 議長（柳瀬美樹君） 市長のあいさつが終わりました。

これより日程審議を行います。

日程第1「会議録署名議員の指名について」を行います。

本件につきましては、会議規則第103条の規定に基づき、15番・松尾君、16番・天堀君、17番・西村君、以上、3名を指名いたします。

-
- 議長（柳瀬美樹君） 日程第2「会期の決定について」をお諮りいたします。

本定例会の会期は、先の議会運営委員会の決定に基づき、本日から10月19日までの19日間といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から10月19日までの19日間と決定いたします。

-
- 議長（柳瀬美樹君） 日程第3「一般質問について」を行います。

最初に8番・並河君、お願いします。

（議長退席、副議長着席）

（8番・並河道雄君登壇）

- 8番（並河道雄君） 通告順に従って、質問の要旨を述べさせていただきます。

最初に、福祉行政について、わが党は結党以来20年間、一貫して福祉の充実を叫び、弱者の味方として今日まで一人一人を大切にすることを進めてまいりました。地方議会における私たちの声も中央への影響を考え、精いっぱい発言もし、実績も残してまいりました。本市においても、シルバー人材センターの設置や移動入浴車の予算化、身障者への入浴介添え用具の貸し付け、また、福祉総合会館の建設決定等、理事者の努力に対して敬意を表するところではありますが、まだまだ十分とは言えません。

そこで、次の4点について明確なお答えをお願いいたします。

第1点目に、福祉総合会館について、委員会視察で貝塚市と泉大津市を視察しましたが、リハビリの部屋はありますが、部屋は遊んでいるという実態を見てまいりました。りっぱな公共

の建物が建つのは喜ばしいことですが、市長の人気取り施策のような形になってしまっているのではないし、地元の人が施設へ出向ききっかけをどうやってつかむという点も配慮しなければならないと思います。会館の設計の時点から多くの市民の参加を求め、それによって施設に対する関心を盛り上げなければならないと思いますが、この点いかがお考えでしょうか。

次に、職員の配置はどのように計画されているのか。将来、どのような予算でどのような内容の建設を予定されているのか、お答え願いたい。

以前、議会で提案したことがある身体障害者の雇用相談窓口を福祉総合会館内に設けてほしいと思いますが、この点はいかがお考えか、前向きな答弁をお願いいたします。

2点目に、身体障害者対策について。現在、本市において身障手帳所持者が3,000名おると言われておりますが、身障なるが故に現在、生活の安定している人は非常に少なくほとんどが生活が苦しく、それだけにいろんな問題を抱えております。以前にも発言しましたが、1、2級の方は、府の施策によって医療費は無料ですが、3級の方でも1、2級の障害者とさして変わらない方が非常に多いわけですから、そこで、医療費の一部負担の検討を願いたいと思いますが、この点いかがでしょうか。

身体障害者については、年間6,000円から1万4,000円の手当を支給しておりますが、それによって身体障害者が自立できる手助けにはならないであります。そこで身体障害者の中でも下肢の不自由な方について自動車の運転免許を取得することを奨励し、その取得費用に対して市でも助成することについて市長はいかがお考えですか。運転免許を取得するには、五体満足な方でも相当な費用がかかります。特に体の不自由な方であれば、車の操作に支障もあると思われれますが、そうすると健常人以上のおカネがかかります。免許を取得することによって就労の機会にも恵まれますので、市長の温か味のある答弁をお願いいたします。

3点目、保育管理について。最近では出生数が低下を続けております。保育所の就園率も向上しておりますが、一部では定員割れの園もあるなど将来、保母さんの雇用問題にも関係してきますので、一考を要するのではないかと考えます。保育時間は、条例では午前9時から午後5時までとなっております。一部の園では、30分程度の延長保育等を認めているようですが、全園には及んでおりません。通常勤務をするためには、午前9時前には出社しなければならないし、午後5時前には退社することはできないのであります。しかし、保育時間を守ろうとするならば、出社は午前9時過ぎ、午後5時前には退社しなければなりません。こうしたことから、働きに出たくても出られないお母さん方もおられますので、条例改正をお願いしたいと思いますが、この点いかがお考えでしょうか。

4点目に、老人福祉対策について。老人福祉の問題は、行政として避けて通ることのできな

い重要な問題であると理解しております。本市においても、最も重要な今後の課題ではないか
と思います。老人問題については、ボケ老人対策についてお尋ねいたします。本市にどの程度
のボケ老人がいると推定されているか。ボケとは、この程度、この基準に該当するものだとす
る物差しがないだけにむずかしいものがあるかもしれませんが、調査をした数字があればお知
らせ願いたい。そこで、ボケ老人のための相談窓口の設置、家庭奉仕員派遣制度の実施、ボケ
老人に対する老人保健事業を充実すること、介護読本の発行等を提案したいと思いますが、市
長のお考えをお聞きしたい。

次に、環境衛生問題について。

1点目に、し尿処理、ごみ処理対策について。以前に議会で要望した悪臭除去の計器の取り
付けについて、その後、検討していただいたかどうか。

次に、し尿処理車の予定が事前にわかるようにできないものかどうか。じんあいの収集につ
いて、ごみステーションの数は、地元町会で要望すればふやしてもらえるのかどうか。

以上、3点についてお伺いいたします。

2点目に、民有地の管理について。民有地の空き地の環境保全について質問いたします。雑
草が繁茂し、シンナーを吸うかっこうの場所になったり、空き缶が捨てられたり、枯れ草が火
災の原因になったり、キリン草が生い茂って通学路の視界が悪いため交通事故の原因になっ
たり、近くの住民は非常に不安を訴えておりますので、当局の対策をお願いしたいと思いま
すが、この点いかがお考えか。

3点目に、公園の管理について。市内には123カ所の児童遊園、児童公園があり、私は2、
3カ所を調査しただけで全部を見たわけではありませんが、いずれも共通している点は、環境
が十分保全されていないことです。公園の中心部はそうではありませんけれども、周囲には草
が繁茂し、狭い公園敷地内はますます狭くなっているのが現状であります。この草刈りにつ
いてどのようにお考えか、お示し願いたい。

次に、遊具の保守点検についてお聞きいたします。子供が安心して遊ぶことができる公園に
するために遊具の保守点検を怠ってはなりません、どのように実施されているのか、伺いた
い。

次に、少年非行対策について。最近、中学生の非行化が年々増加の傾向をたどり、非常に憂
うべき現状であります。家庭、学校、社会の三者の責任であると考えますが、三者がそれ
ぞれの責任にどう対応していくか、また、どう対応しなければならないかについて所信を承
りたい。

1点目に、非行少年の育てている家庭はどのような環境であり、非行ははぐくまれる共通点
があるのか、ないのか。その原因について調査分析しているかどうか。

次に、学校側の問題ですが、非行化した生徒に対する教師のあり方に対して、教育委員会ではどのように指導されておられるのか、お伺いをしたい。

次に、社会の責任問題であります。非行の行われやすい場所に補導員を派遣することについていかがお考えか、お伺いをいたします。

4点目に、非行化を防止するためにどのような対策が有効であるとお考えか。また、すでに非行化した子供に対してどのような対策を講じているのか。

5点目に、市内の中学校の不祥事は何件あったのか。

以上、お答え願います。

最後に、開発指導要綱について。建設省の事務次官通達で民間活力の導入等が発表になっておりますが、本市の開発指導要綱との関係はどうか。本市においても開発負担金等を取っておりますけれども、地元への還元（地元というのは開発地域の地元の意味です）は当然しかるべきだと思いますが、この点いかがお考えか。

以上、要旨説明を終わります。答弁いかんによっては再質問をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

- 副議長（出原平男君） 理事者答弁。
- 福祉事務所次長（大宅清臣君） 初めに、総合福祉会館について3点の御質問にお答えいたします。

まず、設計の段階で市民の声を反映させよ、ということですが、福祉関係団体等の意見を十分聞きまして基本設計の参考としたいと考えております。

2点目の職員の配置でございますが、まだ期間もございまして、関係部局と十分話し合いの上決定していきたい、かように考えておる次第でございます。

3点目の雇用等の相談窓口の設置についてでございますが、（仮称）総合福祉会館内に相談室を設置する計画を持っておりますので、ここで就職等の相談を定期的に行っていく計画を持っております。

以上でございます。後の問題につきましては各関係課長からお答えいたします。

- 副議長（出原平男君） 次。
- 福祉課参事（門林良治君） 福祉行政の身体傷害者対策並びに国の老人福祉対策について、福祉課参事・門林よりお答えいたします。

御承知のとおり、障害者医療は府の補助事業となっております。1、2級が対象でございます。これを3級に拡大することはでき得ないと思います。障害が重度化した場合は、等級変更等の手続を行っていただくようお願いをいたします。

次に、障害者の就職を促進するために運転免許取得等の補助はできないか、という御質問でございますが、現在、府の委託事業といたしまして、財団法人府身体障害者福祉協会が一定の要件のもとで免許取得により就労等社会活動への参加が見込まれる場合は、一定金額の補助を行っております。これを活用していただきたいと思います。

次に、老人福祉対策でございますが、痴呆性老人について市で実態調査を行ったか、その実数は、という御質問でございます。昭和58年度に府と市町村で共同で調査を行っております。これによりますと、痴呆性老人の出現率は65歳以上の老人の4.3%と推定されております。これを当市に当てはめますと、昭和60年6月1日現在、当市の65歳以上の老人人口は1万527名となっております。その数字に4.3を掛けますと、約450名が痴呆性老人と推定されております。これに対するヘルパーの派遣の相談窓口ということでございますが、原則といたしまして、痴呆性老人世帯についても、派遣対象世帯となっております。御希望がございましたら検討させていただきたいと思います。

次に、相談窓口についてでございますが、福祉課福祉センター並びに保健所等でしております。老人に対する介護読本等の発行についてでございますが、いまのところ市独自で発行の計画はございません。府のパンフを極力活用できるよう努力したいと思います。

なお本年、私ども福祉課の方で「福祉のしおり」を発行してございます。

この中で老人福祉についても紹介させていただいておりますので、よろしく願います。

以上で終わらせていただきます。

- 副議長（出原平男君） 次。
- 児童課長（吉田陽三君） お答えいたします。

現状の保育時間は午前9時から午後5時までと定めておりますが、一部の保育園で延長しているが、これは全園で延長できないか、という御質問でございます。保育園の保育時間につきましては、入園時に保育園運営方針について御説明しているとおりでございます。通常、平日は午前9時から午後5時、土曜日は午前9時から正午までとしております。これは児童福祉施設の最低基準で保育時間を1日8時間を原則とし、保護者の就労時間、家庭の状況を考慮して定めるものということで、厚生省基準により行っているものでございます。しかしながら、午前9時～午後5時という時間帯では、保護者の外勤家庭等には対応できないことから、保護者の就労状況等により延長保育の必要な児童には、一定の延長保育を行っているところでございます。

実態として、延長保育の希望の多い3歳児からの保育園13園では、職員の時差出勤体制に

パート保育を配置し、午前8時～午後6時までの保育を行っているのが現状でございます。その他3歳児以上の7園では、職員の時差出勤体制で午前8時30分から午後5時30分までの範囲で行っております。このほか民間園でも全園午前8時から午後6時まで保育を行っているのが現状でございます。

以上が実態でございますが、これで十分とは考えておりませんが、ぜひ御希望にこたえているものと思っております。これをさらに延長することについては、職員の勤務ローテーションあるいは財政負担の増加等いろいろな面においてむずかしい問題がありますので、現状の保育時間で御理解くださいますようお願いするものでございます。

以上でございます。

- 8番（並河道雄君） 一区切りずつお願いいたします。

福祉総合会館設計の時点で市民参加の呼びかけの件で福祉団体の声を聞きたいということですが、具体的にどこの団体であるのか。

それと、冒頭に総合福祉会館の内容、予算等をお願いしたいと言いましたので、その点わかっておればお願いしたい。

それと、総合会館の場合は、たとえばリハビリの部屋を設置する義務があるとか、いろいろあると思いますが、その辺の答弁が漏れておりましたのでお願いしたい。

また、職員の配置の件ですが、関係部局と協議するということですが、どこと相談されるのか。それと、コミセンとのからみがありますが、コミセンの場合どのような採用されたのか。恐らく第3セクター等を導入しなければいかんと思いますが、どういう形で採用されたのか、説明願いたい。

- 福祉事務所長（中川鉄也君） 答弁させていただきます。

設計の段階で福祉関係諸団体の御意見をお聞きしたいということで、具体的にはどういう団体か、と言われますと、社会福祉協議会、それから老人クラブ、障害者団体の御意見を聞いていきたいと考えております。

それから、老人福祉センターがらみの身障センターの中で、一応、設置を定められている内部施設はどのようなものか、という御質問でございますが、これは複合施設の場合、それらが重複するものはないという規定があります。一応、要綱で定められていますが、その中では、老人福祉センター関係で申しますと、事務室関係を除き生活相談室関係、機能回復訓練室、集會室、娯楽室、図書室、浴室等でございます。身体障害者福祉センター関係では、やはり日常生活訓練室、相談室、研修室、作業室、図書室等でございます。

それから、職員の配置問題ですが、順調にいてもいまからオープンするのは約2年先のこ

とでございますので、今後、十分他市の福祉会館の運営状況等も調査しながら関係部局、主として人事当局などと相談をしていきたいと考えております。

- 8番（並河道雄君） 大体わかったんですが、コミセンの職員の採用についてですが、どのように採用されたのか、ちょっと答弁がなかった。というのは、シルバー人材センター等を通して採用されたのか、第3セクターでわれわれが知らん間に裏の方でゴチャゴチャとやって縁故で入ったのか。総務委員会でも説明されたのかどうか。高齢化社会に向っている現在、そういう会館等に就労したいという希望者もおりますので、その辺はすっきりしていただきたいと思って質問いたしました。

- 総務部長（麻生和義君） コミュニティセンターの職員採用についての御質問でございますが、財団法人和泉市公共施設管理公社の事務局の事務も兼ねて所管しております総務部の方からお答えいたしたいと存じます。

すでに議員各位も御承知のとおり、コミュニティセンターの管理運営は、財団法人和泉市公共施設管理公社が受託いたしまして、職員の採用も管理公社で採用いたしましたものでございます。管理公社の職員採用の方針でございますが、原則といたしまして、現に共済年金を支給されている公務員等のOBの方々の中から採用いたしておるものでございます。と申しますのは、公社の設置目的であります効率的な施設管理のためには人件費の切り詰めが必要な関係上、年金を受給している高齢者に比較的低額な給与、具体的に申し上げますと初任給月額が12万2,800円ですが、その金額でもって業務に従事していただくとういたしたものでございます。対象を公務員のOB等の共済年金受給者といたしておりますのは、いわゆる厚生年金でありますと、かなりの額がカットされるという現行制度上の制約がございますので、原則として公務員のOBの方々から御協力をいただくということで採用を行った次第でございます。

今般のコミセンにつきましては貸し館業務が主体である関係上、新規採用を4人いたしておりますが、全員がこの対象の方々でございます。先ほど御指摘の縁故採用で入ったのか、ということでございますが、いろいろと口コミ等を通じて聞いていただき、私ども事務局の方へ数人の方が問い合わせをされ、直接、履歴書等をお持ちいただき、面談その他条件等の話し合いをいたしまして、適当、適切な方を採用いたした次第でございます。比較的高齢な方ばかりでして、縁故といったことではございません。

以上でございます。

- 8番（並河道雄君） いまの答弁では、何というか、人件費の節減とか言われていますが、これからできる総合会館も多分、管理公社に委託になると思います。ただ、私の質問といまの答弁がちょっと食い違っているように思います。たとえば公務員OBの共済年金の受給者とい

うことで選んだということですが、一般の人がそういう募集していることを知らなかったんじゃないかということです。1名の市営住宅の管理人を募集するのでも大々的にやっている中で、これからいろんな建物が建つに伴って、一般市民にも就労の機会とか就職条件を公平に知らせたいという気持ちから質問いたしました。共済年金を受けている人は年金が少ないからいけないというが、厚生年金でも年金の少ない人もおりますので、いまの答弁はちょっと不適當ではないかと思ひます。採用するとき、一般が知らされていないじゃないかというのが私の質問の趣旨ですので、その辺についてお答え願ひたい。

- 総務部長（麻生和義君） 今回のコミュニティセンターの職員採用につきましては、並河先生御指摘のとおり公募はいたしておりません。試験採用もいたしておりません。口コミといひますか、聞かれた方々が履歴書等を持ってこちらの方に数人お見えになったということで、その中から適當な方が得られた、条件を満たしたというふうに理解をしているわけでござひます。この方たちをもつて現在、運営に当たっている次第でござひます。
- 8番（並河道雄君） 適當な方を選ぼうと思ひえば市の職員と同様、たくさん応募させて人選した方がもつと適當な方を選べると思ひます。次にできる福祉総合会館についても、たとえばそのためにシルバー人材センター等がありますし、そういうところからでも適任者を募集するとかの形でぜひやっていたきたいと思ひますが、念のため、この辺のことについて所長からお答えいただきたいと思ひます。
- 福祉事務所長（中川鉄也君） 先ほども福祉総合会館の職員の配置について答弁させていたいただきましたが、2年先のことでござひますので、いまのところ、どの程度の職員が必要かはまだつかんでおりません。先生の御質問の趣旨を十分体して今後、対処していきたいと思ひております。
- 8番（並河道雄君） 保育管理について再質問いたします。
条例では一応、9時から5時になっておりまして、7園については若干、30分程度の延長保育を認めているということだす。最初の質問の要旨説明でも申し上げましたが、ちゃんとした会社に勤務する場合、お母さん方は9時から5時の方が非常に多い。工場勤務であれば8時というところもあります。そういう面でも何とか条例を改正していただきたい。それと、定員割れの園も出ていますが、他方、そうでない園もあります。この辺で保母さんのバランスをちゃんととっていたきたいのと、定員割れが出てきますと、保母さんの生活権にも及んできます。そういう面でもやはり保育園に入園する希望者が一人でもふえるという条件のもとに条例もそのようにしていただきたいということだすので、最後にもう1度お答え願ひたいと思ひます。
- 福祉事務所長（中川鉄也君） 先ほど児童課長が答弁したんですが、現在、9時から5時までを前後約1時間程度延長し、8時から6時まで保育している園が公立で13カ所、民間で5

カ所、したがって18の保育園では8時から6時まで保護者の就労実態に応じてですが、そのように延長いたしておりますので、その点ひとつ御理解をいただきたいと思ひます。

それから、保育時間の条例化でございますが、これも先ほど課長から答弁申し上げましたが、厚生省の児童福祉施設設置基準の中では原則8時間、9時から5時までとなっておりますので、一応、条例でもそのように定めさせていただきます、その他市長が認める場合保育時間を延長することができる、ということでやらせていただいております。いまの条例改正となりますと、厚生省基準も含めて問題もございます。現在、運用でやっておりますので、御理解、御了承を願ひたいと思ひます。

- 8番(並河道雄君) 保育管理については一応、要望として今後、検討していただきたいということで終わります。

身体障害者の件については、非常に答弁が気に入らんです。あの答弁であれば初めからわかってます。3級は無理、身体障害者手帳を受けるには診察を受けて2級にしてもらえ、それは当たり前のごとで小学生の答弁と同じです。もう1度説明し直さなくてはいかんが、結局、われわれもこれは当然2級と違うかな、と思う者については、年数がたてば再度、委託のお医者さんで手帳の等級変更の診察を受けさせているのです。昨日も所長と事前にいろいろ話し合いましたが、手とか足とか、障害者の等級の手帳には種類がありますが、状態によって2級と変わらない、とても就労は無理、医療費の負担増までできないな、と思われる人もおられるわけですから。そういう点で何とか一部負担について考慮していただけないか、という質問ですので、もう1度お願いいたします。

- 福祉事務所長(中川鉄也君) 失礼いたしました。重度化した場合は等級の変更をお願いしたいという意味の答弁ですので、その点ひとつ御了解願ひたいと思ひます。

障害者医療は、大阪府の老人医療、母子家庭医療と合わせて府の3大医療補助制度として発足したものでして、現在、この財源の80%、5分の4が府の補助、20%が市の持ち出して行っているわけです。したがって、先生御指摘の問題も今後、府当局に提起しながら協議、要望してまいりたいと思ひますので、御了解を願ひたいと思ひます。

- 8番(並河道雄君) いろいろ要望ばかりですが、自動車の免許取得についても、同和地区の人たちには無料で自動車免許取得をさせてます。その面でも逆差別にも通じますので、障害者が自動車免許を取得する費用に一部負担を導入していただきたい。何回も言いますが、障害者は雇用の機会にも恵まれておりません。生活も非常に厳しいので、ぜひ一部負担の導入を今後の問題として検討していただきたいことを要望いたしまして、福祉関係については終わりたいと思ひます。

○ 副議長（出原平男君） 次の答弁。

○ 環境衛生課長（岸田秀仁君） お答えさせていただきます。

1点目のし尿収集車脱臭装置取り付けにつきましては、脱臭装置の取り付けは、1台当たりかなりの費用が必要でございまして、取り付け後も維持管理に要する費用負担も必要でございまして。しかし、悪臭を除去させることに効果が期待できる貴重な御意見として拝聴させていただき、今後、各市の状況を踏まえまして検討課題として取り上げてまいりたいと存じます。

2点目のし尿の収集日程につきましては、し尿の収集日程は業者から日程の提出を求め、おおむねその予定を把握しております。ところが、天候や交通事情、作業員の従事状況、くみ取り量の多少等により日程のずれが生じやすく、広く、周知するには不安定な要素が多いため、お知らせすることによりかえって市民の方に御迷惑をおかけする恐れがあります。くみ取り時に水を使用しなければならない便槽等は、日程を知っておく方が都合がいいことだろうと思っておりますが、このような事情があるので、広報に掲載できないことを御理解いただくようお願い申し上げます。ただし、電話でのお問い合わせには、お答えできる範囲内で日程をお知らせしたいと思っております。

3点目の生ごみ、不燃ごみのステーションの増設でございますが、不燃ごみのステーションは現在、市内で約500カ所程度を町会、自治会によって場所を確保していただいております。地元から増設してほしいという要望があれば、おおむね50戸から100戸に1カ所程度を基準として、その場所を提供していただいているのであれば、御要望におこたえしていきたいと存じます。

生ごみについては戸別収集が原則ですが、一部集合住宅や狭い道路などで収集車が通行できない区域で御迷惑をおかけしているように思います。ステーションの増加につきましては、地元住民の合意が得られるのであれば何らやぶさかではございません。細街路等の場合であっても今後、小型車を購入させて業者指導を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

最後に、民有地の管理ということでございますが、現行の和泉市環境保全条例で空き地の管理につきましては、近所の住民に迷惑をおかけしない旨の規定を設けており、この規定に従って空き地の保有者に指導を行っております。これについてより強力な指導ができるよう罰則を伴う規定整備を、とのことでありますが、現行条例は、理念条例としてスタートした経過もあります。現在でも指導に従って草刈りなどかなりの効果を上げているように思います。今後、現行規定の効果に疑問が生じるようでありましたら、各市の状況等を調査の上研究を進めてまいりたいと存じます。

○ 副議長（出原平男君） 次。

○ 公園課長（阪口国彦君） 3点目の公園管理についてお答えしたいと思います。

現在の公園課の管理公園は、都市計画決定されております公園と宅地開発による公園を管理いたしております。市内の開設されております公園緑地92カ所、約51ヘクタールの公園の管理を行っております。この92カ所の公園緑地のうち比較的小さを公園5.9カ所、約7ヘクタールの児童公園につきましては、自治会に管理をお願いしているのが現状でございます。管理の委託契約の内容につきましては、公園の清掃、除草とその処理及び遊具等の点検管理となっております。遊具などで公園設備の損傷が発見された場合、速やかに市に連絡していただくような業務となっております。これらの管理委託の公園につきましても、市職員におきまして月2回程度のパトロールを行い、遊具などの設備の点検、保守に当たっております。また、このほか樹木のせん定、殺虫剤の散布並びに比較的大きな公園または急な斜面などで危険な個所の除草につきましては、市が直接作業を実施しているのが現状でございますので、御理解賜りたくお願いいたします。

○ 8番（並河道雄君） し尿処理についてちょっと再質問いたしますが、日程について課長の答弁では、事前に知らせることはむずかしいということです。私も大型のごみなどとは違ってむずかしいとは予測していたのですが、電話での問い合わせには知らせていくとのことですので、その点は了解いたします。

ただ、条例で収集日程はどうなっているのか。20日に1回と自治会や婦人会の方はおっしゃってますが、月2回になっているんじゃないかと思えます。この辺についてちょっと。

○ 環境衛生課長（岸田秀仁君） 条例では、おおむね月2回と定められていると理解しております。ただし、日程では、私どもは15日から遅くとも20日のローテーションを組ませ、その範囲内で収集するよう指導しております。

以上です。

○ 8番（並河道雄君） 実態は、20日に1回ぐらいになっているように思いますが、条例では月2回のし尿処理サイクルですから、15日に1回来ていただかなくちゃならないと思います。それと、尿処理についてはいろんな問題点があるように思います。作業車とか人員というか、それにも問題があるので条例の月2回はむずかしく、20日に1回になっているんじゃないか。委託業者が月2回収集できる体制であれば十分条例どおり回れると思いますし、そうすることによって日程に幅が出てくればある程度組みやすい。

ある市に視察に行ったんですが、そこでは取ってほしいときに旗を立てる。旗の立っているところだけ取っていく。非常に公平を感じて、もちろん処理の量によって料金を徴集するわけ

です。そういうこともできると思います。それと、脱臭計器の問題と関連して今後の検討課題としていただきたいと思います。最後に課長から答弁をお願いしたいと思います。

○ 環境衛生課長（岸田秀亡君） 先生の貴重な御意見を参考にして今後の検討課題とさせていただきます。

○ 8番（並河道雄君） それと、民有地の空き地の管理についてですが、これはうちの赤阪議員も何回も議会で質問をいたしております。北海道であれば、たとえば30センチ草が生えれば刈ってしまうとか、いろんな条例をつくってやっているところもあるという。前回の議会で指摘もありました。これから冬になればたくさんキリン草も生えてきて、非常に交通公害などの問題が出てきます。私たちが議会で質問している問題は、市民相談の中から一番多いものをピックアップして発言しておりますので、これは市民の生の声として聞いていただきたい。私はしゃべるのが余り上手でないんですが、言うてことは全部一緒ですからよく理解していただき、今後、真剣に検討課題としていただきたいと思います。

それと、罰則規定がないので、雑草が繁茂して地元から草を刈ってほしい、何とかしてほしいと、議員なり町会長を通してそういう要望が出ます。環境整備へ言うていくと「わかりました」とまず所有者を調べる。そうすると、大阪府のどこそことか奈良県とか遠いところに住んでる。夏など虫が飛んでくるし、何とかしてほしいと思ってもなかなか連絡がつかない。やっと連絡がついても「ちょっと待ってくれ」となかなかやろうとしない。そういうものは、市で刈ってしまうと費用は土地の所有者からもらえば問題ないと思います。条例化されているかどうかわかりませんが、その辺で条例化されてなければ、その義務づけというか、そういうことをやっていただきたいと思います。いかがですか。

○ 環境衛生課長（岸田秀仁君） 今後、各市の状況等を調査研究してまいり、条例云々については今後の課題にさせていただきます。いま、御意見をいただきましたが、他府県の方についての草刈り等については、シルバー人材を活用していただくよう市民にPRをしております。他府県の方でも、1週間か10日ぐらいあれば草刈りの可能な場合もございません。私どもはその窓口ですので、シルバー人材とも協議いたしまして努力していく所存でありますので、よろしく願いいたします。

○ 8番（並河道雄君） 次に、公園の維持管理について1点だけ再度、お伺いをいたします。公園管理については、児童公園とが児童遊園があるそうですが、僕は同じだと思っていたんですが、それぞれ地元の町会に管理費を支給しております。児童遊園の場合は8,000円ですが、児童遊園は1万円、2,000円の差があります。昨日の事前の話では、児童公園については、距離が250m以内に2つあれば1つとみなして1万円しか支給されてない。私どもの校

区でも同じ町会で公園が2つあるところがありますが、距離が250m以内なので1万円しか支給されてない。児童遊園に設定して8,000円の2つ、1万6,000円もらう方がええやないかという話が出ましたが、この管理費を統一できないものか。それと、担当課を1つに公園管理をしほっていただけないかと思います。

それと、地元の子供会に管理費を渡して除草から遊具の保守、点検まで全部任せているといういまの答弁ですね。そして、月に2回ぐらい市の方でパトロールしているということですが、私の目が届かないのか、やってないような気がするんです。しかし、実際にやっておられると言ってますので回っていると思いますが、管理費自体、非常に少ないように思います。うちらでも子供会に加入させて夏なんか、ジュースを配ったりしていますので、管理費の増額もしくは統一していただきたい。8,000円が2つある場合は何とか1万6,000円支給するとかの形にしていただきたいと思います。この点についてちょっとお答え願います。

- 公園課長（阪口国彦君） 児童公園の管理費の値上げということでございますが、本件については、昭和59年に年額委託料8,000円から1万円に値上げしたものでございます。本委託料につきましては、53年以前は町会、自治会の年中行事の1つとして、自主的な清掃作業などの管理をしていただいておりますが、自治会長さんから当日の茶などの賄いを市の方で負担したいという御要望がございまして、本制度を取り入れたという経過もございまして。

児童公園につきましては、都市化の進展に伴って地域の愛着心、近隣愛などの傾向も見られる中、地域住民のコミュニティ形成の中心的な役割を果たしており、地域住民の触れ合いの場と考えられますので、管理運営につきましても、地域住民の積極的なボランティアによる御参加をお願いしたいと存じますので、よろしく御理解と御協力をお願いいたします。

- 8番（並河道雄君） 児童公園につきましては、たとえば2つあっても面積が狭い場合、1つ分の管理費を支給していると思っていましたが、距離が250m以内は1つ分ということですが、その辺、条例ではどうなってるんですか。児童遊園並みに2つ分の管理費を払っていただきたいと思うんですが、最後にお答え願いたい。

- 公園課長（阪口国彦君） 管理費の算定方法でございまして、公園課で保管する公園は市内で92カ所ございまして、面積的に小さいものは100㎡ぐらい、大きいものは3,000㎡ぐらいまでいろんなタイプがございまして。管理費委託につきましては一定の基準を定め、運営している実態でございまして。1自治会の管理費委託公園の面積が500㎡以下につきましては一律年間1万円とし、500㎡以上につきましては、1㎡増すごとに10円を加算して算出しております。1自治会に数カ所の公園がある場合は、児童公園の配置基準によりまして、公園と公園の距離が250m以内であれば同一の公園と定め、250m以上離れている場合は、各別

個の公園として1万円の管理費という基準を定め、自治会長さんと相談の上委託契約を結んでいるのが実態でございます。よろしくお願いいたします。

○ 副議長（出原平男君） 次。

○ 指導部長（崎山 繁君） それでは、少年非行の問題についてお答えいたします。

少年非行の原因、育っている家庭の環境等について共通点があるか、ということでございますが、非行を犯す子供たちの原因につきましては複雑多岐であります。家庭環境も大まかに申しますと、まず、共通点に多いのは欠損家庭、母子家庭に多いようです。それから、子供たちの放任ということが挙げられます。それから、両親がそろっておられますも、子供に対する看護能力がない家庭にあっては、これも放任という形で非行に走る傾向があります。もう1つは、教育に対する親の無理解が子供に影響して非行に走るという傾向が出ております。

2番目に、教師のあり方ですが、私ども教育委員会としましては、各年度におきまして生徒指導推進のための具体的な施策を立て、力による、あるいは管理による生徒指導ではなく、よく生徒を理解した上での指導ということに重点を置いております。これにつきましては、校長を初め生徒指導主事を中心に、教職員が共通理解の上で立って生徒指導を進めるよう努力しております。

それから、非行の起こる場所に補導員を、ということですが、特に補導員というのはございませんが、月1回、生徒指導主事、教育委員会が街頭補導をいたします。それから、春休みや夏休みなどにつきましては、定期的な子供たちが非行問題を起こしそうな場所を街頭補導いたしております。

なお、細部につきましては、生徒指導主事、教育委員会、また、警察の力を得、それぞれ子供たちが非行を起こしそうな場所をパトロールいたしております。

それから、4番目の防止対策でございますが、最近の傾向といたしまして暴力的な非行はやや減っております、むしろ学校の教師の目の届かないところで、たとえば喫煙とか深夜はい回、無断外泊とかが傾向として取り上げられております。これにつきましては学校としての対応だけではなく、もちろん家庭、地域社会の連携ということで、地域ぐるみの補導が必要になってくるのではないかと存じます。

なお、非行化した子供につきましては、少年補導連絡会を月に1回持っております。そのメンバーは教職員、市教委、児童相談所、各学校の生徒指導主事、青少年補導センターの方々、それから、警察等で月1回、定期的に非行化した子供たちの情報交換をし、補導の対策を立てております。

5番目の中学校の不詳事件は何件あったか、ということでございますが、私どもでは学校ご

とに毎月、問題行動26項目にわたって調査しております。本年度4月から8月までその26項目を大きくまとめたものを申し上げますと、窃盗につきましては万引等ですが34件。不良行為等、これは喫煙とか深夜徘徊、無断外泊などが36件。暴力行為、これは対教師とか学校施設、生徒間の不和、この中にはいじめも入っておりますが、それが8件となっております。

以上でございます。

- 8番(並河道雄君) 詳細にわたってお答えいただきましたが、これは私の地域だけかなと思ったんですが、昨日も話し合いしまして、できれば中学行別の非行の件数を教えてほしいと言ったんですが、議会ですし、表へ出すのは御勘弁を願いたいというので了解しました。地元でも青少年問題協議会や自治会でいろんな相談があって会合を開いたことがあるんです。校長や教育委員会からも来ていただいたんですが、校長先生はなかなか本音の話をしない。教育委員会には話しているかもしれませんがね。ところが、われわれのところには、中学生の非行が最近特に目立ちまして、学校内だけでなく、外で少年院に入っている者もたくさんあるわけで、その対策も何とか講じていただきたいということで議会で取り上げたんです。母子家庭とかの共通点があり、学校や親の目が届かないところが多い。社会、学校、家庭の三者が一体で検討課題としなければならないと存じます。いま、御答弁いただいたようないろんな形で検討していただきたい。

それから、補導員が巡回しておれば、青少年指導員でも同じですが、現場で逮捕する権限はありませんが、見つけたときに事前に連絡していくことで大きな事件も未然に防げる場合がありますので、この点については真剣に検討していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

- 副議長(出原平男君) 次の答弁。
- 都市整備部次長(三井義秋君) 4番目の開発指導要綱の第1点目の建設省の通達と本市の開発指導についての御回答をいたします。

議員さんがおっしゃるとおり、58年7月に建設省より一部の自治体において、宅地開発等の指導要綱に行き過ぎがあるので是正するようにという通達があり、その措置方針として、当和泉市の開発指導要綱等を照合いたしました結果、昭和53年に見直しを行っておりますので、現要綱には行き過ぎがなく、特に問題はございませんので、御了解願いたいと思います。

- 副議長(出原平男君) 次。
- 総務部理事(大塚孝之君) 開発指導要綱の2点目の御質問の地元への還元はどうか、ということでございます。総務部・大塚からお答え申し上げます。

開発負担金の収入自体、一般寄附金ということで歳入いたしております。財政上の扱いは、

類似的な一般財源扱いとなっております。しかし、納入されます負担金自身は本来、一般財源として使用してもいいのですが、やはり開発指導要綱の趣旨から広く公共施設整備の重要財源として使用いたしておるところでございます。

まず、負担金の性格はこういったものであるということを御説明させていただき、次に、地元への還元問題ですが、開発負担金は御承知のとおり、歳入予算に計上いたし、同額を公共施設整備基金に積み立てを行っておるところでございます。そして、条例の趣旨に従いながら、広く市内一円の公共施設整備事業に充てるべく、基金会計より一般会計へ繰り入れを行って運用いたしておるところでございます。負担金の使用の仕方については、市内一円の公共施設整備に充当していくという考え方に立っており、特殊な考え方はとりたいところでございます。

しかし實際上、ある地域でかなりまとまった開発が行われますと、その影響を受けまして、早晚、必ず道路整備、教育施設の増築工事、保育所の施設整備あるいは開発地域に関連して水路整備、下水整備などが予算要求に上がってまいります。私どもは予算編成に当たりましては、地域開発に関連するそれらの事業は、優先的に整備すべきであるという考え方に立って、市長の予算査定を経て歳出予算に計上いたしておるところでございます。したがって、開発負担金とその用途については、どういたしますか、全く地域性をラチ外に置いて予算を編成してやるのではなく、開発に関連する事業を優先的に採択し、負担金をそれらの事業の財源に充当していく形をとっておる次第でございます。

以上、その仕組みの御説明をいたしまして答弁といたしたいと思います。

○ 8番（並河道雄君） 一般財源に近いような歳入の扱いで公共施設の基金に繰り入れているということです。これは一定、理解できますが、大規模な開発が続いた場合、何らかの還元の要求が当然地元から出てきます。逆にミニ開発の場合、たとえば50戸について集会所が義務づけられておりますが、Aという業者が20戸建て、次にBという業者が40戸建てた場合、その集会所の義務づけはどうかという点と、それから、公園緑地等の面積も義務づけられてますが、そういう土地の提供がなかった場合、おカネで負担金としてもらうわけですが、当然、地元には公園がないんやからということで、われわれの考えとしては、地元へ何らかの還元が必要ではないかと思えます。その辺の御答弁をお願いしたい。

○ 総務部理事（大塚孝之君） 先に総務部からお答えさせていただきますが、先ほどお答え申し上げましたように、直接、地元へ還元するという形ではなく、あくまでも歳出予算を通じて地元に関連する事業を御議決いただき、事業を執行していくという考え方に立って開発負担金を使用している、そういうことでございますので、この点を御理解いただきたいと思います。

なお、集会所施設とかの点については、都市整備部の方からお答えいたします。

- 計画課長（中屋正彦君） ただいまの集会所の件ですが、住宅建設が2回、3回に分かれそれが50戸以上になった場合、開発の時期にもよりますが、時期が接近しておれば、まとまった近接した住宅地ということで1つの団地として調整協議はできると思うんですが、時期があき、業者が変わるとなりますと非常にむずかしいと理解しております。いままでのところ、古い過去の分につきましては要綱がございましたが、要綱設定以後につきましては、そういう開発時期との兼ね合いで協議をしていきたいと思っております。
- 8番（並河道雄君） 大きな開発であれば公園などの土地も提供するでしょうし負担金も出すわけですが、10戸、20戸の規模のミニ開発では業者が変わるわけです。10戸建ったと思えば、しばらくして違う業者がきて隣に20戸建てた。町会は同じでも集会所はないから、会合をしようにも場所がない。ところが、開発指導要綱では、50戸以上の建設については集会所を義務づけてますが、今後、この要綱について検討していただきたいと思っております。その場合、逆に業者から負担金を取ってるんやから、集会所を建てるのにその負担金を還元して費用をみてやることはできないか、そういう問題も含めて最後に答弁をお願いしたい。
- 都市整備部長（萩本啓介君） 端的に御質問されまして非常に答弁がむずかしいんですが、われわれとしては、現在の要綱に基づくものは、適正に運用されていると思っております。ただ、過去のものの取り扱いにつきましては非常に時間的な経過もあり、ただいま総務の担当の方から申しておりますように、直接的な地元還元という考え方はむずかしい問題もございます。いろいろ御指摘の点につきましては、勉強課題として今後、検討させていただきたいと思っております。
- 8番（並河道雄君） この点については平行線をたどると思っておりますが、私の意見も一応述べましたので、今後、検討していただきたいと思っております。それが認められなかった場合、地元ではいろんな開発業者に対して迷惑料を取らんことには地元還元は何もない、迷惑のされ放しになります。いま、業者が工事をするに際して地元の同意書を取ったり、あるいは迷惑料的なものを出して何とか工事をさせてほしいとか、いろいろ形でやっています。これはルールも何もない。たとえば地元町会がそんなものいりまへん、となった場合、極端な話がゼロでも工事をせないかん。ある意味で負担金は、先ほどの答弁と私の趣旨は違うんですが、もちろん市全体からすれば基金へ繰り入れるのは当然ですが、地元に対してはある程度の迷惑もかけるので、地元振興策にもある程度使ってほしい。そういう意味での負担金であると思ってました。ある程度迷惑料的なものも含んでいるんじゃないかという私の考え方ですので、いまのミニ開発の集会所の件も含め、今後の検討課題として一考していただきたいとお願い申し上げ、この件は終わります。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○

○ 副議長（出原平男君） 次に、16番・天堀 博君。

（16番・天堀 博君登壇）

○ 16番（天堀 博君） 通告の要旨の説明をさせていただきます。

まず、1番目は同和行政であります、(イ)として、池上下官線の進捗状況と幸小学校の校区等についてお尋ねをしたいと思います。

和泉市通正就学対策審議会は昭和58年12月28日の答申におきまして、幸小学校の校区問題についての審議の結果を答申いたしました。これは答申書で出ておりますが、①として「教育委員会事務局素案どおりとする。」としております。先の51年答申の校区、すなわち池上下官線を境にしての校区境界を決めた答申であります、この中で池上下官線の完成までは、申し立てにより他に通学できる、とした付帯条件を取り扱う内容となっているわけであり、②では、実施については2年間の猶予をみて61年4月1日とし、新1年生からとしておるわけです。

さて、51年答申のときには、池上下官線の早期開通を見込んでの付帯条件でありましたが、58年の諮問時には、その後の6年ないし7年経過しても一向に進まないということでもあります。幸小学校の児童減少傾向とも相まって、再度の検討を審議会に委ねられたものであります。その点からすれば、猶予を持っている2年後にこの池上下官線が開通する、事業実施にかかるというものではありませんけれども、私も審議会の委員として参画しておりましたが、大方の審議会の中の意見としても、早期の完成を望む声が強かったものであります。

そこで、この府道池上下官線の進捗状況はいかなるものかを第1点目としてお尋ねしたいわけであり、その具体的な内容として1つは、現在における道路といいますのは、やはりつける限りは既設の道路あるいは計画道路等を結ぶということが要求されてますが、その点では、計画道路の大阪岸和田南海線、それと、第2阪和国道または大阪和泉南線のどちらでも結構ですが、それとの間でいかなほどの買収がなされているのか。また実際には、いわゆる南側といいますか、南東側に当たりますが、大阪岸和田南海線では、この校区問題からいえば途中のところになってしまいますので、もっと先の黒鳥山麓線、いわゆる山荘のところまで抜けるその間はどれだけの買収ができていますか。パーセントでも結構でございますけれども、お聞かせを願いたいと思います。

それから2つ目は、その買収状況は、たしか58年12月に答申がまとまったと思いますが、そのときから現在までの進捗状況はどれぐらいになっているのかというところをお聞かせ願いたいと思います。

3つ目は、幸小学校の児童の推移についてお聞かせいただきたいと思います。まず、58年

答申当時見込んでおりました61年4月の新1年生の数、それと、現時点での予想との違いは出ていないかどうか。それから、現時点で61年新1年生の数と全校生徒数、さらに、62年度から3年から5年程度の間の全校生徒数の推移はどのようになっていくかという点をお聞かせ願いたいと思います。

それから、(四)の部落解放基本法の制定についてであります。具体的な質問に入る前に、改めてこの基本法なるもの問題点を明らかにしておく必要があると思うわけであります。まず、この基本法は、その前提となっている現状認識そのものが誤っているとわれわれは考えております。先の議会での決議の折にもわれわれは意見も申し上げましたが、部落差別は今日では、正しい部落解放運動を含むいろんな民主運動の前進がされてきております。これは単に解放運動のみではありません。市民生活への民主主義の浸透もされてきております。戦後40年間にかなりの民主化が進んでいるわけでありましたが、部落解放の面から見ますと、同和对策事業16間に及ぶ展開などによりまして、着実に解消の過程をたどっているわけでありまして、差別が拡大再生産されるという主帳には、われわれは全く根拠がないというふうに見ております。

当然のこととして、まだまだ環境改善整備事業を初めとする同和对策事業その他について残っている地域、和泉市でもそうありますが、全国的には、ほとんど手がつけられていないといっても過言ではない状態のところも確かに残っております。しかし、全体的には、着実にこういう面でも解消の過程をたどっていると見るべきだと思います。

また、この基本法が期限を切らない永久法になるわけでありまして、この点も問題であります。これでは環境改善事業などによって同和地区と周辺地区との格差が是正された後も、個人への金銭給付や負担の減免もその出身故に半永久的に続けるとなります。これは身分による選別を引き続き残すわけでありまして、固定化する結果にしかならないわけでありまして、部落解放を遠いかなたに追いやるものとなるわけでありまして。

さらに基本法は、周辺地域との一体性の確保、公正な運営などを地域改善対策特別措置法いわゆる地対法であります。これを定める原則を放棄し、これまで行われてきたいわゆる解同の無謀な暴力的糾弾や利権あさりあるいはこれに屈服した不公正な同和事業にからむいろんな疑惑があちこちで出たりしておりますが、こういう弊害に対する再発防止、歯どめなどを完全に外してしまっております。しかもその中で、差別の法規制も運動団体では要求してきているわけでありまして。これはわれわれは本来、教育的方法で克服すべき差別意識というものを犯罪扱いして国民を威嚇し、糾弾を合法化するとともに、こういうものに対する批判者を法的に処罰することさえねらうもので非常に危険があります。このように基本法要求は、同和事業のこれまでの到達点や残された課題を把握した上での主張ではなく、勝手に要求、利権の永久化と暴

力的差別糾弾の合法化をねらったものと言わざるを得ません。

さて、このような大きな問題点を含んだ基本法の制定に向けて部落解放同盟は各市町村に推進本部をつくらせ、さらに、それをテコにして各種団体を集めて国民運動実行委員会、和泉では国民運動和泉実行委員会なるものをつくらせております。これらの組織を通じて署名運動や集会への動員が行われております。そのことに対してなかなか正面切って批判や反対ができないのが現実であります。私どもに寄せられるいろんな御意見などからいたしましても、あるいはまた調査によりましても、それらはかなりの数に上ってきているわけであります。

そこで、具体的な質問の中身に入ります。1つは、こういう要求集会などへの市の職員の動員は行われたかどうか。その前にわれわれの調査では動員されたようではありますが、その費用はどうしたのか。あるいは動員をする職員をだれにするかということの決め方をどうしたのか。たしか時間外だったと思いますが、時間外に対する出張というものについての命令をしたかどうか。

2つ目は、署名などについてであります。これは強制的なものなのかどうか。職員にも推進本部名でさせているように聞いております。実行委員会の名前では、婦人会その他にも回っております。この両方につきまして強制的なものかどうか、お聞かせを願いたいと思います。そしてこれらの事務局は、それぞれどこが持っているのかもお聞かせください。

次は、(イ)の小学校の副読本「にんげん」についてであります。ここに「にんげん」の昨年の分と今年の方がございます。たまたま、これは5年生と6年生の分ですが、私の長男が現在6年生でありますので、持っている本を借りてきました。これを見ますと、昨年の「にんげん」は「全国解放研究会編」となっておりまして、われわれの先輩の直村前議員がたびたび指摘をしておりましたが、「上田卓三氏」の名前が代表者として外1名の方とともに載っておりますが、今年の方には載っておりません。「財団法人解放研究所」、研究会が研究所に変わっております。こういう点で代表者の名前が消えているわけですが、これはなぜか。その経過についてわかればお聞かせを願いたいと思います。

次は、大きな2つ目の不燃物及び粗大ごみ収集についてであります。この問題につきましては、前回の議会で私どもの原議員も質問をしておりますが、時間的な制約もありまして、あるいはまたその後の動きもありましたので、改めて質問をさせていただくわけですが、前回の部長の答弁を改めて見させていただきますと、3月議会の委員会で40日に1回を30日に1回と約束しているにもかかわらず、それが守られないことに対して反省というか、一言の陳謝もないわけであります。この点では、まず、市の上層部としてどう考えるのか。特に部長が変わった、あるいは所管が変わったという点も考えられます。そういう点からすれば、これ

は退職した部長の責任を問うわけではありませんが、やはりその部長の上に立つ市の上層部として、市の行政の責任としてこれをどう考えているのか。そういう方々のお考えをお聞かせ願いたいと思います。これが1つ目であります。

2つ目は、それではこの40日に1回を30日に1回に収集サイクルを早めることにつきまして今後、どういうふうにしていくのか。「積極的な姿勢で取り組んでいくが、諸事情によりお約束はできない」と部長が答弁されております。私は、そんな無責任なことでの問題を放置できないというふうに思いますので、今後の取り組みについて再度、お聞かせを願いたいと思うわけです。

3つ目は、当面の問題であります。特に年末であります。「広報いずみ」の計画表を見させていただきますと、三林町以南の南池田地域、いわゆる三林、黒石、鍛冶屋、平井、国分、納花、それから横山校区はほとんど、あるいは北信太地域、これらの地域は、合わせて12月の収集が全くないわけであります。たまたま、王子町、山手町、幸町等につきましては11月28、29日の収集になりますから、それは12月がないということになるのかどうか問題はありますが、いずれにしても、12月の収集はないわけであります。

どことも年末に合わせて大掃除や一定の清掃をするわけですが、そのときに出たいいわゆる不燃物、後で申し上げますが、粗大ごみも含めましてそのまま置いとかなければならない。そういうスペースのあるところはいいんですが、なかなかそうはいかないところもたくさんあります。正月を過ぎますと、すぐには取りに来てくれませんので、一定の時期まで持ち越すこととなります。そういう地域では50日以上放置されたまま、あるいは手持ちをしなければならぬこととなります。まことに卑近な例で申しわけないんですが、私の住む福瀬町も今回、こういう地域に入っております。福瀬町の場合、11月21日に取りに来ていただきますと、次はいつになるかわからない、正月が過ぎてしまうわけです。あるいは青葉台等は12月27日が最終日、この日に取りに来ておりますが、昨年は逆にそういう地域になっており、大変困られたようであります。この点の年末の体制につきましては、特別に今回のような経過もございますので、組んでいただくことができないものかどうかもお尋ねしたいと思います。

4つ目は、粗大ごみの問題ですが、市は、粗大ごみの収集は業者か、あるいは直接処理場へ、と聞いております。一般的、通常的に考えましてわれわれ市民からすれば、幾ら分別収集といっても生ごみと不燃物の区別はいたしますが、不燃物と粗大ごみは区別しにくい物品もありますし、同時に頭の中ではなかなか区別ができないわけでありまして、選別して出しにくい。現に一緒に出しているのがほとんどのところでありまして、多くのところでは、地域の町会長さん、自治会長さんが放っておかれると困るということで要望もありまして、現実には収集している

ようであります。であれば、いっそのこと、そういうものも含めて臨時の場合あるいは特別な場合を除き、市の方で責任を持って収集することに決めてはどうかと考えるわけではありますが、その点でのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

以上、通告の要旨説明を終わらせていただきます。答弁は恐らく午後からになるようですが、再質問の権利を留保いたしまして一応、終わらせていただきます。

- 副議長（出原平男君） ただいまの質問に対する答弁は午後からとし、ここで暫時休憩いたします。

（午後 11 時 37 分休憩）

（午後 2 時 35 分再開）

- 議長（柳瀬美樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前の天堀議員の質問に対して理事者答弁を願います。

- 建設部理事（兼子 実君） 池上下官線の進捗状況について、建設部・兼子が説明させていただきます。

都市計画道路池上下官線は、池上町から伯太町を経て下宮町の外環状線まで延長 1 0.9 8 km 幅員 20 m の道路でございます。現在、第 2 阪和から岸南線に向けて公社所有地の買い戻しを中心に府の直接買収も進めております。本年度はさらに買収を進めてもらうべく、大阪府交通政策課、鳳土木事務所へ推進方を申し入れております。市としましても都市整備部を窓口改良事業部、建設部の 3 部で協力体制を敷き、これまで以上に進捗を図るべく、強力に働きかけていきたいと思っております。

御質問の第 1 点、第 2 阪和から岸南線までの買収状況でございますが、60 年 8 月末現在、府の買い戻し済み面積及び府の直接買収面積、市の公社所有面積その他を合わせまして、道路換算で約 30% の進捗となっております。

御質問の第 2 点、岸南線から黒鳥山麓線までの状況でございますが、現在、進めております第 2 阪和、岸南線までの事業は、第 2 阪和、東側線、和泉泉南線、岸南線を結び、事業効果から考えても優先的に進めておるわけです。したがって、この見通しが立ってから着手になるものと考えられます。

御質問の第 3 点、58 年 12 月以降の進捗はいかに、という点でございますが、58 年度は、63.12 m² の府の直接買収がございまして、59 年度は、岸南線の工程も含めまして 627.15 m²、約 7,600 余万円の買い戻しを終わりました。60 年度につきましては、1,304.84 m² の買い戻しにつきまして現在、府と協議中でございます。

以上です。

- 議長（柳瀬美樹君） 次。
- 管理部次長（鹿島賢昌君） 幸小学校の人数についてのお尋ねでございますので、教育委員会管理部の鹿島からお答えいたします。

まず、実際の人数を申し上げます。まず、55年度377名、56年度345名、57年度322名、58年度308名、59年度272名、60年度245名でございます。

それと、お尋ねの58年の適正就学審議会で提出いたしました57年5月1日現在の推計でございます。これは57年から始まっておりますが、57年度322名、これは実数と同じでございます。そして、当時の推計では、58年度320名、59年度301名、60年度289名、61年度263名、それから62年度250名。

それから、3番目には、今年昭和60年5月1日の推計でございます。60年度245名、61年度222名、62年度217名、63年度216名でございます。

それから、1年生の推計でございますが、60年5月1日の推計で61年度222名中34名、62年度217名中33名、63年度は216名中43名でございます。

以上です。

- 議長（柳瀬美樹君） 次。
- 同和対策部長（橋本昭夫君） 第2点目の基本法の関連につきまして同対部の橋本からお答えいたします。答弁に関連いたしまして、基本法に対する理事者としての基本的な考え方だけ若干、述べさせていただきます。

なぜ基本法が必要かということでございますけれども、環境改善整備事業につきましても、本市におきまして非常に多くの残事業を抱えております。したがって、法期限内の実施が不可能であるという厳しい事実がございます。したがって、事業法としての時限を切るとは必要前提とはしてありますけれども、いわゆる残事業を消化するための法的措置が必要であろうと考えております。

それから、労働、生活、教育、産業などのソフトに対する対策につきましては、地域の実態から見てやはり引き続き必要でございます。

次に、啓発活動の充実につきましては、昨年、地対協の意見具申にもありましたように、非常に対応が遅れている現状でございます。抜本的な対策が必要であろうと考えます。

なお、いわゆる悪質な差別行為に対する法的規制につきましては、いろいろ議論があることは承知しておりますが、10月1日から大阪府においても施行されておりますいわゆる部落差別調査等規制条例、そういう自主規制を含めまして、悪質な差別事象を防止する面からも法的

規制が必要ではないかという論点から、以上のような対策を総合的かつ効果的に実施するためには基本法が必要であろうという考え方をもちまして、6月21日に御指摘の第1回推進本部会議を開催いたしました。その本部会議は、本部長に市長、副本部長に助役、収入役、本部員は部長級職員全員をもって当たっております。

その中で決定されました当面の活動といたしまして、8月10日の扇町プールで開催されました同対審答申20周年記念、部落解放基本法制定要求国民集会に参加すること、合わせて大阪実行委員会の署名活動に対する取り組みについて協力していくとすることを決定したわけでございます。したがって、御指摘の集会への市職員の参加でございますけれども、推進本部長名で各本部員を通じまして、市長命令いわゆる部長からの出張命令でございます、総数45名が参加いたしました。そういう意味で出張扱いでございますので、公費で旅費を支弁いたしております。

それから、署名について強制なのかという御指摘でございますが、これは関係団体と申しますか、7月29日に本市におきまして実行委員会が発足いたしました。委員長さんは同推協の会長さんでございます。岸脇氏でございます。その中でやはり署名活動につきまして、大阪実行委員会の事業に協力していく、推進していくということが決定されたことでございます。しかし、署名はあくまでも個人の任意でございますので、強制して署名をお願いするわけにはありません。これは当然のことでございます。あくまでも、協力をお願いしたいということでございます。

事務局につきましては、推進本部の方は私たちがやっております。それから、関係15団体が発足しております和泉実行委員会につきましても、各関係団体の担当課が事務局的な協力を願いまして、総括を私どもがやっている現状でございます。そういうことで対処しておりますので、ひとつ御賢察をお願いしたいと思います。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 指導部長（崎山 繁君） 副読本「にんげん」の編集につきましては、昨年度までの「にんげん」の編集は「全国解放教育研究会」とあり、代表としましては、上田卓三、中村弘三両氏が記載されております。本年度使用の「にんげん」は「財団法人解放教育研究所」とのみあります。本年度より上田卓三氏らの名前が削除されましたことにつきましては、従来より本市議会及び学校現場からも、現職の国会議員が公教育に使用する副読本について、その氏名を記載されていることは不適切であるとの指摘を受けておりました。本市教育委員会としましてはその指摘を受け、府教委指導二課にその旨を申し入れてきたところでございます。

なおその際、そのような指摘は他市からもあるという情報も得ております。

今回、代表者の氏名が削除されておることについて、副読本の配布、指導の所管であります教育指導二課の見解は、今回、「にんげん」の編集が「財団法人解放教育研究所」に変わったことに伴い、60年度使用版より代表者氏名を記載しないことになった、との見解を得ております。

以上でございます。

- 16番(天堀 博君) 同和行政から先にやらせていただきます。

まず、池下線と幸小学校の関係でございますが、先ほども申し上げましたように、私も審議会の委員として参画しておりますので、いろいろ中身の事情もわかっておるんですが、なかなか池下線自体が進捗していない現状であろうと思います。それから答弁の中で、いわゆる岸南線から以南というか、以東というか、そこから山手の方に向けての線については、これは岸南線までの事業着工とか、あるいは事業化が進む中でやっていくという計画だと思えます。

審議会の中でも出ておりましたが、この計画図を見ますと、岸南線以南の部分でも、今回の伯太四丁目の部分がほとんどといっていいくらい含まれてます。これでは、この部分が不明確のまま残ってしまうのではないかと思います。この点はどこに開けばいいのか、一応、建設部の所管あるいは都市整備部、改良事業部等も含めて建設部所管の考えとしては、まず、岸南線までやるんだということのようです。全体的には教育委員会の所管になってくるんですが、いま言ったように、伯太四丁目の部分で岸南線以南の部分がかかなりあるので、その辺とのからみでどういふふうにお考えなのか、お聞かせ願いたい。

それから、小学校の生徒数をお聞きしましたが、大体比較してみると、最初の推計よりはそれぞれ減っていくという状況になっております。この辺の原因は、もう少しわれわれも詰めて調査しないとわからないんですが、実際には校区を広げてはいるんですが、実質上、校区を広げた形にしてある。ところが、61年の4月1日から新1年生が幸小学校にいくという段階が近づくにつれて、当初の年齢別に見た推移からみて減ってきているという現状をどうとらえているのかというふうに思うわけです。

この問題についてはいろいろお聞きし、検討材料にしていきたいと思っておりますのでその程度にとどめておきまして、この2点についてお聞かせ願いたい。

- 教育次長(逢野博之君) 道路そのものの建設につきましては建設部からお答えいたしますが、教育委員会サイドから、道路が完成していない中で61年4月にこの校区を実施していくのは問題点が含まれている、という先生の御質問にお答え申し上げます。

御承知のように58年に御答申をいただき、2カ年の経過措置を設ける中で、61年4月から新しい幸校区が実施されるわけです。一般的に一定の校区と申し上げましたら、道路とか水

路とかのわかりやすいもので線引きしているのが実態でございます。少なくとも、この池上下宮線で幸小学校校区を決定いたしました51年当時におきましても、この池上下宮線は41年当時すでに計画決定され、51年当時ですでに10年が経過しております。その段階では、池上下宮線は一応、近い将来できるであろうという前提のもとに51年時点、適正就学対策審議会にて御審議いただいたように承っております。

その後、58年に再度、審議会にてこの問題を御審議いただき、7年経過した58年当時におきましても池上下宮線の事業化が具体化されず、いろいろ付帯条件の段階で問題がございました。その段階で付帯条件を外させていただいたわけでございますけれども、少なくとも、61年4月実施の2カ年の猶予期間と申しますのは、道路完成を前提にしてのものでございまして、一応、御理解いただくということが大きな主眼でございます。しかし、来年度4月にこの校区が実施されるわけでございますので、教育委員会のサイドから見ますと、道路の完成は理想とするところでございますけれども、現実の段階では、具体的な見通しを持ってございません。したがって、実際上の事務処理の問題におきまして、われわれといたしましては、危ぐされる内容につきましては十分配慮しながら、もちろん計画されております道路を基本にし、事務処理段階で万全を期してまいりたい考えでございます。

もう1点の児童推計の減の原因でございますけれども、この推計は、あくまでも学年進行でしております関係から判断いたしましたものでございます。転出が大きな原因であろうと考えております。

- 16番(天堀 博君) いわゆる転出による減少というところ辺は、きょうはそこまで突っ込みませんが、それをどう考えておられるかということは、非常にむずかしい問題があると思います。これは次の議会で譲ります。しかし、現状はそういうふうになっていると思いますので、議員の皆さんも含めて理事者の皆さんもよく知っておいてほしいと思います。一定の理解を得なければならないということから2年の猶予を持ったわけですし、それはそれでよかったと思うんですが、現実には、実質上広げながらそうなっているところに問題が含まれております。

それから、確かに私もこの2年間でこの道路の事業化が進むということではないと言いました。しかし、いまの答弁にもありますように不自然ですね、何か地図の上で線を引いて判断していくことはね。通常考えればきちんとすべきで、買収も早め、工事を進めなければならないということが出てくる。それから、先ほども言ったように、岸南線以南の部分が全く手つかずと言ってもいい状態でしょう。先ほどの地図は、適正就学審議会に出されたもののコピーされたものですが、この色が塗られた部分を見てもほとんど手つかずの部分になってます。この辺

でかなり不自然な状況が残るんじゃないか。

特にいろんな形で開発が進んでいる地域ですから問題も起きてます。まだまだこれからあの辺では開発にからんで問題が起きてくると思います。そういうことがからんでくるので、その点も含めてよけいどうするかということを含めておかないと、岸南線までできた、それから進めるということでは非常に何か片手落ちみたいな形になるんじゃないかと思います。その辺、教育委員会としても、岸南線以南も早期にやってもらうような方向で建設部所管なり大阪府なりに言っていくのかどうか、その辺の見解もお聞かせ願いたい。

○ 教育次長（逢野博之君） ただいまの御質問でございますが、私の方といたしましては先生御指摘のとおり、1つの校区の線引きの目安に道路とか、少なくとも校区全体がわかるような形で実施していただきたいのが希望でございます。しかしながら、建設部におきましても、また、実施主体の大阪府におきましてもそれぞれの事情もあろうかと思えます。しかし、教育委員会の立場からすれば、御指摘の趣旨を踏まえまして御要望申し上げたいと考えております。

○ 16番（天堀 博君） 今回はその程度で置いときます。基本的にはそうだろうと思いますので、そんな形で進めていただかないと、ますますあの辺で問題が発生してくる。それでなくても児童が減少してきているということがありますので、その辺もよく考慮していただきたいと思えます。

次に、基本法に関係する問題ですが、公費で旅費等も出して時間外に職員さんを派遣することについて、この辺での問題点がないのかどうかの見解。もちろん推進本部ですか、8月10日の集会に参加することを決めた、署名も決めたということで問題はないということですが、これで済むのかどうか第1点。

それから、署名強制の問題ですが、いわゆる任意でやられるものから強制ではない、当然のことだと思いますが、これは職員さんに対して出している分もそういうことになるんですか。

それから、この署名の中に「オブザーバーも含む」となっていますが、全国知事会とか出てます。この辺はいろいろ問題が出ているところですが、その辺はどうとらえているのか。

この3点。

○ 同和对策部長（橋本昭夫君） 第1点の集会に参加した職員でございます。当日は土曜日の午後でございますが、その意味で本部長としては、管理職の職員で都合のいい方を各部で推薦、参加していただきたいとお願いしたわけですが、その意味であえて時間外勤務という形ではなく、土曜日の午後の出張命令で対処させていただき、一般職員の御迷惑にならない形で対応したつもりでございます。

それから、署名の件でございますが、たとえば職員さんであっても私ども、推進本部事務局

として職員さんのところへ行って強制することはなかった。あくまでも、職員さん自身がそれに対して理解をしていただき、署名に協力していただくという立場でございます。

それから、署名用紙について、全国市長会等地方6団体の関係でいろいろいきさつがあるようですが、私どもの中では、全国市長会あるいはそういう6団体と地方実行委員会の事務局との意思の疎通が十分でなかった。といいますのは、この基本法制定要求中央実行委員会というのは、前回の同和对策特別措置法強化改正要求中央実行委員会の名称変更した団体でございます。その名称変更してきた中で若干、意思の不統一があったのではないかと推測しております。オブザーバーの団体等については、私どもはあえて問題にはしていないというのが率直な御回答でございます。

- 16番(天堀 博君) これもかなり聞いておくということが主になってますが、署名が強制的でないということでしたら、たとえばの話、本部長名なりで署名の依頼を出していると思うんですが、受け取った職員さんが署名しなかった、拒否するかどうかは別にしてね、極端に言えば、署名をしなかったという理由でその職員さんがいろんな職責を問われたり、あるいは今後の昇給とかに影響する、あるいはまた、これは一般も含めてですが、運動団体から糾弾を受けるとか、そういうことは一切ないと言い切っているのでしょうか。事務局の総括をしているとおっしゃるあなたはどう考えておられるか、あるいは本部長としてどうなのかということでも結構です。
- 同和对策部長(橋本昭夫君) 端的な御質問でございますが、あくまでも、署名については職員さんに自主的な協力をお願いする。対象も管理職を中心にしてお願いしたいと思っております。いわゆる先ほどおっしゃってますような昇給等の条件に影響する、そういうことは当然、あり得ることではないと考えております。御理解願いたいと思います。
- 16番(天堀 博君) 端的にお聞きをしたんですが、それはそれで結構です。市長、絶対にそんなことがないと保障してやってもらわんと困るんですわ。これは職員もそうですが、一般も含めてね。いろんなところで問題にされたりとなると大変なことやと思います。それこそ強制する形、集団の中での一定の強制が出てくることになります。たとえばどこかの婦人会ができてないと、たまたま何かの集まりで話が出たらやむを得ないかもしれませんが、そのこと自体も私は問題やと思いますが、よく事務局として全体をにぎって理解してもらい必要があると思います。

副読本の「にんげん」の代表者の名前が消えている問題につきましては、いま、答弁がありましたように、私どもの前の直村議員が当時、いろんなことで問題にしました。そのことを府の教育委員会に反映させていただくようにやっていたと思うんですが、その結果による

のかどりかわかりませんが、府の教育二課の話では、財団法人の解放教育研究所に変わったから、ということだけ、それ以上のことは言われないうし、こちらはこちらで勝手に推測するしかないが、それが反映されたものと理解しておきたい。今回、同和問題は簡単ですが、これは以上で終わっておきます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 市民生活部長（青木孝之君） 不燃物、粗大ごみ収集問題につきまして御答弁申し上げたいと存じます。

まず、最初に御指摘ございました不手際のありましたことにつきましておわびを申し上げたいと存じます。本年2月の所管委員会におきまして、不燃物収集を現行の40日に1回から30日に1回を6カ月以内に業者委託をあわせ実施するとお約束申し上げ、その後、議会におきまして、諸般の事情から6カ月以内実施が困難である旨のお答えを申し上げてまいりました。諸般の事情とはいえ、お約束が守れなかったことはまことに申しわけなく存じ、深くおわびを申し上げます。今後、このようなことのないよう十分配慮しながら、早期実現に向けて努力してまいり所存でございますので、何とぞ御理解を賜りたいと存じます。

○ 16番（天堀 博君） 今後の計画というものが出されてない。3点目、4点目があったと思いますので、それも同時にやってほしいのですが、先に部長から「非常に申しわけない。おわび申し上げます」ということですが、部長の上となると助役、市長となるんですが、これをするということは上層部では知らなんだことですか。

○ 助役（坂口禮之助君） 私からその点について、陳謝を申し上げながら御説明申し上げたいと存じます。

先ほど関係部長から陳謝いたしておりますように、本年2月28日の産業病院委員会の席上、当時の部長が「6カ月以内に何とか実施する」という発言をいたしております。確かにその段階では、われわれも一応のやり方等につきましては、こういう形でやるんだという具体的な内容に至る詰めがまだ行われない段階でやるという意気込みだけが先走り、ああいう答弁になったわけです。その後、実際に40日に1回を30日に1回に短縮することに伴う諸事情をお互いに検討し合ったところ、困難な問題がたくさんあるということがわかってきたわけでございます。したがって、それらの問題を1つ1つクリアしていくためにはかなりの時間を要するであろうということで、青木部長になってから「6カ月以内にはできがたい」という御答弁を申し上げ、その間に前部長が退職、現在の部長の答弁との間に食い違いができてきたことにつきましては、まことに申しわけないことでございます。

40日に1回を何とか30日1回に短縮したいという願望は、終始一貫して前部長も現在の

部長も持っておるわけです。私たちがこれは市民サービスにつながることでございますし、現実的な問題あるいは他のいろんな関係機関等との調整も必要でございますけれども、鋭意検討、克服しながらできれば来年度早々に結論を出したい、がように存じておる次第でございます。その点はひとつ御理解を賜りたいと存じます。後の細部にわたりましては、担当の部課長から御答弁させていただきます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 市民生活部長（青木孝之君） 2点目の不燃ごみ収集の取り組みについて、これは基本的なことでございますので私より御答弁申し上げ、3点、4点目につきましては課長から御答弁申し上げたいと存じます。

不燃ごみの収集日程の短縮につきましては、所管委員会においても御審議をいただいた経過もございますし、また、6月の議会においても一般質問で御意見をいただいております。収集日程の短縮につきましては、先ほど助役さんからも申し上げましたように、市民サービスの向上につながるものと十分理解しております。できるだけ早い機会に実現いたしたく鋭意、その作業に取り組んでおりますが、既存のごみ処理業者間の調整、関係団体との協議も行わなければならないなど、いろんな問題が山積しておるわけでございます。いずれにしましても、先生の御意見を踏まえ、所管の委員会にも御相談申し上げながら、来年度当初に向けましてその実現方に努力してまいる所存でございますので、何とぞよろしく御理解賜りたいと存じます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 環境衛生課長（岸田秀仁君） 3点目の年末収集対策について環境衛生課・岸田よりお答えさせていただきます。

現行の40日に1回処理しております不燃ごみを年末の12月30日に1回収集することにつきましては、所管委員会に御相談申し上げやってみりたいと考えております。

なお、われわれといたしましては、特に年末、町を美しくすることについては十分理解しておりますので、この実現につきましては努力してまいりたいと考えております。御理解を賜りますようお願い申し上げます。

4点目の粗大ごみの収集についてですが、現行では粗大ごみは、排出者の自己処理のためをえと取り、収集業者に処理を依頼する場合及び泉北環境整備施設組合に直接運び込む場合いずれも有料で、この二通りの方法で市民に対してPRを行い、御理解をお願いしております。しかしながら私たちは、不燃ごみのステーションに粗大ごみが混入して排出されており、これを放置しておくわけにはまいりませんので、不燃ごみと合わせて直営で収集いた

しておるのが現状でございます。

この粗大ごみの処理について、排出者の自己処理の枠を外してしまいますと、いまでも不燃物のステーションが粗大ごみ混入により分別収集ができない状態にありますので、現行の市が収集するごみと市民が自己処理するごみの区別を崩さずに続行させていただき、今後、市民に対して御理解を求めながら徐々に改善しようと努力してまいりたいと存じます。

以上、簡単でございますが、御答弁を終わらせていただきます。

○ 16番(天堀 博君) 2番目の今後の計画と伺いますか、来年度当初に向けてやれるように鋭意努力していきたいということですが、ここで改めてお聞きしたいんですが、市の条例とか規則では、この日程のサイクルはどうなってるんですか。

○ 環境衛生課長(岸田秀仁君) 多分、条例では関係ないように思います。

○ 16番(天堀 博君) そうしたら、これは違うんですか、和泉市の廃棄物及び清掃に関する規則というのは、この第3条には、事業所以外のもの(以下「一般家庭」と言う。)から生じるびん類、かん類等の不燃物性一般廃棄物というのはこれなんだ、という。別に定める計画というのは、広報に出てくる計画だと思うんですが、おおむね月1回収集となっております。関係ないことはないんじゃないですか。それとも私の勘違いですか。

○ 環境衛生課長(岸田秀仁君) いままで30日に1回のローテーションで組んでいたのが、たまたま不燃物やなく粗大ごみもふえてきた中で40日に1回のローテーションになっているだけで、やはりわれわれとしては条例に向けて今後、鋭意努力してまいりたいということとして、30日を15日云々にする場合に限っての御質問だと思いましたので、そのようにお答えさせていただきました。

○ 16番(天堀 博君) そちらの質問の聞き違いということで理解をしておきますけれども、いずれにしても、月1回が40日に1回に現実になっている。それは粗大ごみが混入しているからということですが、ここでは、それが基本的に言うてみたら問題にすることやないと思う。それならその対策を考えるべきであろうと逆に思うんです。しかも、実際の10月、11月、12月の収集日程を見ますと、大体平均して私の計算では42、32日です。一番短いサイクルで39日というのが2回ほどありますが、長いのは45日、47日というのも5、6回あります。平均して42日ですから、おおむね40日に1回というのならいけるとは思います。おおむね月1回ということですから、これはそう大層なことやなく、規則でそうなっているわけですからね。別にこのことだけとらえて条例、規則に違反しているからやれという気はありません。

現実いろんな問題があることはわかりますからね。せやからといって、先ほどお聞きした

処理業者間の調整問題とか、関係団体との協議とか言われていますが、われわれが漏れ何うところによることと、独自でいろいろ調査して判明している限りで考えますと、これは非常にむずかしい問題が現実にあります。だから、来年春までに業者間の調整問題とか、関係団体との協議が果たしてできるのかどうかとなるとむずかしいんじゃないか。しかも、これは当初から業者委託ということを前提にされているからこうなってくる。本来、そういうことじゃなく、具体的に直営でできる方法がないのか。粗大ごみの混入という問題がありますが、サイクルを早めれば、一般的にいけばごみの量は少なくなってくる。40日を30日に1回にすれば減ってくるのが普通の計算です。過渡期にはどうなるかわかりませんが、一定、そういうことになってくるのではないかとさえます。もっと早めればもっと少なくなる。その体制さえ整えばそれなりに合理化もできていくと思う。

地方行革とかいろんなことが言われている時期ですから、職員さんをふやして直営はむずかしいという一面はわかります。しかし實際上、やってみて果たしてそうなるかという、何も業者委託することが合理化の行革でも何でもないと思いますよ。もっと合理化ができる面があるのではないか。その辺は現場でも、あるいはトップクラスでもっとよく考えていただいた方がいいんじゃないかという気がするわけです。せやから、おおむね月1回の収集となっているんですからそのことを守っていただき、そのことを詰める計画はないか。質問者の意向も十分にくんでこの問題に取り組んでいただくことが必要じゃないかと思うんです。この問題にばかりかかっていたら、来年3月の予算委員会でまたぐあい悪い、また話が見つからない、恐らくそうなるのが目に見えています。それぐらいこの問題はむずかしい。また、先送りになるといかんと思しますので、その辺、具体的な実現可能なことを考えられないかどうか。

- 市民生活部長（青木孝之君） 御指摘いただいておりますように、このことについては、非常にむずかしい問題がたくさんございます。先ほども申し上げましたように、一部業者委託についても組合との協議、それから業者間の調整並びに下水道の普及に伴いますし尿業者の減益からくる転業対策等も考えられるわけでございます。

お話を聞きする中では、委託でむずかしいだろうから直営でやれないか、という御指摘かと存じますが、昨今、行革による行政縮小のきざしの中でのごみ処理事業の民間委託は、人件費、経常経費の大幅な削減と作業効率から住民サービスにつながるものと考えてございます。したがってこの際、一部民間委託化について業者間の調整が得られるよう、私どもは最善の努力をいたしてまいりたい。どうしても調整が得られない場合であっても、一定の時期には何らかの結論を出させていただきたい、かように存じておりますので、よろしく御理解を賜りたいと存じます。

- 16番(天堀 博君) そうすると、助役さんに確認をしておきたいんですが、いま、部長の言われたことで間違いはないですな。業者間の調整その他のいろいろむずかしいことがたくさんあることはわれわれもわかります。あくまでも、業者委託を前提としているところ辺が問題なんです。その問題が解決できなくても一定の時期、というのは非常に危ふやな言い方ですが、一定の時期には結論をつけるようにするという事は、他の方法も考え得るということの意味だろうと思うんです。そういうことでやりますということについては、来年度当初と言っても1、2ヶ月ずれるかもわかりませんが、またぞろ、半年、1年先のことではないということでは間違いはないかどうか。この点を確認させていただきたい。いままで1度出てるから。
- 助役(坂口禮之助君) ただいま部長の方から答弁させていただいた方向でこの問題を進めていきたいと存じます。基本的には、いわゆる40日を30日に短縮することに伴う増加する業務量につきましては、民間委託を主眼として考えていきたいと思っております。民間委託につきましても先生が御承知のとおり、幾らかの複雑な問題を処理しなければならないところもございまして、鋭意、それらの問題を解決し、何とか40日を30日に短縮できるように最大の努力を図ってまいりたい。1、2年先のことは考えてございません。一定の目途を持ってこの問題に取り組んでまいりたいと存じております。
- 16番(天堀 博君) 非常にバカ念なんですが、もし、それが非常にむずかしくてできなかったという場合、他の方法もあり得るんだ、考えるんだと解釈してよろしいですね。
- 助役(坂口禮之助君) 既定方針でいくということですよ。
- 16番(天堀 博君) 多少無理があっても業者委託で進めるんだということですか。
- 助役(坂口禮之助君) そうです。
- 16番(天堀 博君) 業者委託ができなかったら直営でいくということではない。
- 助役(坂口禮之助君) はい。
- 16番(天堀 博君) どちらにしても一応、来年度当初に向けて条例、規則どおりやるという方向でいく、多少のずれはあるにしてもね。それは確認してもよろしいですね。

それから、年末については委員会でも御相談して、ということですが、委員会も大事ですが、ここは本会議ですからね。ぜひ実現方に努力してほしい。その結果を委員会に報告していただいたら結構ですよ。だけど、ここでの質疑は、私が聞いていることに対してお答えをいただくということにしておきたいと思えます。

それから、粗大ごみにつきましては、いろいろタガが外れてしもうたりますますふえてくるので、ということですが、それは同時にPRも含めてやっていただきたい。先の趣旨説明でも申し上げましたように、実際上は、区別がつきにくいものもたくさんある。市民の方々が、下

駄箱を燃えないごみのときに出すんやと皆思ってます。PRしても実際そうやと思います。焼却場の関係で生ごみの中にびんや缶を入れないということはわかりますがね。それ以外、不燃ごみと粗大ごみの混入は避けがたいし、実際、そうなってます。その辺はもう工夫していただく必要があるのではないかな。

これは意見として申し上げておきまして一応、終わっておきます。ありがとうございました。



○ 議長（柳瀬美樹君） 次に、18番・勝部津喜枝君。

（18番・勝部津喜枝君登壇）

○ 18番（勝部津喜枝君） 通告に基づきまして趣旨の説明を行います。

1番目に、地方行革大綱でございますが、すでに御承知のように本年1月22日に自治省が事務次官通達として、本年8月末を一応のめどに各地方自治体に行革大綱の策定、報告をするよう指示したと言われております。本市におきましては、現段階でどのような状況になっているのか、お尋ねいたしたいと思います。

2番目に、パチンコ店建築に関連しての町づくりでございます。和泉市太町41番地の72にパチンコ店建築の準備が進められていることが地元住民にわかりましたのは、去る9月9日であります。この時点ですでに必要手続は市の指導のもとに完了し、必要な書類が上級官庁に送られていることもわかりました。当然、地元住民は驚き、1、2日の間に1,000名を超す反対署名が集まり、市長あて提出され今日に至っております。

そこで、まずお尋ねいたします第1点は、本件申請用地は、都市計画道路との関係で該当課が現場調査並びに協議、手続などはどのようにされたのか、お尋ねしたいと思います。

第2点、和泉市宅地開発指導要綱に基づく事前協議等はどうのようにされたのか。その内容も含めてお答えいただきたいと思います。

第3点は、交通公害課が申請のあった現場に調査に行かれたのかどうか。行かれたとしたら、いつ、だれが、そして、その内容等持ち帰っての協議の状況はどうであったのか、お尋ねしたいと思います。

以上、自席よりの再質問の権利を留保いたしまして、終わります。

○ 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。

○ 市長公室企画室長（稲田順三君） 第1点目の地方行革大綱につきましてお答え申し上げます。

まず、現在の取り組みの状況でございますが、効率的な行財政運営の確立という立場から、組織、制度その他施策について見直しを図るべく、本年7月末に市長を本部長とする行財政改

革推進本部を設置いたしましたところでございます。本部長は市長、副本部長に助役、本部長に収入役、教育長、全各部長が委員として入っております。総勢28名でございます。

なお、この本部の任務遂行するにつきまして、より専門的な調査研究機関をつくるべく、別に理事、次長、課長でもって研究会を設置いたしました。研究会は5つの部会に分かれ、総勢41名でございます。現在、各研究部会におきまして現状の実態を分析、いろいろ検討中でございます。まだ、具体的な内容についてはでき上がっておりませんが、引き続き作業を進めておりますので、御理解賜りたいと存じます。

○ 18番(勝部津喜枝君) 大まかな点だけお尋ねいたしますが、いわゆる言われております委員会なり懇談会はまだ設置してないということですね。そこで、新聞報道等によりましても、当初の一応のめどであった8月末が全国的に大幅にずれ、聞くところによりましても、1カ月延ばしたとも伝えられております。きょうはすでに10月1日なんですが、そういう状況の中で1つは、大阪府なり自治省なりが検討の状況を含めて内容の指導、点検などで本市に何か働きかけといたしますか、そういうふうなものはあったのかどうか、その点お尋ねしたいと思います。

○ 市長公室企画室長(稲田順三君) 大阪府から4日ほど前、現在の取り組み状況について、ヒアリングということではなく、説明していただきたいということで、文書で報告しております。

○ 18番(勝部津喜枝君) 回答の日付まで厳しく言ってきておるといことですか。

○ 市長公室企画室長(稲田順三君) そういうことは言ってきておりません。国会答弁でも御指摘されておりますが、強制的に出すというのではなく、自主的に現状を報告してほしいという状況でございます。

以上でございます。

○ 18番(勝部津喜枝君) そこで、私どもは端的に申し上げまして、この地方行革大綱の策定、提出の押しつけには反対の態度を考えております。しかし、行革そのものに反対ということではなく、真に効率的で清潔な市民のための行革という観点からはぜひ洗い直しをする、行政の点検をすることにやぶさかではありません。その意味で1つは、基本的な姿勢について、ぜひ前向きというか、市民の立場に立った取り組みをするというお考えが明らかにこの場でされるのかどうか、お尋ねしておきたいと思います。

2つ目は、すでに報道等で大阪府が提出しておると聞いておりますが、自治省の方もそうそう黙っておらないと思いますが、先ほどの答弁では、4日ほど前に大阪府下各市町村に約7項目にわたっての調査報告を申し渡したと聞いておりますが、自治省の方も何というか、ペナルティーをちらつかせて正常に圧力をかけてくるのではないか。それだけの意気込みが国の動き

を見ておりまして感じられます。その点で当初に申し上げましたように、市民の立場に立った真に必要な行革であるということで取り組んでいかれるのか、その点をひとつお尋ねをしておきたいと思います。

もう1つは、どうしても設置しなければならない委員会なり懇談会でございますけれども、この位置づけといいますか、これをどの程度考えておられるのか。たとえば行政や議会を上回るような権限を持たせたものにしていくのかどうか、その点も非常に重要な問題だと思っておりますので、お尋ねしておきたいと思います。

- 市長公室企画室長（稲田順三君） 行政改革を進めていく上において、市長がかねがね答弁しておりますように、市民の福祉増進を図る観点から取り組んでいく立場は変わっておりません。

それから、懇談会の性格でございますが、これにつきまして市長は、市民の理解と協力を得ることが最も大事だと考えております。本市の行政改革推進に当たっては、市民の意見を十分に反映させる組織にしていきたいと考えております。御指摘の議会の上につくるかじゃなく、市民の代表の方々の意見を十分反映できるような形で取り組んでまいりたいと考えております。

- 18番（勝部津喜枝君） むだを省くことについてもそれぞれに考え方がございますが、きょうの時点ではさておき、市民の立場に立った真の行政改革を進めていただくという総論的な御回答を肝に銘じていただきまして、今後の状況を見ていきたいと思っております。

行政改革につきましては、これで終わっておきます。

- 議長（柳瀬美樹君） 次の答弁。
- 計画課長（中屋正彦君） パチンコ店建築予定申請に係る都市計画道路との関連及び許可の経過につきまして、計画課・中屋より御説明させていただきます。

まず、パチンコ店建築申請につきましては、北信太駅前にあります太町41番地の72、敷地面積412㎡でございます。本申請を含む周辺は、去る昭和41年4月11日付都市計画決定がされております北信太駅前広場並びに北信太駅前線都市計画街路に係る区域でございます。また、別途、用途地域につきましては、去る昭和41年、旧用途地域制による商業地域でございまして、その後、新用途地域に変わる段階で昭和48年に近隣商業地域に変更され、現在に至っているものでございます。

こうした都市計画制限の中で本年7月3日に申請人、和泉市太町の新井洪範氏より都市計画法第53条第1項の規定によります建築許可申請書が提出され、審査の結果、建物建築予定の構造につきましては、鉄骨2階建て造りということで、都市計画法第54条の許可基準に一応、適合いたしております。また、都市計画街路北信太駅前線及び広場の事業化につきましても当

面、事業化の見込みはないということで、許可もやむを得ないという判断をいたしました。それによりまして8月28日、大阪府へ副申をいたしましたものでございます。大阪府ではこれを受けまして、去る9月4日付で53条の許可をおろしたという経過でございます。

2点目の本市の指導要綱に係ります事前協議についての経過及び関係各課の協議内容につきまして、あわせて御説明申し上げます。

本パチンコ店建築計画の内容を見ますと、2階部分に従業員の寮ということで12室を含んでいるため、本市開発指導要綱に関連いたしますので、本年7月5日に指導要綱に基づく事前協議という格好で施主の方よりも申請書が提出されました。

これを受けまして私どもの方では、道路課、河川水路課及び水道部、消防、交通公害課の関係各課の協議の中身につきましては、河川水路課におきましては、排水の放流について御協議いただきたい。また、浄化槽を設置する場合、町会並びに水利組合の同意を得てほしい。また、交通公害課におきましては、市の環境保全条例第8条に基づきまして別途、協議が必要であります。駐輪場、駐車場についての協議、土地利用計画書の提出ということでございます。私の属します計画課におきましては、地元町会に説明し同意を得られるように十分に調整を図りたい。市道掘削については、道路課と協議をされたい。駐車場については交通公害課と協議しなさい、というような項目でございます。関係各課の協議が一応、8月31日に成立し、市と開発者との間で覚書を締結したものでございます。

以上、経過報告の答弁を終わります。

- 議長（柳瀬美樹君） 次。
- 産業部次長（中上好美君） 3点目の交通公害課にかかわる問題として先ほど、中屋課長から話が出ました環境保全条例に関係する点についての御質問についてお答えしたいと思います。

まず、担当課として現地調査をしたか、ということでございますが、当然、係長が担当者を現地に派遣し調査を行っております。その調査に基づきまして、環境保全条例の関連条項の各項目につきまして、申請者の代理者を通じまして協議を行っております。この中で特に申請者に対しては、地元町会を初め地元の皆さんに十分建設内容を説明、徹底し、了解をいただくよう指示をしております。

以上でございます。

- 18番（勝部津喜枝君） 1番と2番につきましては、中屋課長から御答弁をいただいたので、先にこの点にしほりまして再質問をさせていただきたいと存じます。

1番目の御答弁の中で、都市計画道路北信太駅前線につきまして当面、事業化の見込みがないということでございましたけれども、53条、54条に基づきまして1つは、知事に許可を

求める申請をしなければならない。それは当面の事業化の見込みがないということについては、何か明確にして許可を求められたんでしょうか。

あわせて、54条の許可基準の中で、当該建築物が都市計画に適合するものかどうかも基準の1つとして述べられておりますけれども、その点はどのように御判断をされたのか、お答えいただきたいと思えます。

○ 計画課長(中屋正彦君) 当面、事業化の見込みがないということでございます。それにつきましては、北信太駅前線そのものが一応、昭和41年に計画決定されて以来、日本住宅公団が施行いたしました鶴山台団地と関連いたしました43年以降ですか、事業化の予定を立てまして、地元にも説明をした経過も一応、聞いております。その後、事業化が図れなかったという経過の中で、パチンコ店から53条申請が出されるまでに約8件の53条の許可をすでにおろしてございます。そういう中で本件につきましても、過去の8件の許可関係もありまして、この都市計画道路が国の補助制度とかの関係で事業化も当面、図れないということで、許可もやむを得ないという判断をした次第でございます。

○ 18番(勝部津喜枝君) これは計画課として、そういう判断のもとに知事への許可願を出したということではよろしいのですか。

○ 計画課長(中屋正彦君) そういうことで申請をいたしました。

○ 18番(勝部津喜枝君) そういう都市計画に適合したかどうかという基準の判断、この辺はどういうふうになりますか。

○ 計画課長(中屋正彦君) 都市計画法54条の許可基準がございまして、その基準の中に、構造については鉄骨造り及び木造で2階建て以下という基準がございまして、本申請に係る建築構造は先ほども申し上げましたとおり、鉄骨造り2階建てということから適合していると判断いたしました。

○ 18番(勝部津喜枝君) 第2番目に、宅地開発指導要綱に基づく分については、2階が従業員寮ということで一般の居宅に対する指導要綱に基づく事前協議だと思えますが、こういう場合、負担金などはもらうわけですか。

○ 計画課長(中屋正彦君) 負担金につきましては一応今回の場合、独身寮という形ですので、公園施設の負担金のみをいただいております。

○ 18番(勝部津喜枝君) 金額は幾らですか。

○ 計画課長(中屋正彦君) 1戸につき30万円です。

○ 18番(勝部津喜枝君) 12戸ということは360万円。

○ 計画課長(中屋正彦君) さようでございます。

- 18番(勝部津喜枝君) それと同時に指導要綱の事前協議の中で、地元町会との調整を図りたい、という事項がありますが、口で言うたのか、それとも、事前協議書に明確に書いたのかどうか。
- 計画課長(中屋正彦君) 事前協議書に記載、指導をいたしました。
- 18番(勝部津喜枝君) どのような指導をされたんですか。書いただけにとどまっているということなのか。それとも、ずうっと経過の中で追及をしていったのかどうか、その点はどちらですか。
- 計画課長(中屋正彦君) 追及はいたしました。本来、法的には一応、地元の同意書を取れ、という指導はできません。なるだけ地元町会に十分説明をし同意が得られるよう調整を図れ、ということで、業者の代理人を通じて地元へ入ることを指導いたしました。
- 18番(勝部津喜枝君) 最終的には同意を得られたという報告で確認されておりますか。
- 計画課長(中屋正彦君) 最終的には一応、確約書というか、覚書の格好で業者から提出されております。
- 18番(勝部津喜枝君) どんな覚書ですか。最終的に調整を図ったという覚書を取っているわけですか。
- 計画課長(中屋正彦君) その覚書の内容につきましては……。
- 18番(勝部津喜枝君) その点は結構です。地元町会との調整を図ったということでの最終確認の覚書ということに理解してよろしいですか。
- 計画課長(中屋正彦君) 調整は現に図られておりませんでした。
- 18番(勝部津喜枝君) 経過の中では、どのぐらい報告を求められたんですか、計画課としては。
- 計画課長(中屋正彦君) 協議成立に当たりまして一応、覚書で処理させていただいたわけです。
- 18番(勝部津喜枝君) 結局、最終確認がないままで覚書を交わしたということですね。
- 計画課長(中屋正彦君) はい。
- 18番(勝部津喜枝君) 3番目に、交通公害課の関係でお聞きをいたしますが、当然、現地に行ったということですが、かねがね駅前につきましては、交通公害課から出向いていただきまして、自転車対策等を含めまして大変混雑する状況にきておるわけです。これは御承知のとおりだと思うんです。そこで、地元住民の声を直接聞かず担当課だけが出向いてどういう協議をし、せつかくの環境保全条例に基づく仕事をされたのかどうかという点がいま、一番の問題になっているんじゃないかと思うんです。

そこで、たとえば第6条に事業者の責務ということ、たとえ法に抵触しなくても最大限の努力をなさ、ということがうたわれているわけでございますけれども、この点で、もっと厳密に地元住民の声を聞いて環境保全条例を本当に生きたものとして運用していく気がありましたら、たとえば第9条の公開説明会なども、さらにもっと事前の段階で取り組ませることができたんじゃないかと私は思うわけです。その点、住民の声を聞くということが、この件に関しては一番抜けておったんじゃないかと思えます。どんなんですかね。現場に来てどんなふうに観察して帰られたんですかね。やはり環境保全条例を生きたものとして運営していき、住みよい町づくりに役立つものにしていく点で抜けていたんじゃないか。この点が大きく指摘されると考えております。

交通公害課の方でも地元町会とトラブルがないように、ということで環境保全条例に基づく指導をしたということですが、これも結局、1度か2度か行ったが、書面に書かせたかどうか知りませんが、途中での点検を含めまして、代理人の一方的な言い分のみにして事を処理してきたということが、今日の結果にあらわれているんじゃないか。その点で、もし、そうでないということがありましたら、御答弁いただいたら結構かと思えます。

- 産業部次長（中上好美君） いわゆる環境保全条例に関連していろいろ御質問なり御意見を承ったわけですが、対策としましては、現地調査は、いわゆる現況調査にとどまったと思えます。御指摘のように、付近住民の皆さんとどうかということも含めてそういうふうな調査は行わず、現況の立地条件として、いわゆるパチンコ店が建つ場所の調査を行ったということにとどまっております。

その後の業者との折衝でございますが……。

- 18番（勝部津喜枝君） ちょっと待ってください。そこまで結構す。確認しておきますが、交通公害課として、環境保全条例に基づく実施調査はあくまでも現況確認だけであった、ということですね。たとい現況確認だけであったとしても、あの場所へ行かれて交通量を含めてどんな状況かということ、やはりもっと市民の暮らしの面に立って検討していく構えがないと、市長さんは住みよい町づくりと言いますが、このことから判断していく上では大変お粗末やないかと思っております。ましてや、環境条例と交通公害課という所管の本来の仕事の立場からして、現況確認だけで終わったなどということは、本当にとんでもないお粗末な仕事ぶりだと思います。

そこで、私は今回、パチンコ店建築に関連いたしまして地元でいろいろ動きがあるわけですが、3つの点についてこの本会議を取り上げ、市長さんからのお答えもいただきたいということで、あえて質問通告をさせていただいております。

その1つは、町づくりにつきまして、原課の計画課が北信太駅前線については事業化の見通しが無いということを課として考え、知事への許可申請の付属として付けたということですが、すでにこの計画道路に関連いたしましては、随分古くを買収しておいたところを、事業化の見通しが無いということでまた権利者が買い戻され、コーヒーとスパゲッティの店が開業しているということがあります。この点については、非常にずさんな都市計画というか、町づくりの1つの例だと思っております。

こういったことがなござりにされたまま、このパチンコ店建築という問題が起こりましたら、市長さんがかねがね言っておられる町づくりの立場から、自分たちの住む町に展望が持てないわけです。たとえば驚いて9月14日、4人ほどの御婦人の方が市役所へ独自で来られ、そこでいろいろ話し合われたことは、1つは、市の職員の方が、当該地域については近隣商業地域を拡大し、北信太駅前再開発を含めて町づくりを考えているんだ、というお話があったという報告ですけど、事のよしあしは別にして、本当に北信太地域の駅前を含めた町づくりを市役所の仕事として考えていってくれてるんかということ、ここでひとつはっきり御答弁いただきたいと思っております。

この件が起こりまして、改めて市の第2次総合計画の印刷物に目を通してみたいんですが、既存の市街地の秩序ある町づくりということで、府中の駅前を含めた北信太駅前再開発もうたわれております。しかし、なかなか何の手もつけていないのが現状ではないかと思っております。そういう点でぜひこの際、付近住民が市長さんのすばらしい町づくり構想の中に、自分たちの暮らしや商売の活性化を含めての展望を託せるような意向をこの場で明らかにしていただかない限り、パチンコ店建築という問題だけにとどまらず、市政に対する不信感は強まると思っております。端的に言いますと、中央丘陵とコスモポリスだけでは納得できません。市制30周年がうたわれましたが、やはりこの30周年の中で、旧市街地の人々の貢献してきた役割は大変大きいと思います。時代の流れの中で大きく様子が変わってきてますけれども、早急にこうした点での町づくりも明らかにすべきではないか。この点が非常に大事ではないかと思っております。

あわせて、29日の日曜日の休みの晩、市役所の職員の皆さんに大変お気の毒ですが、足を運んでいただきました。そのとき、いみじくも業者の方が「そんなにいややったら、近隣商業地域を住居地域に変えてもろうたらどうや」と市の職員さんがおられるところで発言しております。私は、都市計画につきましては深い知識もない素人に近い立場の者ですが、都市計画法に基づく区域の設定や線引きが、住民の共同意思でできるなどという法的な形にはなっておりません。こんな無茶なことを事業者に言わせて市民が黙っておらなくてはいけないのか。このことも今回のパチンコ店建築に関連して、市の町づくりの姿勢が問われていると思っております。

ましてや、交通公害課が現況の確認だけにとどまったということは、町づくりを考える場合、その人々の暮らしを忘れてはならないという重大な教訓が含まれていると思いますので、市長さんからこの点についての明快なお答えをいただきたいと思います。

あわせて今回の件に関連いたしまして、いろいろと経過があったわけでございますけれども、正直言います、風俗営業法が変わったから仕方がない。早くわかっただらいいことが起こるからやっつけようということではないかと思うんです。私、風俗営業法というのが果たして和泉市役所の何課であるのかと思いましたが、結局、これは警察が関係している法律ということで、和泉市が直接、それに基づいてどうこういうことでの前提にしなければいけないことではないかと思うんです。その意味から非常に事なかれ主義の、言わば役人の保身の習性とか、古い役人根性とか、官僚主義と言われても仕方がない仕事ぶりではないか。非常にこの辺では、強い怒りを感じております。さらに、「反対するんならとことんまでやったらどうや」、「差し止め訴訟までやったらよろしい」という言葉まであったわけですが、事がここまできてそういう市民の動きに対する言葉は、大の男が赤ん坊が泣き叫ぶのをニタニタ笑いながら見ているという図ではないか。私は、全くひどいものだと思っております。

さらに、今回の状況の中で、反対運動は幾らでもやっただらいいだろう、というような、市民と市が対立するような住民の動きに対するとらえ方はとんでもないことです。市長さんはこの総合計画の中で、市と市民が英知とバイタリティーを結集してすばらしい町づくりをしていく、と言われてますが、こんな市役所のとりわけ幹部職員の中でのとらえ方では、うたわれているような町づくりの精神が具体的な仕事の中で買かれていない、このことを痛感しております。

第1点の北信太駅前地域を含めた駅前の再開発問題、町づくりについてどうされるおつもりなのか、市長さんのお答えをいただきたいことと、いろいろ関連しておりましたが、中上次長にまとめて重大な反省と教訓をくみ取っていただき、今後の行政の中に生かしていくということをお答えいただかない限り、この問題で地元としては、市に対して納得できないことをお伝えしておきたいと思っております。

2点についての御答弁をよろしくお願いいたします。

- 産業部次長（中上好美君） それでは、2点目の件につきまして、今回の御指摘のパチンコ店建設にかかわる業務の取り扱いにつきましては、法的な面での指導が重点となり、周辺の立地条件も含めた総合的な観点での取り扱いについての指導、調査に慎重さが欠ける点が多々あったことについては、非常に不十分さがあったと思っております。今後はかかることのないよう、これを教訓といたしまして業務を行ってまいりたいと考えておりますので、ひとつ御理解いただきたいと思っております。

○ 助役(坂口禮之助君) 私から第1点についてお答え申し上げたいと存じます。

御指摘のとおり、いわゆる北信太駅前再開発問題のみではなく、和泉府中駅前もしくりてございませう。新しい地域に対する開発はどんどん進むが、既存市街地に対する都市整備の關係は非常に立ち遅れているのではないか、という批判は常々いただいております。本年度に改定いたしました総合計画策定の段階でも、いわゆる既存市街地に対する再開発問題等が取り上げられ、今後、それらに対応していくことを明確に方針として打ち出しているところでございます。

しかし御承知のとおり、府中駅前あるいは北信太駅前等につきましては、まさしく土地利用が非常に複雑に入り組んでございまして、既存の商店街並びに住宅等が密集いたしてございませう。そうした地域に対する再開発事業と申しますのは、近年、非常に市民の権利意識が強くなってございませう現状からいたしまして、公共がすべてを買い取って事業を行うという手法はまず、不可能に近うございませう。現在の権利者の方々の満足されるだけの補償を積み上げながらやっていくことは、現在の財政状況あるいは再開発事業の国の補助体系等からいたしましてとうてい不可能に近うございませう。今、お住みの方々のみずからの発意、御協力、御協力、いわゆる民間主導型の方法をとらざるを得ないのではないかと考えておるわけなんです。

北信太駅前街路事業並びに駅前広場事業につきましても41年ですか、計画決定されてございませう。それ以後、何回かの機会を利用いたしまして、その地域全体にかかわる方々の御意向の調査等も関係部局でやったわけでございませうが、非常に困難性のみが出てまいりまして、なかなか事業化ということには踏み切れないという現実がございませう。そういう意味から、これはなかなか事業化というものは、抜本的な対策を講じない限りできないというふうに現時点では思っているわけなんです。これが今回の都市計画法第53条の許可等にもつながってまいりまして、非常に地域住民の方々に御迷惑をかけ、騒動を巻き起こしていることにつきまして、行政の不幸際につきましては、非常に深く反省してある次第でございませう。今後、こうしたことのないように、関係各課より強く指導していきたいと存じてございませう。

いずれにしても、そうした旧市街地、しかも、非常に過密化してございませう地域の再開発問題につきましては、行政の一方的な公的資金をもっての再開発は、とうてい不可能に近いんじゃないかという考え方を持っておるわけなんです。したがって、在住する関係の市民の方々が共同して再開発を行うという方途が見出せましたら積極的に取り組んでいきたい、かように存じてある次第でございませう。

以上、消極的な答えて申しわけありませんが、現実はそのような状態でございませうので、どうか御理解賜りたいと存じます。

- 18番(勝部津喜枝君) 中上次長さんからはそういう御答弁をいただきましたが、地元との協議の一步を進めていきたいという点での謙虚な姿勢を望みたいと思います。

助役さんからの問題なんです、私も法的な手法、手続等も含めて非常にむずかしいだろうと思います。だからこそ、かねがね言うておりますように、住民参加の町づくりということが、ここで具体的な仕事の中で生かされなければいけないし、市の方も取り組む姿勢の1つとして、やはり勇気を持って何かの第1歩として出発すべきじゃないかと思ひます。せいぜい始めたところで参加ですからね。決定権のない意見を聞くわけですから、その意味では、どういう形をとるのがいいかという検討も要りますが、やはり住民参加の町づくりを基本にして進めていくということは、今回の教訓として出ているんじゃないかと思ひます。

余談になりますが、本件パチンコ店建設問題に関しましては、地元の杉本府会議員さんも非常に地元住民の意向を御理解いただき、貴重な時間をさいて奔走していただきました。党派を超え、地元住民の立場で力を合わせていこうということで大変お力添えをいただいております。やはり町づくりは、市が人々の暮らしを中心に考え、多くの方々の御意見が一致した視点で行動していくべきだと思ひます。本件の教訓を最大限、今後の市政に生かしていただきたい。とりわけ、自治意識の高揚は敵対関係ではなく、それこそが市民生活の中に生かしていくことが大事ではないかと思ひます。どうぞ今後ともこの趣旨を生かした仕事の仕方というものをおくみ取りいただきまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。



- 議長(柳瀬美樹君) 以上をもちまして、通告されておりました一般質問は全部終了いたしました。議員各位の御協力、厚く御礼申し上げます。

お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

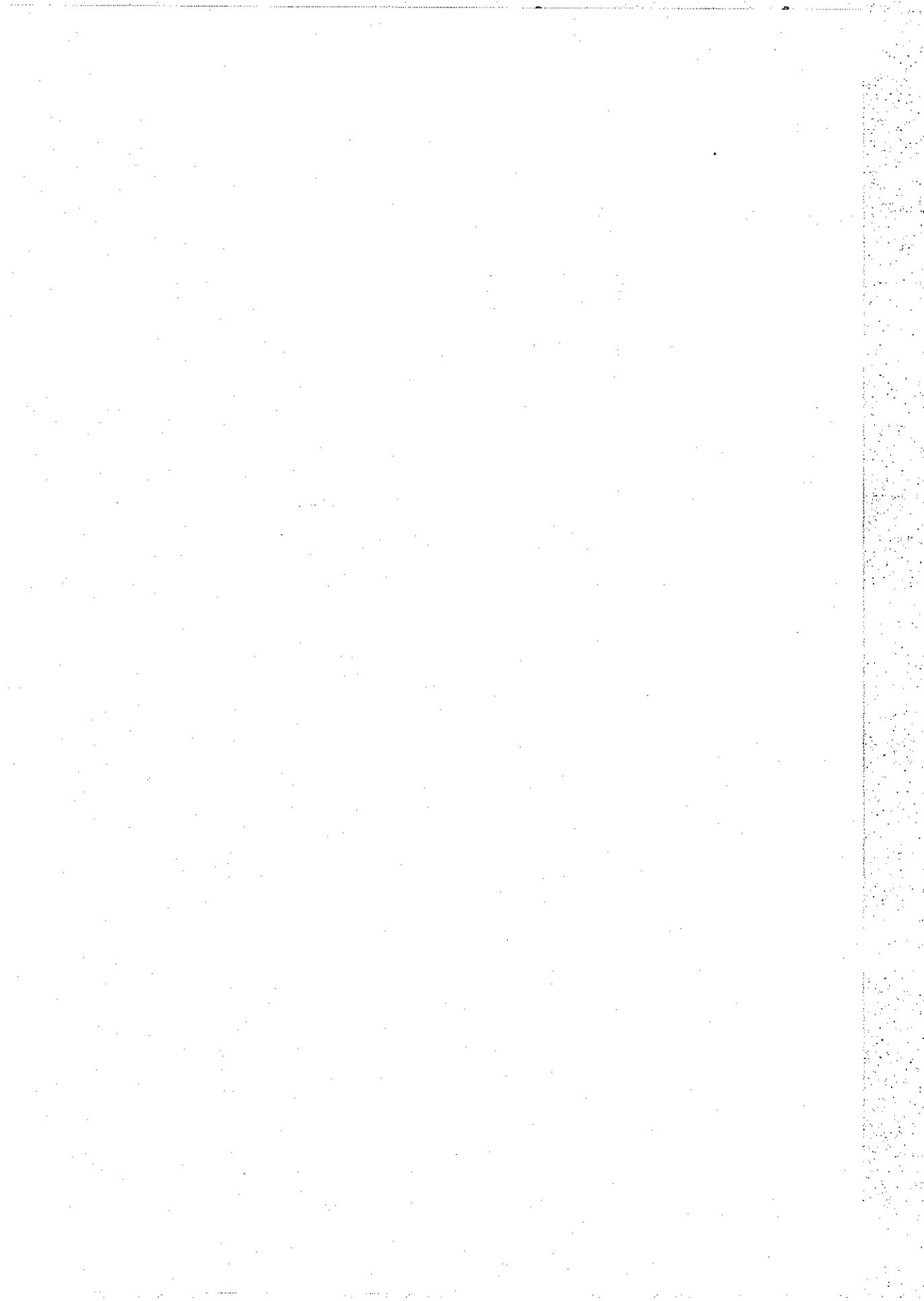
御異議ないものと認め、本日はこれにて散会いたします。

なお、過日の議会運営委員会で御了承を賜っておりますので、明日は繰り上げて議案審議を願いたいと思ひますので、定刻御参集賜りますようお願い申し上げます。長時間、どうもありがとうございました。

なお、明日は本会議の前に全員協議会を開いていただき、市長から先般の米国における先端産業等の集積地を視察した際の報告を受けたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

(午後4時07分散会)

第 2 日



昭和60年10月2日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	飯坂楠次君	16番	天堀博君
2番	奥村圭一郎君	17番	西村慎太郎君
3番	田中昭一君	18番	勝部津喜枝君
5番	赤阪和見君	19番	原重樹君
6番	藤原正通君	20番	坂口敏彦君
7番	穴瀬克己君	21番	若浜記久男君
8番	並河道雄君	22番	西口秀光君
9番	竹内修一君	23番	柳瀬美樹君
10番	仁井明君	25番	成田秀益君
11番	竹下義章君	26番	池辺秀夫君
12番	貝淵博治君	27番	金谷衛君
13番	大谷昌幸君	28番	出原平男君
15番	松尾孝明君	29番	田中包治君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

市助	長	池田忠雄	同和对策部理事兼解放総 合センター所長事務取扱	生田稔
収入役	役	坂口禮之助	同和对策部次長兼 総合調整課長事務取扱	向井洋
市長公室長	長	中塚白	福祉事務所長	中川鉄也
市長公室理事	長	杉本弘文	福祉事務所次長	大宅清臣
市長公室企画室長	長	神藤恒治	産業部長	逢野一郎
市長公室次長兼 人事課長事務取扱	長	稲田順三	産業部次長	中上好美
秘書課長	長	森利治	市民生活部長	青木孝之
総務部長	長	井阪和充	市民生活部次長兼 保険年金課長事務取扱	原美助
総務部理事	長	麻生和義	建設部長	浅井隆介
財政課長	長	大塚幸之	建設部理事	兼子実
同和对策部長	長	阪豊光	建設部次長	堀宏行
		橋本昭夫	建設部次長兼 下水道課長事務取扱	山崎琢磨

都市整備部長	萩本啓介	用地担当参事 土地開発公社事務局次長	中辻寿夫
都市整備部次長	三井義秋	教育委員長	堀内由延
改良事業部長	富田宏之	教 育 長	西川喜久
改良事業部理事	前田守正	教 育 次 長	逢野博之
改良事業部次長	高三一行	管 理 部 次 長	鹿島賢昌
改良事業部次長	笠木恒忠	指 導 部 長	崎山繁
病 院 長	竹林淳	社会教育部長	松村吉堯
病院事務局長	藤原光夫	社会教育部理事	竹田明郎
病院事務局次長	藤原清司	社会教育部次長	明坂文嘉
水道部長	田中稔	社会教育部次長	明坂貞士
水道部理事	岩井益一	社会教育部次長	官嶋忠雄
水道部次長	岸本孝二	選挙管理委員会委員長	高橋正道
会計課長	赤田儔信	選挙管理委員会事務局長	農端小一
消 防 長	角谷泰夫	監 査 委 員	久光喜多男
消防本部次長	高宮武男	監査事務局長兼 公平委員会事務局長	山本亮夫
消防本部次長兼 総務課長事務取扱	一ノ瀬喜広	農業委員会会長	森口義忠
用地担当理事 土地開発公社事務局長	佐原行雄	農業委員会事務局長	信田種行

※ 備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市嘱託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事 務 局 長	北野敦雄
参 事	河原茂隆
主 幹	大中保
係 長	佐土谷茂一

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和60年和泉市議会第3回定例会議事日程

(10月2日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	監査報告 第20号	例月出納検査結果報告 (収入役 扱 昭和60年3月分)	P. 1
2	監査報告 第21号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 昭和60年3月分)	P. 12
3	監査報告 第22号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和60年3月分)	P. 18
4	監査報告 第23号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 昭和59年度昭和60年4月分)	P. 23
5	監査報告 第24号	例月出納検査結果報告 (収入役 扱 昭和60年4月分)	P. 34
6	監査報告 第25号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 昭和60年4月分)	P. 45
7	監査報告 第26号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和60年4月分)	P. 51
8	監査報告 第27号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 昭和59年度昭和60年5月分)	P. 56
9	監査報告 第28号	例月出納検査結果報告 (収入役 扱 昭和60年5月分)	P. 67
10	監査報告 第29号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 昭和60年5月分)	P. 78
11	監査報告 第30号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和60年5月分)	P. 84
12	監査報告 第31号	定期監査(昭和60年度第1次分)結果報告	P. 89
13	(昭和59年) 請願 第5号	(仮称)社会福祉総合会館の早期建設に関する請願 (厚生文教委員長報告)	
14	認定 第1号	昭和59年度和泉市水道事業会計決算認定について	P. 1
15	認定 第2号	昭和59年度和泉市病院事業会計決算認定について	P. 3
16	議会議案 第3号	決算審査特別委員会設置について	別紙
17	報告 第14号	専決処分報告について (交通事故による損害賠償の額の決定と和解)	P. 4
18	報告 第15号	専決処分報告について(市道舗装面の剝離による 車両破損の損害賠償の額の決定と和解)	P. 7
19	議案 第57号	和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する 条例制定について	P. 10
20	議案 第58号	工事請負契約の締結について (幸団地7棟建設工事)	P. 16
21	議案 第59号	昭和60年度和泉市一般会計補正予算(第2号)	P. 21
22	議案 第60号	昭和60年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正 予算(第1号)	P. 42
23	議案 第61号	昭和60年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予 算(第1号)	P. 47
1	議会議案 第4号	議長辞職許可について	別紙
2	選挙 第1号	議長選挙について	別紙

(午前10時35分開議)

- 議長(柳瀬美樹君) 大変長らくお待たせいたしました。議員の皆様には公私何かとお忙しいところ、連日の会議に多数御出席賜りありがとうございます。

それでは、本日の出席議員及び欠席議員等の氏名を局長から報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは24名でございます。欠席並びに遅刻の届け出の議員さんはいません。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思います。

- 議長(柳瀬美樹君) ただいまの報告どおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

-
- 議長(柳瀬美樹君) 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承願います。

- 議長(柳瀬美樹君) それでは、日程審議に入ります。

日程第1より日程第12までは、いずれも例月出納検査結果報告並びに定期監査結果報告でありますので、これを一括議題といたします。

表題のみ朗読させます。

(市会事務局長朗読)

監査報告第20号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和60年3月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和60年6月25日

監査委員 久 光 喜多男

同 穴 瀬 克 巳

記

1. 検査実施日 昭和60年6月25日
2. 検査の対象 昭和60年3月分の出納状況
3. 検査の結果

3月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合した

ところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、3月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第21号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和60年3月分下水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和60年6月25日

監査委員 久光喜多男
同 穴瀬克巳

記

1. 検査実施日 昭和60年6月25日
2. 検査の対象 昭和60年3月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による3月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、3月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第22号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和60年3月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和60年6月25日

監査委員 久光喜多男
同 穴瀬克巳

記

1. 検査実施日 昭和60年6月25日
2. 検査の対象 昭和60年3月分の出納状況

3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による3月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、3月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第23号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和59年度昭和60年4月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和60年8月8日

監査委員 久光 喜多男

同 穴瀬 克巳

記

1. 検査実施日 昭和60年8月8日
2. 検査の対象 昭和59年度昭和60年4月分の出納状況
3. 検査の結果

4月末日現在の収支計算書と集入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、4月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第24号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和60年4月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和60年8月8日

監査委員 久光 喜多男

同 穴瀬 克巳

1. 検査実施日 昭和60年8月8日
2. 検査の対象 昭和60年4月分の出納状況

3. 検査の結果

4月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、4月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第25号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和60年4月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和60年8月8日

監査委員 久光 喜多男
同 穴瀬 克巳

記

1. 検査実施日 昭和60年8月8日
2. 検査の対象 昭和60年4月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による4月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、4月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第26号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和60年4月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和60年8月8日

監査委員 久光 喜多男
同 穴瀬 克巳

記

1. 検査実施日 昭和60年8月8日

2. 検査の対象 昭和60年4月分の出納状況

3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による4月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、4月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第27号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和59年度昭和60年5月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和60年9月2日

監査委員 久光 喜多男

同 穴瀬 克巳

記

1. 検査実施日 昭和60年9月2日

2. 検査の対象 昭和59年度昭和60年5月分の出納状況

3. 検査の結果

5月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、5月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第28号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和60年5月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和60年9月2日

監査委員 久光 喜多男

同 穴瀬 克巳

記

1. 検査実施日 昭和60年9月2日
2. 検査の対象 昭和60年5月分の出納状況
3. 検査の結果

5月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、5月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第29号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和60年5月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和60年9月2日

監査委員 久光喜多男

同 穴瀬克巳

記

1. 検査実施日 昭和60年9月2日
2. 検査の対象 昭和60年5月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による5月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、5月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第30号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和60年5月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和60年9月2日

監査委員 久光喜多男

同 穴瀬克巳

記

1. 検査実施日 昭和60年9月2日
2. 検査の対象 昭和60年5月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による5月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、5月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第31号

定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第3項の規定に基づく昭和60年度定期監査（第1次分）別記要領により執行した。

その結果を同条第8項の規定により別冊のとおり報告する。

昭和60年7月31日

監査委員 久光喜多男

同 穴瀬克巳

- 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、監査報告第20号より第31号までの報告を終わります。

-
- 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第13「（仮称）社会福祉総合会館の早期建設に関する請願」を議題といたします。

本件につきましては、去る59年12月第4回定例会において厚生文教委員会に付託となり、その後、閉会中も慎重御審議をいただいておりますので、その審査の結果並びに経過を飯坂厚生文教委員長から報告願います。

（厚生文教委員長報告、登壇）

- 厚生文教委員長（飯坂楠次君）（仮称）「社会福祉総合会館の早期建設に関する請願」についての委員長報告をいたします。

昭和59年12月12日開会の第4回定例会において当厚生文教委員会に付託されました（仮称）「社会福祉総合会館の早期建設に関する請願」について、本年の1月29日、2月18

日、6月5日、9月17日の4回にわたり委員会を開催し、審査いたしました経過並びに結果の概要について、取りまとめて御報告申し上げます。

審査の進め方については、まず、近隣の類似施設2カ所の視察を行い、当日施設内容等の説明を受け、その後の委員会では、社会福祉総合会館の建設については前向きに検討を進めてきている旨、理事者より随時、その経過等の報告の説明を受けてまいりました。

先の9月17日の委員会では、社会福祉総合会館のその後の検討結果についての説明があり、その内容としましては、当市の総合会館第1次構想として取り組んでまいりましたコミュニティセンターが竣工し、引き続き総合会館第2次構想として検討をしていた障害者、老人福祉施設を主体とする(仮称)総合福祉会館建設の基本構想がまとまったので、その建設場所、建物構造及び規模、施設内容、建設年度、建設補助金等の概要報告がありました。また、あわせて次期定例会にて基本設計委託料を補正予算として計上する予定であり、議決後は、直ちに基本設計に取りかかりたい旨の報告がありました。

次に、質疑の内容は、まず、福祉会館の建設場所の所有者はだれであるか。また、現在のゲートボール場の代替地はどうなるのかと、の問いがあり、所有者は和泉市であり、代替地については、市民体育館と横尾川の間の一部民有地も含めて検討したい、との答弁がありました。

次に、施設建設後の福祉事業についての運営の方法等については、現在のところ結論が出ておらず、今後検討していきたい、旨の答弁がありました。

また、施設内容について、障害者団体や未組織の障害者の方々が手軽に利用できるように、団体の事務室の設置はどのように考えているか、という質問に対して、障害者の方々の団体は数多くあるので、特定の団体のみが使用する事務室は現在のところ考えていない、旨の答弁がありました。

次に、市内では授産施設や共同作業所が少なく、これらと関連して障害者の雇用相談の窓口等も含め、労働問題についての福祉会館の役割りはどうなるのか、の質問があり、現在考えているのは相談室をつくり、1カ月に1、2回おのおの相談日を設けながら専門の相談員の出張を設け、雇用、健康相談等を実施したい、旨の答弁がありました。

次に、ボランティア活動の援助についての手立てとしての具体的な考え方はどうか、との質問については、大阪府等でボランティア育成のための補助制度があり、一定の受け皿の整理を行えば補助金の交付が可能であり、ボランティアの育成ができるので検討していきたい、との答弁がありました。

また、福祉会館予定地と計画道路をはさんで保健センターが建っているが、お年寄りや障害者の方々が広い道路を横断するのは困難性があるので、2階または3階部分を渡り廊下で連絡

できないか、という質問があり、保健センターとの間は道路幅20m、建物幅では30mぐらいの間隔になり、現在のところは、横断歩道の設置を関係機関に働きかけているが、技術的な問題もあるので、専門家の意見も取り入れ検討していきたい、旨の答弁がありました。

最後に、福祉会館の建設に当たり、お年寄りや障害者の皆さんの生の声を福祉会館の基本設計や今後の建設にどのように生かしていくのか、という質問があり、現在のところ、すでに非公式ながら一部の団体の要望等は聞いており、今後、他の団体等の意向も聞きながら福祉会館の建設に生かしていきたい、との答弁がありました。

以上で質疑を終りました。

次に、付託案件の審査を終了し、議会に報告することをお諮りいたしましたところ、異議なく本件を原案どおり採択することに決しました。

以上で当厚生文教委員会に付託されました審査の経過並びに結果の報告を終ります。

- 議長（柳瀬美樹君） ありがとうございます。ただいま厚生文教委員長より詳細な報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、御意義ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。本件を厚生文教委員長報告どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、昭和59年請願第5号は委員長報告どおり採択することに決しました。委員の皆さんには慎重御審議、まことにありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

-
- 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第14「昭和49年度和泉市水道事業会計決算認定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

認定第1号

昭和59年度和泉市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、昭和59年度和泉市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

昭和60年10月1日提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長(柳瀬美樹君) 提案理由の説明を願います。
- 水道部理事(岩井益一君) お許しを得まして自席から、ただいま上程されました認定第1号「昭和59年和泉市水道事業会計決算について」、御説明申し上げます。

まず、15ページの事業報告から当年度の経営状況について総括して申し上げますと、初めに、収益的収支勘定では、給水収益は下半期における異常渇水対策の実施により、対前年度に比し4%増にとどまりました。一方、費用面では10月からの府営水道料金の改定により受水コストが負担増となりましたが、受水量減少に伴う諸費用の低減効果を初め経営努力の徹底により、最終的には単年度収支において1,257万円の黒字基調を維持することができました。

また、資本収支勘定では、資材センターの建設を初め、水道施設等整備事業に重点を置いた各施設の積極的な改良投資により資金不足額が生じましたが、これらは全額損益勘定留保資金より補填いたし、最終的には、なお4,349万8,000円の資金余裕を生じております。

次に、給水状況について申し上げますと、上半期においては、給水人口の恒常的な伸びと相まって、猛暑により給水需要は対前年度比約5.3%の伸びを示しました。しかし、下半期以降の異常渇水事態の発生により、給水量は年間を通じて最終的には対前年度比3.6%にとどまりました。

さらに、建設改良事業等の進捗状況についてでございますが、安定した給水の確保を初め、赤水対策、水量増強対策等に対処して配水管整備、資材センター並びに漏水防止訓練センターの新設等、各種改良事業を着実に実施いたしました。

それでは、最初に戻りまして1ページの決算報告書について、その概要を申し上げます。

まず、収益的収支勘定について収入より申し上げますと、第1款 水道事業収益予算額合計17億4,089万4,000円に対し決算額は17億5,822万1,521円となっており、予算額に比べ1,732万7,521円の収入増となっております。

決算額の内訳は、第1項 営業収益では、給水収益及び受託工事収益外で16億1,548万9,159円。第2項 営業外収益では、加入金外で1億4,173万2,362円。第3項は特別利益で、固定資産売却益であります。

一方、支出につきましては、2ページでございますが、第1款 水道事業費用予算額合計17億6,315万6,000円に対し決算額は17億4,564万7,262円、不用額は1,750万8,738円となっております。

なお、不用額発生の主な理由といたしましては、受水費を初め修繕料その他需要費の節減によるものでございます。

決算額の内訳といたしましては、第1項 営業費用では、水づくりから料金回収までのすべての事業として14億4,786万1,286円。第2項 営業外費用として企業債の支払利息等2億9,720万2,108円。第3項は特別損失で過年度損益修正損となっており、その他予備費については決算額はなく、全額不用となっております。

次に、建設改良を主とする資本的収入及び支出について申し上げます。3ページでございます。

まず、収入では、第1款 資本的収入予算額合計3億353万6,000円に対し決算額は3億366万3,200円であります。

内訳といたしましては、第1項 企業債で決算額1億5,200万円で、予算額どおり収入を確保いたしました。次に、原因者負担としての第2項工事負担金については決算額1億4,412万7,200円で、予算額に比べ12万7,200円の収入増となっております。その他第3項では、一般会計からの消化栓新設に伴う負担金であり、第4項は、固定資産売却代金であります。

一方、支出につきましては、4ページでございます。第1款 資本的支出予算額合計10億6,680万円で対し決算額は10億6,297万8,364円であります。

決算額の内容につきましては、第1項 建設改良費9億1,893万7,850円で、その内訳といたしましては、環境改善整備事業に基づく配水管整備事業を初め、水量増強のための配水管更生事業費、浄水場施設整備工事等を中心とした水道施設等整備事業費、開発地への配管工事並びに資材センター建設費等を含む改良工事費、その他水道メーター等購入のための営業設備費となっております。ここに382万1,150円の不用額が生じておりますが、これは需要費等の節減を初め、量水器の購入減によるものであります。

なお、これら工事概要につきましては、19ページ以下に記載しておりますので御参照賜りたく存じます。

次に、第2項 企業債償還金につきましては、決算額は1億4,404万5,14円となっております。

以上が、今回提出させていただきました決算報告書の概要でございますが、財政収支につきましては、昭和59年度末累積欠損金は2億5,703万2,072円と相なります。しかし、資金面での不良債務額は現在ございませんので、累計欠損金を上回る4,349万8,000円の資金余裕が生じてございます。

なお、損益計算書以下につきましては省略させていただきます、簡単ではございますが、昭和

59年度和泉市水道事業会計決算の説明を終わらせていただきます。決算附属書類といたしましては、15ページ以下に各明細を添付いたしておりますので御参照いただき、速やかに御認定賜りますようお願いいたします。

- 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 17番（西村慎太郎君） まず、共産党が以前から要望しておりました水道料金の福祉料金制度の導入について、この間の検討経過について御報告願いたいと思います。

2点目は、府営水道の値上げで影響を受けているわけですが、今度、新たに水源税なども国の方で計画から発表されております。10月1日付の一般新聞の中でも林野庁が1トン当たり1円程度の税金をかけたいと言っていますが、こういうものについての影響も合わせてどうなっていくのか。そして、理事者としてこのような市民や市の水道事業に大きな負担をかける水源税に対する態度についても明らかにしていただきたい。大変なものでありますので、私たちは反対をしておりますし、また、いろんな団体についても反対の意向を表明しているところでもありますので、そういう点の態度も明らかにしていただきたいと思います。特に水源税につきましては、今後、国の場合は1級河川の問題であります。府が管轄する2級河川の見通し、また、光明池などからも受水してある関係もありますので、そういう点も含めてお伺いをしたいと思います。

- 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。
- 水道部理事（岩井益一君） ただいま2点について御質問がございましたので、理事・岩井からお答えいたします。

まず、第1点の福祉料金の検討経過でございますが、本件につきましては、本議会においてかねがね御指摘、御要望のあるところでございますので、私どもも鋭意、検討を重ねておるところでございますが、現段階では、料金据え置き方針をとっておりますので、具体的には検討はいたしておりません。ただ、私どもの基本的な考え方について、これまでの経過にかえて御説明申し上げたいと思います。

御承知のとおり、一般的に福祉の概念は非常に広いわけでございますが、私どもといたしましては、地方公営企業法の理念にのっとり、経営の基本原則である企業の経済性の発揮、公共の福祉増進に沿って運営いたしておるところでございます。こうしたことから、経営努力により性格的に広く料金の長期据え置き方針をとっているわけでございます。

御指摘の福祉料金を考える場合、福祉の概念は、具体的には独居老人とか、母子、身体障害者世帯を対象として、いわば社会的弱者に対する措置ということでございます。この点につきましては元来、公営企業の健全な運営には受益者負担の原則、それから原価主義の原則が前提

でございます、現行料金体系から福祉料金的な要素を組み入れよういたしますと、本市では大口需要家がございますので、基本料金が低いという実情がございます。

しかしながら、蛇口からさっと水が出るという常時、そういう体制を整えるためには、やはり準備料金制度プラス従量料金制度で現在、基本水量8トン、700円がそれに当たるわけでございます。したがって、仮に福祉料金的な料金体系を講じますと、当然、全体コストの中で配分財源を考えていかざるを得ないわけでございますので、私どもはその点において一応、次期料金改定の際に考えてみたいというふうにこれまで御説明申し上げてきたところでございます。実際問題としまして、事業サイドから見ますと、経費負担の原則によりまして、こうした福祉料金的な考え方をするには限界がございますので、何らかの行政的な一定の配慮が必要であろうと考えておるわけでございます。

第2点目の水源税の問題でございますが、これについての影響あるいは市のとるべき態度、それから、今後の2級河川等への波及見通しはどうか、という御質問でございます。水源税及び流水占用料につきましては、いずれも建設省並びに林野庁あたりで昭和61年度予算要求に向けての構想発表にすぎないもので、現段階では、私どもでは、新聞報道等で間接的に聞き及んでいるにすぎない状態でございますが、末端給水市町村としては、市民に負担増を及ぼすこととなりますので、重大な関心を寄せているところでございます。

構想の骨子といたしましては、林野庁では一応、きょうの新聞にも出ておりましたが、水道等に対して森林整備に充てる目的税として1トン1円と報じられております。また、建設省では、ダム建設財源として水道用水等農業用水を含めて流水占用料も考えております。この辺については現在、河川法に根拠を置きまして、公営水道企業に対しまして徴収免除をとっておりますが、この措置を廃止するという建設省の考え方でございます。

現実的な影響といたしましては、現在まで聞き及んでいるところでは、水源税の場合、水道用水で1トン1円の課税で年間240円ぐらい、それから、流水占用料では年間360円前後、両方スイッチすれば年間600円の負担増になるということでございます。したがって、水道部としては当然、反対でございますが、10月11日にこのことに関連して日水協府支部あるいは府営水道協議会の合同幹事会、和泉市も幹事になっておりますが、これが開かれまして、そこで協議される予定でございます。今後、私どもは日水協あるいは関係団体等を通じて反対の運動を行っていきたい、かように考えてございます。

以上のとおりでございます。

- 17番（西村慎太郎君） 具体的には、流水占用料の場合ですが、府営水道から和泉市が受水している水量は60年度で幾らになるのか。それから換算して、もしこれが通ればどれだけ

市の水道に対して影響額が出るのか、お聞きしたい。

それから昨年、府営水道が値上げされているわけですが、この値上げで市の水道事業に対する影響などで当面、水道料金の値上げなどの検討はされていないのかどうか。

それと、福祉料金については今後、委員会などで検討、努力していただきたいと思います。

○ 水道部理事（岩井益一君） 先ほども申し上げましたけれども、現在、私どもは新聞報道の段階でございまして、来る10月1日に具体的に水道の関係団体の協議会がございまして、現段階でどれぐらい影響が出るかにつきましては、さだかでないということでございます。

○ 17番（西村慎太郎君） 府営水道からの受水量は。

○ 水道部理事（岩井益一君） 現在、約790万トン、全体の約60%でございます。

○ 17番（西村慎太郎君） 府営水道の値上げによる市の水道料金の今後の見通しはどうか。

○ 水道部理事（岩井益一君） 昨年、府営水道は10月から17.5%の引き上げをやっているわけですが、一応、ピーク時は過ぎておりましたので、初年度約3,200万円のコストアップになってございます。今年は4月1日から平年度化しますので約8,000万円ぐらい。それから、今年は泉北水道企業団の受水料金も同額上がってございますので、一応、コストアップは約8,000万円ないしそれ以上と考えてございます。

それから、市の水道料金の今後の動向につきましては、先ほども申し上げましたけれども、遊休地の処分など経営努力の中で、なお、いましばらく据え置くという見通してございます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

本件は、その内容を十分御審議を願いたいと思いますので、決算の審査を後刻、議会議案として上程される決算審査特別委員会を設置し付託の上、閉会中も継続審議をいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、本件を決算審査特別委員会に付託することに決めます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第15「昭和59年度和泉市病院事業会計決算認定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

認定第2号

昭和59年度和泉市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、昭和59年度和泉市病院事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

昭和60年10月1日提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を願います。
- 病院事務局長（藤原光夫君） お許しを得まして自席から、ただいま御上程をいただきました認定第2号「昭和59年度和泉市病院事業会計決算認定について」、その概要を御説明申し上げます。まず、別冊決算書15ページをお願いいたします。

昭和59年度の病院事業運営につきましては、前年度に引き続きまして医療器械を増設して診療機能を充実し、また、病院隣接民有地の一部を購入いたしまして、来院者用の駐車場拡充に努めました。病院の利用状況につきましては、入院患者年間延べ10万983人、1日平均276.7人、外来患者年間延べ19万5,615人、1日平均660.9人でありまして、前年度と比較いたしますと、入院で年間延べ2,404人の減少、また、外来では年間延べ4,321人の増加となりました。

次に、会計決算の状況を御説明申し上げます。決算書2ページをお願いします。

収益的収入及び支出 収入第1項 医業収益決算額36億6,774万732円。第2項 医業外収益2億3,228万3,743円。収入合計第1款 病院事業収益39億2万4,475円、前年度と比較いたしますと、昨年3月及び本年3月の薬価基準の大幅な引き下げ等により医業収益で1億916万7,059円、2.9%の減少。医業外収益では、補助金の減少等により3,269万7,196円、12.3%の減少となりました。

一方、支出第1項 医業費用決算額38億1,261万1,768円。第2項 医業外費用決算額2億6,209万5,756円。支出合計第1款 病院事業費用40億7,470万7,524円、前年度と比較いたしますと、医業費用で材料費の減少により4,461万75円、1.2%の減少。医業外費用で支払利息の減少により1,833万2,147円、6.5%の減少となりました。

また、事業運転資金に充てるため、一般会計より5,762万3,000円を借り入れいたしました。

以上の結果、医業収支で1億4,487万1,036円、医業外収支で2,981万2,013円の欠損。医業、医業外を合わせた経常収支は1億7,468万3,049円の単年度欠損となり、前

年度末未処理欠損金2億4,446万6,953円を合わせた59年度末未処理欠損金は2億8,191万2,000円に達し、すべて翌年度へ繰り越さざるを得ない状況となりました。しかし、病院運営上、直接資金に係る不良債務額は前年度より3,907万9,079円解消し、年度末不良債務額は1億8,551万4,611円となりました。このような単年度欠損金の生じた主な原因は、昨年3月と本年3月の2回にわたり診療報酬が上がりましたが、同時に薬価基準の大幅な引き下げにより収入減となったものであります。

続きまして4ページ、資本的収入及び支出であります。収入第1項 出資金決算額4,714万5,000円。第2項 他会計長期借入金7億1,877万7,000円。第3項 企業債6,380万円。第4項 貸付金返還金230万円。収入合計第1款 資本的収入8億1,512万2,000円に対し、資本的支出第1項 建設改良費決算額6,710万7,962円。第2項 企業債償還金7,001万2,280円。第3項 他会計長期借入金返還金6億7,800万円。支出合計第1款 資本的支出8億1,512万2,422円。収支差し引き1,758円の不用額が生じました。

以上、昭和59年度和泉市病院事業会計決算の概要について申し上げましたが、今後の病院運営に当たりましては依然として厳しい経営環境下にあります。より効率的に適正な病院の業務運営を確立し、診療機能の充実、財政健全化の促進に努め、地域の基幹病院として一層努力いたします所存であります。

なお、決算書15ページ以下に決算附属書類、参考資料等を添付いたしておりますので御参照の上よろしく御審議賜り、原案どおり認定くださいますようお願いいたします。

- 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 17番（西村慎太郎君） 昨年来、医療費の本人1割負担もあってふえてきたところでありますけれども、ちょっとお尋ねしたいと思います。

まず未収金の欄の個人負担額の中で1,088万円ありますが、これはその後、回収されたのかどうか。それと、前年度、前々年度と比べてこの未収金の解決のされ方がどうなっているのかという点について。また、個人負担額と保険外の負担額、こういうものについて具体的にお答え願いたいと思います。

それと、パッと見ただけではわからないのですが、府補助金の中で公的病院などの特殊診療部門の運営費も未収金で計上されておりますが、その後、この補助金は市に入ったものかどうか。

さらに、35ページに医療相談収益ということで1,600万円入ってますが、この医療相談というのはどういう内容であったのか。

以上の点についてお尋ねいたします。

○ 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。

○ 病院事務局長（藤原光夫君） まず、第1点目の未収金の状況でございますが、未収金合計が5億6,570万円、前年度の未収金は6億1,500万円ですから、この件につきましては、減少しているという実態でございます。

それから、個人負担の分につきましては、ここに計上して1,500万円強ですが、一応、3月31日で決算をいたしますので、入院患者に対する個人請求分が、3月16日から3月31日までの分の一部負担金を4月4日あるいは5日ごろに計算が終わって請求いたしますので、この分がほとんどここに計上されているわけです。現段階におきましては、90%ぐらいは回収しているという現状でございます。

府補助金の問題につきましては、いわゆる特殊診療部門の運営補助金ということで5,46万4,000円ですが、これにつきましては、5月31日の府の出納閉鎖期間までに入金になってございます。

続きまして、35ページの医療相談収益の1,600万円につきましては、一応、老人健康診断などもろもろの収益でございます。

以上でございます。

○ 17番（西村慎太郎君） 1点。未収金の解決されなかった具体的な額はわかりませんか。

○ 病院事務局長（藤原光夫君） 細部にわたる資料は持ってございませんが、いわゆるここにあがっている未収金の個人負担分のうち、58年度から繰り越された分についてはございません。

○ 議長（柳瀬美樹君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

本件についても十分御審議を願うため、決算の審査を決算審査特別委員会に付託の上、閉会中も御審議をお願いしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、本件を決算審査特別委員会に付託することに決めます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第16「決算審査特別委員会設置について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議会議案第 3 号

決算審査特別委員会設置について

地方自治法第 110 条第 1 項並びに和泉市議会委員会条例第 3 条第 1 項の規定により次のとおり特別委員会を設置する。

昭和 60 年 10 月 2 日提出

和泉市議会議長 柳 瀬 美 樹

記

1. 委員会の名称

決算審査特別委員会

2. 付託事項

昭和 59 年度和泉市水道・病院事業会計決算

3. 委員会の構成

本委員会は委員 13 名をもって構成する。

4. 付託期限

本委員会は閉会中も審査並びに調査を行い、係る諸問題が完結するまで継続するものとする。

- 議長（柳瀬美樹君） 本件は、昭和 59 年度和泉市水道事業会計決算並びに病院事業会計決算を認定するに当たり慎重に審議願うため、本特別委員会を設置するものであります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議会議案第 3 号を原案どおり可決いたしました。

なお、委員の選任につきましては、本定例会の会期中に選任いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

- 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第 17「専決処分の報告について」（交通事故による損害賠償の額の決定と和解）を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第14号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

昭和60年10月1日提出

和泉市長 池田忠雄

専決第4号

交通事故による損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分手続に関する条例（昭和44年和泉市条例第9号）の規定に基づき、交通事故による損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分する。

昭和60年8月21日専決

和泉市長 池田忠雄

市は、交通事故による損害賠償につき、次のとおりその額を決定し和解する。

1. 損害賠償及び和解の相手方 和泉市芦部町180番地 中 埜 大二郎
2. 損害賠償の額 102,152円
3. 和解の要旨

市は、相手方との間に起こした交通事故に係る損害賠償については、当該損害賠償の額を支払うことで和解する。

- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明をお願いします。
- 改良事業部長（富田宏之君） お許しを得まして自席から、ただいま御上程をいただきました報告第14号「専決処分の報告について」、その内容を御説明申し上げます。

損害賠償及び和解の相手方は、和泉市芦部町180番地にお住まいの中埜大二郎氏で、損害賠償の額は、10万2,152円であります。

本件は、本年7月2日午後1時30分ごろ、住宅地区改良事業に係る権利者宅を訪問の後、土地開発公社の事務所へ向かうため市道信太5号線を走行いたしておりましたが、当時は激しい降雨のため視界が悪く、尾井町337番地先の幅員の狭いカーブに差しかかり、対向してきた今回の損害賠償の相手方である中埜大二郎氏の車に気づき、急ブレーキをかけたところ間に合わず同氏の車に衝突し、右前部を損傷したものでございます。

その後、中埜氏と示談の結果、車両の修理費といたしまして10万2,152円を支払うことで和解させていただきました。

なお、これに要します修理費につきましては、全国市有物件災害共済会より保険金を受け、去る8月21日に専決処分させていただいたものでございます。

事故防止につきましては、日ごろより十分注意いたしておるところでございますが、なお一層安全運転に努めるよう徹底いたす所存でございます。よろしく御賢察いただき、原案どおり御承認くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、報告第14号を終わります。

-
- 議長（柳瀬美樹君） 日程第18「専決処分の報告について」（市道舗装面の剝離による車両破損の損害賠償額の決定と和解）を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第15号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

昭和60年10月1日提出

和泉市長 池田忠雄

専決第5号

市道舗装面の剝離による車両破損の損害賠償額の決定 及び和解に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分手項に関する条例（昭和44年和泉市条例第9号）の規定に基づき、市道舗装面の剝離による車両破損の損害賠償額の決定及び和解について、次のとおり専決処分する。

昭和60年8月26日専決

和泉市長 池田忠雄

市は、市道舗装面の剝離による車両破損の損害賠償につき、次のとおりその額を決定し和解する。

1. 損害賠償及び和解の相手方 大阪市西成区天下茶屋北1-2-26 堀江将義
2. 損害賠償の額 165,500円
3. 和解の要旨

市は、市道舗装面の剝離による車両破損の損害賠償については、当該損害賠償の額を支払うことで和解する。

- 議長（柳瀬美樹君） 報告の説明をお願いします。
- 建設部長（浅井隆介君） お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程いただきました報告第15号「専決処分の報告について」、その内容について御説明申し上げます。

損害賠償及び和解の相手方は、大阪市西成区天下茶屋北1-2-26にお住まいの堀江将義氏でございます。

本件は、本年7月8日午後11時ごろ、商用で本市に立ち寄られた堀江氏が和泉市道唐国1号線万町1362-15番地付近を西方向に向かって走行中道路剝離個所に落輪し、車両の右側の前後輪のタイヤ及びホイールが破損したものでございます。事故発生当時は深夜でもあり、剝離した段差部分にも雨水がたまっていたことから、その舗装剝離個所の確認ができず事故が発生したものとと思われます。

本件舗装剝離個所は事故発生の2週間前、本線を通行中の道路課職員が発見し、簡易舗装で応急修理を行い後日、本復旧を行う予定になっておりましたが、その後約2週間、雨が降り続いたため本復旧を行うことができず、また、応急修理を行った常温合材が雨で分離し、再び穴が空いたものであります。いずれにしましても、道路損傷により起こった事故でもありますので早速堀江氏に対しお詫び申し上げ、話し合いの結果、車両補修に要する経費について道路賠償責任保険でもって補償すべく、車両修理代として16万5,500円をお支払いすることで和解が成立し、専決処分を行ったものでございます。

道路管理につきましては、日ごろより道路パトロールなどを行い、安全対策には十分注意しているところでございますが、今後なお一層事故防止に努めてまいりますので、何とぞよろしく御理解いただきますようお願い申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、報告第15号を終わります。

- 議長（柳瀬美樹君）：日程第19「和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第57号

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について
和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和60年10月1日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）

和泉市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年和泉市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「5,900円」を「6,100円」に、「10,000円」を「10,300円」に改め、同条第3項中「410円」を「440円」に、「127円」を「140円」に、「277円」を「297円」に改める。

別表第1中「8,640円」を「8,900円」に、「9,320円」を「9,600円」に、「10,000円」を「10,300円」に、「7,270円」を「7,500円」に、「7,950円」を「8,200円」に、「5,900円」を「6,100円」に、「6,590円」を「6,800円」に改める。

附 則

1. この条例は、公布の日から施行する。
2. 改正後の和泉市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第5条第2項及び第3項並びに別表第1の規定は、昭和60年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものについて適用し、適用日前に支給すべき事由の生じたその他の損害補償については、なお従前の例による。
3. 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の和泉市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく傷病

補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに旧条例の規定に基づくその他の損害補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。

理 由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（昭和60年政令第96号）が公布施行されたことに伴い、本市においてもその改正の趣旨に従い、非常勤消防団員等に対する損害補償の充実を図るため、補償基礎額を引き上げる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を願います。
- 消防長（角谷泰夫君） ただいま御上程いただきました議案第57号「和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容について、消防長・角谷から御説明申し上げます。11ページでございます。

本件は、消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令の一部を改正する政令がこのたび公布施行されたことに伴い、本市におきましてもこれらの条例改正を行い、その充実を図ろうとするものでございます。

まず、条例第5条第2項第2号の消防作業従事者等に対する補償基礎額の最低額「5,900円」を「6,100円」に、最高額「1万円」を「1万3000円」に改め、同項第3号の扶養親族に対する付加給付額は、配偶者については「410円」を「440円」に、その他の扶養者2人まで「127円」を「140円」に、配偶者のない場合の扶養者のうち1人については「277円」を「297円」に改め、また、同条別表第1に定める補償基礎額を最低6,100円から最高1万3000円の間それぞれ引き上げた額に改めようとするものであります。

附則といたしまして、本条例は、公布の日から施行し、本年4月1日から適用いたしたく存じております。

なお、本市では本年度現在までのところ、幸いにも受給該当者はございません。

以上、簡単でございますが、改正内容の御説明を終わります。13ページ以降に新旧対照表を記載しておりますので御参照の上御審議賜り、原案どおり可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

- 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第57号は原案どおり可決されました。

- 議長(柳瀬美樹君) 日程第20「工事請負契約締結について」(幸団地7棟建設工事)を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第58号

工事請負契約締結について

幸団地7棟建設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年和泉市条例第14号)第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和60年10月1日提出

和泉市長 池田 忠雄

- | | |
|-----------|--|
| 1. 契約の目的 | 幸団地建設工事 |
| 2. 契約者 | 和泉市長 池田 忠雄 |
| 3. 入札の方法 | 指名競争入札 |
| 4. 契約金額 | 111,000,000円 |
| 5. 契約の相手方 | 大阪市浪速区浪速東一丁目2番26号
株式会社 榎並工務店
代表取締役 榎並 昭 |
| 6. 工 期 | 自 昭和60年 月 日(議決の日)
至 昭和61年3月31日 |
| 7. 契約保証金 | 5,560,000円 |
| 8. 保証人 | 和泉市府中町二丁目3番25号
株式会社 藪内工務店 和泉営業所
所長 北川 貴朗 |

議案第58号参考資料

幸団地7棟建設工事概要

1. 工事場所 和泉市幸町77番地ほか
2. 敷地面積 1,010 m^2
3. 工事種別 新築
4. 構造及び規模 住宅棟：鉄筋コンクリート造地上3階建 1棟（住宅9戸）

延床面積553 m^2

店舗棟：鉄骨造平屋建 1棟（店舗2戸） 床面積100 m^2

附帯工事：受水槽、ポンプ室、自転車置場、植樹等

- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明をお願いします。
- 改良事業部長（富田宏之君） それでは、お許しを得まして自席から、ただいま御上程いただきました議案第58号「工事請負契約締結について」、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

本件は、環境改善整備事業の一環として建設しようとする幸団地7棟建設工事で、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

その内容は、契約金額1億1,100万円で、契約の相手方は、大阪市浪速区浪速東一丁目2番26号 株式会社 榎並工務店 代表取締役 榎並昭でございます。工期につきましては御議決を得ました日から昭和61年3月31日までといたしております。保証人は、和泉市府中町二丁目3番25号 株式会社 藪内工務店和泉営業所所長 北川 貴朗でございます。

工事場所は、和泉市幸町77番地ほかで、敷地面積は1,010 m^2 。構造及び規模は、鉄筋コンクリート造地上3階建住宅1棟で住宅9戸、延床面積553 m^2 並びに鉄骨造平家建店舗1棟2戸、延床面積100 m^2 、その他附帯工事一式でございます。

以上で議案第58号「工事請負契約締結について」の提案理由並びにその内容の御説明を終わります。

なお、本年度現在までの住宅建設戸数は1,246戸でありまして、今回、御審議をいただいております分を合わせまして1,255戸となります。よろしく御審議の上、原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第58号は原案どおり可決されました。

- 議長(柳瀬美樹君) それでは、ここでお昼のため暫時休憩いたします。

(午前11時55分休憩)

(午後1時再開)

- 議長(柳瀬美樹君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第21「昭和60年度和泉市一般会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第59号

昭和60年度和泉市一般会計補正予算(第2号)

昭和60年度和泉市の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ229,131千円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,343,361千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

昭和60年10月1日提出

和泉市長 池田 忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7.分担金及び負担金		413,411	32,920	446,331
	1.分 担 金	19,067	3,344	22,411
	2.負 担 金	394,344	29,576	423,920
9.国庫支出金		4,726,434	31,886	4,758,320
	2.国庫補助金	2,630,691	31,886	2,662,577
10.府支出金		1,942,770	21,625	1,964,395
	2.府補助金	1,625,499	21,625	1,647,124
11.財産収入		1,029,274	92,800	1,122,074
	2.財産売払収入	861,223	92,800	954,023
12.寄附金		238,000	29,500	267,500
	1.寄 附 金	238,000	29,500	267,500
15.市 債		1,859,820	20,900	1,880,720
	1.市 債	1,859,820	20,900	1,880,720
歳 入 合 計		29,114,230	229,131	29,343,361

2. 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2.総 務 費		3,681,924	31,100	3,713,024
	1.総務管理費	2,613,124	31,100	2,644,224
3.民 生 費		7,877,679	4,929	7,882,608
	1.社会福祉費	3,090,004	4,929	3,094,933
4.衛 生 費		2,831,755	4,621	2,836,376
	1.予 防 衛 生 費	1,438,260	4,621	1,442,881
6.農 林 水 産 業 費		312,454	12,590	325,044
	1.農 業 費	257,070	6,970	264,040
	2.林 業 費	55,384	5,620	61,004

款	項	補正前の額	補正額	計
8.土木費		5,114,140	56,432	5,170,572
	4.都市計画費	1,230,863	53,432	1,284,295
	5.住宅費	3,021,983	3,000	3,024,983
10.教育費		3,349,319	64,841	3,414,160
	1.教育総務費	337,224	2,681	339,905
	2.小学校費	1,245,907	34,980	1,280,887
	3.中学校費	876,261	25,280	901,541
	5.社会教育費	450,245	1,900	452,145
14.災害復旧費			54,618	54,618
	1.農林施設災害復旧費		11,935	11,935
	2.土木施設災害復旧費		42,683	42,683
歳出合計		29,114,230	229,131	29,343,361

第2表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補正前			補正後						
	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
都市計画事業	160,600	普通貸借又は証券発行	年9.0%以内	府行他のその他の	25年以内(内据置5年以内)ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還又は低利に借換えをすることができ。	165,500	普通貸借又は証券発行	年9.0%以内	府行他のその他の	25年以内(内据置5年以内)ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還又は低利に借換えをすることができ。
改良住宅建設事業	975,000	同上	同上	同上	同上	977,700	同上	同上	同上	同上
義務教育施設整備事業	288,000	同上	同上	同上	同上	290,700	同上	同上	同上	同上
災害復旧事業						10,600	同上	同上	同上	同上
計	1,859,820					1,880,720				

- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部長（麻生和義君） ただいま御上程いただきました議案第59号「昭和60年度和泉市一般会計補正予算（第2号）」について御説明申し上げます。

今回、御提案申し上げた補正予算第2号につきましては、一部事業費の補正が主な内容でございます。

それでは、予算書に基づきまして御説明申し上げます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,913万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29.3億4,336万1,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

次に、第2条は、地方債の追加及び変更でございます。起債の目的、限度額、償還の方法等は、「第2表、地方債補正」のとおりでございます。

続きまして、事項別明細書により歳出予算からその内容を御説明申し上げます。32ページでございます。

まず、総務費につきましては、3,110万円の追加計上でございます。その主な内容は、一般管理費事務室の改装経費として1,630万円、企画費として（仮称）コスモポリス地域開発推進機構負担金等1,300万円でございます。

次に、民生費につきましては、492万9,000円の追加でございます。その内容は、（仮称）市立総合福祉会館基本設計委託料200万円、老人医療過年度分の補助金精算による返還金292万9,000円がその内容でございます。

次に、衛生費でございますが、予防衛生費としまして、ガン対策強化事業費等426万1,000円の追加計上でございます。

農林水産業費につきましては、1,259万円の追加でございます。その内容は、去る7月の豪雨による災害関連の市単独土地改良事業費400万円、防衛施設周辺整備事業費297万円、山地崩壊防止事業費562万円をそれぞれ計上いたしております。

次に、土木費でございますが、5,643万2,000円の追加計上でございます。その主な内容としまして、公園費で黒鳥山公園及び地域開発公園の整備事業費等として4,557万6,000円、下水道総務費では、公共下水道事業特別会計繰出金の追加としまして710万円を計上いたしております。

次に、教育費につきましては、6,484万1,000円の追加計上でございます。その内容と

しまして、小中学校を合せまして校舎等営繕工事費 2,580 万円、給食用備品購入費 1,816 万円、教材備品購入費 1,030 万円、また、北池田小学校校舎建設工事費 600 万円をそれぞれ追加計上いたしております。

次に、災害復旧費 5,461 万 8,000 円を計上いたしておりますが、農林施設災害復旧費として 1,193 万 5,000 円、土木施設災害復旧費として 4,268 万 3,000 円をそれぞれ計上いたしましたものでございます。

以上が歳出予算の内容でございます。

続きまして、これらの歳出予算に充当する歳入予算について御説明申し上げます。2・8 ページでございます。

分担金及び負担金として 3,292 万円。国庫支出金につきましては 3,138 万 6,000 円。府支出金として 2,162 万 5,000 円。財産収入 9,280 万円。指定寄附金 2,950 万円。市債 2,090 万円をそれぞれ追加計上いたしましたものでございます。

以上が、今回計上いたしました一般会計補正予算（第 2 号）の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 8 番（並河道雄君） 32 ページの庁舎管理費について 1 点だけ。

1,630 万円の事務室の改造工事費が計上されておりますが、この場所についてどこを改造されるのか。多分、市民会館ではないかと思いますが、その 1 点だけ。

○ 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。

○ 市長公室企画室長（稲田順三君） 市長公室・稲田よりお答え申し上げますが、御指摘のとおり、市民会館の 1 階、2 階及び 3 階等の事務室並びに会議室等の改造工事費でございます。

○ 8 番（並河道雄君） 会議室等の改造工事費ということですが、職員さんの会議室の絶対数が不足しているように感じるわけです。コミセン等もお使いになっておられますが、私の考えでもあります。これの位置づけをはっきりしておかなければいけないと思います。りっぱなコミセンができ、私たちがいろいろ使わせていただいております。使用料も前の市民会館より安く、非常に好評を博しております。その点で、一般の職員さんの会議室等に使うことについてはできるだけ避けていただきたい。ここで庁舎管理費が上がっておりますが、市民会館等の会議室で改造できるものはしていただき、そしてまた、増設できるもの、改造できるものがあれば、庁舎内の会議室を使用していただくようお願いしたいと思います。

○ 議長（柳瀬美樹君） 他に。

○ 19 番（原 重樹君） まず、32 ページのコスモポリスについてお伺いしておきます。

コスモポリス地域先端産業立地推進協議会負担金100万円出ておりますが、この推進協議会の負担金もここへ出すということですが、推進協議会自体の会計そのものはどういうふうになっているのか。コスモポリスといえば、岸和田等も含め府も入って、となるんでしょうが、その辺の中身をちょっと教えていただきたいのと、関連しまして、午前中、市長のアメリカ視察の報告を聞いたわけですが、そのときも少し出てましたが、この推進協議会等が母体になって行ったと思うんですが、視察の費用はそういうことでのいいかどうか、どこがどういうふうに負担されているのか、この推進協議会となるのかどうか。

もう1点、その下のコスモポリス地域開発推進機構負担金とあります。これだけを見ていると非常にわかりにくい。これは一体何をやるものか。(仮称)となっておりますが、その中身。どういう性質のものかという点をお聞かせ願いたい。

もう1点、35ページの緑のマスタープラン修正委託料100万円とありますが、これについての中身と委託先、中身といっても膨大になれば簡略で結構ですが、どういうものなのか、お聞かせ願います。

- 議長(柳瀬美樹君) 理事者答弁。
- 市長公室企画室長(稲田順三君) お答え申し上げます。

まず、第1点目の100万円の件でございますけれども、先生御案内のとおり本年6月13日、コスモポリス地域先端産業立地推進協議会ができました。メンバーといたしましては、大阪府、和泉市、泉佐野市、岸和田市など地元市及び地元商工会、商工会議所、さらに大阪工業会、大阪商工会議所、関西経済同友会、関西経営者協会、南大阪経済振興会等が構成メンバーとなりまして発足したわけでございます。この負担金につきましては、当初、大阪府、産業界がそれぞれ500万円、その上に今度、地元市が100万円追加し、合計1,300万円での協議会の運営をしていきたいとなったわけでありまして、内訳につきましては、広報資料の作成、企業誘致活動等いろいろありますが、そういうことで1,300万円計上しております。今回の市長等の渡米につきましては、これらの経費から支出していきたいと考えるものでございます。

それから、コスモポリスの1,000万円の件でございますが、これはかねてよりいろいろ和泉市自体が開発基本構想を進めてまいりましたが、大阪府と和泉市、また、民間による(仮称)コスモポリス地域開発推進機構を設立し、基本計画、事業計画の策定等の作業を進めていきたいということをつくっているわけでございます。

なお、民間組織の加入につきましては現在、大阪府と調整中であり、どのような企業が加入するかについては決まっておりません。そのような状況の中でやるわけでございます。配分は、大阪府と和泉市が1,000万円、民間企業が2,000万円、計4,000万円をもって運営して

いきたいと考えておるわけでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 都市整備部次長（三井義秋君） 第4点目の緑のマスタープランについて都市整備部・三井からお答えいたします。

御承知のように、本市の緑のマスタープランは昭和56年4月に策定されましたが、その後、昭和59年に和泉市の長期展望として議会の御議決をいただきました第2次総合計画に示されており、土地利用との整合性を図り、総合計画と緑のマスタープランが一体となったものにするため今回、見直しを図ろうとするものでございます。

なお、委託先の業者につきましては、予算を御議決いただいた後において選定していきたいと存じます。

○ 19番（原 重樹君） まず、コスモポリスの関係についてちょっとお伺ひしておきたいんですが、最初に推進協議会の件につきましては、結局、市長の視察の費用は、そういう産業界も含めて出しているところから支出するということですね。それだけ1つ確認しておきたい。

もう1つは、いま言われたコスモポリス地域開発推進機構ですが、実際には実施設計をしていくということなんですが、1つは、この市、府、民間はまだどこになるかわからないということです。その意味では、事務局のなところ、対応は一体どこになるのかという点と、民間を入れようということになるわけですから、実際の事業そのものについてはどういうお考えをしているのか。設計段階はこういうふうに……と言われているが、その点の見解を先にお伺ひしたい。

○ 市長公室企画室長（稲田順三君） 事務局につきましては、和泉市でやるということでございます。今回の4,000万円をベースにした事業計画ですが、基本的には、実際の航空写真による測量、地質調査のボーリング調査等もでございます。これは当地域においてアセスメントとかの基本にかかわってくる問題ですので、前段でこういう基本的な調査研究をしていきたいという組織でございます。

○ 19番（原 重樹君） 本当の事業はどうですか。

○ 市長公室企画室長（稲田順三君） もろもろのこういう問題が整備された段階ですから、まだしばらく時間がかかるとお思います。本事業にいくまでの過渡的な機構ということでございます。

○ 19番（原 重樹君） もう1回確認させていただきたいが、和泉市が事務局になるということではないんですか。たとえば4,000万円を使ってやるときの事務局としてはね。多分、企画になると思いますが、その点だけちょっと。

- 市長公室企画室長（稲田順三君） そのとおりでございます。
- 19番（原 重樹君） それと、過渡的な措置として民間を入れてやるということですが、一言で言えば、いわゆる第3セクター方式で調査しているというわけでしょう。これは非常に疑問に思うのは、現段階で議員に説明されている中では、事業主体がどこになるかという点では、いろいろこういう方法がありますよ、と説明されているだけで、これからどうなっていくかわからないのが現状だと思う。実際に基本設計であろうと、そういう段階で民間を入れてやり、果たして事業そのもののときにこれを抜きにしてどうのこうのということが可能かどうか。というのは、現時点で白紙なのかどうかということが非常に疑問なんです。すでにそういう第3セクター方式で実質的に始まっていると思う。その見解だけでも1度はっきりお願いしたい。
- 市長公室企画室長（稲田順三君） 先生御指摘の面はあるかと思いますが、この事業を進めていく上においては和泉市単独では非常にむずかしい。なおかつ、現在、民間活力導入で開発していくことが社会情勢でございます。御承知のとおり、大阪府自身も今回のような事業につきましても初めて、ノウハウはないわけでございます。そういう民間機関を入れていく中でどうなるかという点も含め、大阪府といろいろ協議中でございます。今後はそういう方向に進むだろうと思いますが、民間も含めて検討していきたいと思っております。
- 19番（原 重樹君） そういうことになるだろうと一定の見解みたいなものが出たように思うんです。いま、言われたように、大阪府としても初めてだけに、これは海のものとも山のものともわからない状況になるのではないかとということが非常に心配なわけですね。慎重にやっていたきたいということで、きょうのところはこれでおいとします。
次に、緑のマスタープランについてですが、総合計画等と合わせてとなるんですが、実際問題、緑のマスタープランというのは、議会の議決とか、審議会とかを経るものではない、そういうものは必要にならないと思います。われわれが意見等を言う場合どこでどうか、ひとつは総合計画のときになると思いますがね。この修正の内容ですが、前は冊子にして配っていただきましたが、その修正内容等は修正した後において、議会なり委員会なりの各議員にどの点とどの点が前の冊子も含めて変わったということを明らかにしていただきたいと思うんですが、その辺はできるのかどうか。
- 都市整備部次長（三井義秋君） マスタープランの今後の扱いなんです、私どもといたしましては、これから専門家を入れて修正案をつくりたい。恐らく年を越すと思われたい、以後、案がまとまりました段階で議会、所管委員会等でも御説明させていただきたい、かよう考えております。

○ 議長（柳瀬美樹君） 他に。

○ 18番（勝部津喜枝君） 30ページの教育費寄附金ですが、これはどこからのもので、コミュニティセンター助成金を含めまして用途はどういうふうになっているのか、お伺いをしたいと思います。

それと、37ページの教育振興費の中の教材備品購入費追加ですが、私の記憶する限りでは、60年度の当初予算委員会審議の中で、本年度補助金1割カットの中で、たしか2分の1に減らされるという問題の質問に対して、交付税の中に含まれて補正を組むという御答弁があったように思いますが、この追加等の御答弁を小中学校も含めてお伺いをしたいと思います。

○ 議長（柳瀬美樹君） 答弁。

○ 総務課長（白樫通有君） ただいまの御質問に対しまして教育委員会総務課の白樫からお答え申し上げます。

まず、第1点目の教育費寄附金でございますが、開発者アーバンライフ株式会社がこのたび和泉市上代町776番地外に開発面積1万5,777㎡、計画戸数430戸ということで、和泉市宅地開発指導要綱に基づく申請が出てまいりました。教育委員会との事前協議の中で、宅地開発指導要綱並びに指導要領に基づきまして協議を行ったわけでございます。

この2,580万円の教育寄附金につきましては、開発指導要綱に定められる負担金とは別に、学校施設の整備を図り教育効果を高める意味合いから、1戸当たり6万円の学校施設補修を目的に寄附をいただいたものでございます。

この用途でございますが、今回の補正でもお願いをしておりますように、鶴山台南小学校体育館の塗装及び信太中学校の体育館の床の改修にこの寄附を充てたいということで今回、補正をお願いをするものでございます。

○ 18番（勝部津喜枝君） その下のコミュニティ助成金というのは……。

○ 社会教育部長（松村吉堯君） 2番目のコミュニティ助成金につきまして御説明申し上げます。

非常にコミュニティ助成金という名前でややこしゅうございますが、この中身は、実は宝くじの配分金でございます。この用途につきましては、図書館の視聴覚教室の備品を購入するもので、この助成金190万円をまるまる備品に使わせていただくものでございます。

○ 総務課長（白樫通有君） 2点目の教材設備費でございますが、先生御指摘のとおり、国の補助が削減云々ということから、当初予算で5分の3に当たる金額を予算化したものでございます。今回、国の方でも2分の1国庫補助削減措置がとられましたので、これに切り換える措置といたしまして、地方交付税でもってその額に相当する分が、関係各省で協議が整って

おるといふ財源の裏づけ通知がございましたので今回、その分に当たる補正をお願いするものでございます。

当初は5分の3の小学校につきましては833万円を計上いただき、今回、600万円の補正をお願いいたすものでございます。また、中学校につきましても同様、当初予算では622万2,000円を計上いただき、残り約5分の2に相当する400万円をお願いするものでございます。

以上でございます。

- 18番(勝部津喜枝君) 教育費の寄附金ですが、これは私の不勉強かも知れませんが、開発負担金とは別に教育関係でこういう業者への負担というものは、いままで余り経験がないように思うんですが、今後、教育委員会としては、こういう形での業者との折衝なり、教育施設の整備ということでの財源を求めていく方向をおとりになるのかどうか、ひとつ明らかにしていただきたいと思います。

合わせまして、財務当局にお尋ねいたしたいんですけど、補助金カットは御承知のとおり、当初から大変な問題になりまして、政府の方でも交付金等でみざるを得ないという状況の中で、60年度の本市の当初予算の中でのカット分、これは教材費に限らず、全体としてそういう方向で現在、きているのかどうか。大まかなところで御答弁をいただきたいと思います。

以上、再質問いたします。

- 教育次長(逢野博之君) 1点目の開発負担金の問題でございますが、開発指導要綱に定められておりますいわゆる負担金としては、学校教育施設並びに保育所施設を含めまして、1戸当たり30万円という形で決められておるわけです。われわれ教育委員会の段階に協議が回ってまいります一定の基準といたしましては、100戸以上の開発についてのものとして、100戸未満のものにつきましては一応、計画課の段階で定められた30万円の範囲内で納入をお願いしております。一定の100戸以上という基準につきましては、学校施設に影響を及ぼすというか、受け入れ体制というか、そういうものに大きな影響があるという観点から内部での処理体制ができておるわけです。たまたま、今回の開発は430戸でございますので、われわれの方に協議が回ってまいりました。

御承知のように、信太中学校は昨年度、63年の生徒のピーク時を想定いたしまして施設整備を施したところでございます。しかし、アーバンライフの開発については、その時点での開発は具体化されておりませんでした。したがって、開発協議の段階では、その施設の受け入れ体制につきましては、われわれも苦慮したわけでございますが、その施設対応の面では、御承知のように鶴山台を抱えている関係上、社会減がかなり出てまいっております。推計の中

では、施設対応はできるという判断になりました。

ただし、もう1点は、教育効果の面でいろいろ問題がございます。過大規模校という形で、現在も1,300名の児童生徒を抱えております。その中で教育効果の面からすれば、少なくとも、われわれといたしましては、開発の時期を遅らせていただきたいという申し入れもしたわけですが、業者の方でも、事業を遅らせることによる金利負担等がかかってまいります。さすれば、教育条件を高めるための施設整備に何とか御協力をいただくということで協議を進め、開発指導要綱に定める負担金以外に、過去の一定の例も基準にして、1戸当たり6万円の負担金を徴収して体育館の整備を行ってまいりたいということで協議が成立したわけでございます。

なお、今後におきましてもこのようにしていくのか、という御指摘でございますが、これは開発地域によって教育施設の対応が可能であればそういうものは取らないとなりますと、地域によって差が生じてまいります。しかし、できるだけ円満な協議の中で開発業者の同意を得るならば、少なくとも、こういうものをもって今後も一定の状況に照らし合わせ、平等な取り扱いの中でできるならば施設整備に充てていきたいという考えでございます。

それから、義務教育費の教材備品費の関係でございますが、たまたま昨年度、この備品費以外にも施設整備関係の負担金というか、補助金というか、そういうものについて一定のカットが行われました。これは現在、われわれが知り得ている範囲内では、義務教育費の教材備品費につきましても、ただいま申し上げましたような措置がなされたという通知に接しておりますが、他の補助金カットにつきましても、そういう関係団体を通じて国に対して働きかけをしております。具体的な中身につきましてもはまだ通知に接しておりませんが、交付税の中に算入していただきたいとか、あるいは制度そのものを復活しろ、とかいう運動もしております。現段階では、そういう状況でございます。

- 総務部理事（大塚孝之君） 2点目の補助金カットの問題につきましては総務部からお答えいたします。当初予算ベースの詳しいデータは持ち合わせておりませんので御了承願いたいんですが、大まかに申し上げたいと思います。

60年度補助金カットがされました中で、建設事業に係る分の補助率が下がった分につきましては、基本的には、地方債で充当していこうという国の考え方が出されております。したがって現時点のところ、建設事業の補助金カット分については、地方債で補ってもらえるよう地方債の申請を出してある、そういうところでございます。

今回の教材備品費はどう言いますか、経常的な経費の補助率カットに相当するものでございます。たまたま、せんだって60年度分の地方交付税の算定が決まりまして、本市の普通交付

税が決まったわけですが、その基準財政需要額の中に教材備品費等の一定の補助率カット分につきましては、できるだけ含めなくて算定されてきております。したがって、今回の補正予算に40%分、5分の2相当分を改めて計上させていただいたという経過でございます。

以上でございます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 他に質疑、御意見ございませんか。

○ 5番（赤阪和見君） この財産収入がありますが、この中にはどういうものが入っているのか、これが1点。中央丘陵の池等が入っているんじゃないかと思うんですが、入っている、おらんにかかわらず、中央丘陵内で公有地の処分総額はどのぐらい入ったか、合わせてお答え願いたいと思います。

それと、いまの勝部議員さんの質問にありましたが、義務教育施設整備の指定寄附ですが、管理部長の答弁では前例もあるということでしたが、前例があればこういうものだという。多分、大蔵の関係もあるんじゃないかと思いますが、その点はどうですか。

それから、歳出面で市立総合福祉会館基本設計委託料が出てますが、厚生文教委員会等で大体の場所等も聞き及んでおりますけれども、大体、これは和泉市における目玉的な大きな事業の最終的なものになるかと思えます。今後、大きなものを考えていくべき方向性にあるとは思いますが、目に見える範囲の中での最終的なものであると感じるんです。ただ、建物の全体的な構想の中では、土地が余っているから建てるんだという方向性だと、私は場所的に考えるわけです。というのは、また、コミュニティセンターの二の舞になるのか、という気持ちがあります。コミュニティセンターが裏へ行ったり横へ行ったり、いろんなところへ計画されてだめだった。最終的にいまの場所ということで、非常に建物の内容はりっぱですが、建てる方向性に無理があったんじゃないかと思うわけです。その点でもっと基本的な考え方をしっかり持ってもらわなくては困ると思うんです。

あそこには、体育館と勤労青少年ホーム、そして、図書館があります。1つ1つとればりっぱですが、3つ合わせた景観は、何か勤労青少年ホームは影になって見えない。何があるかわからないという状態です。そういう計画はどうしているのか、疑わしい。この前、コミセンの話にもありましたように、1つ1つの建物を建てる中では設計から大事であって、コンベ形式で目玉的なものは目玉らしく建てるべきではないか、こう考えるんですが、その点いかがお考えでしょうか。これだけ先にお願いたします。

○ 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。

○ 総務課長（池辺 功君） お答え申し上げます。

ただいま御質問の不動産売り払い収入9,280万円につきましては、これは市有地でございます。そして、処分物件の所在地は、和泉市箕形町174番地の1外1筆でございまして、4,619.03㎡(1,397.25坪)でございます。これにつきましては、一般処分の方法としては、一般競争入札の執行を来月、11月末に予定しております。

そして、中央丘陵地内の財産区のため池の処分総額でございますが、総額で22億3,717万8,922円でございます。

以上のとおりでございます。

- 議長(柳瀬美樹君) 次。
- 教育次長(逢野博之君) 先ほど申し上げました開発負担金の関係でございますが、最近の例を申し上げますと、市新跡地に開発を予定しております東急の建設関係、それと、伏屋町の通称「桜池」の開発で長谷川工務店の420戸の2件がございまして。
- 5番(赤阪和見君) 金額は。
- 教育次長(逢野博之君) いま、長谷川工務店につきましては、ちょっと手元に資料を持ち合わせてございませんが、東急の方は一応、30万円を超える額につきましては、1戸当たり6万円ということでございます。長谷工の方は、30万円に3万円の上積みをしているかと思っております。確たる数字ではございませんが……。
- 議長(柳瀬美樹君) 次。
- 福祉事務所長(中川鉄也君) 3点目の(仮称)総合福祉会館の建設場所については現在、体育館東側のゲートボール場を予定しておるわけでございます。この場所を選定についての赤阪議員さんからの御質問、御意見と受け取っておるわけでございますが、当初、福祉会館については、先年前から庁内の検討委員会で検討された段階では、現在のコミセンが第1次で完成しておりますが、それらの複合施設ということで計画されておったわけです。そういうことで庁舎周辺ということで、いろいろ検討されたわけでございますが、補助金等の関係から複合はできないということで、単独の施設に切り替えざるを得なくなったわけでございます。庁舎周辺、主として府中近辺の市有地もしくは地主さんから借りられる土地ということで検討してまいったわけでございます。
- 体育館周辺につきましては、体育館を建設する以前から当初、その付近に福祉会館も建設するという構想もございましたし、市有地で他に新たな土地を求めるとすることも非常に困難性があること。それから、老人や障害者が比較的利用しやすい場所ということで、あの場所に決定させていただいたという経過でございます。
- 5番(赤阪和見君) 計画があったと言いながら、どういふものをこれだけのスペースに建

てるんだという計画性が全くない。非常に内容的に下手なやり方というか、そういうものをひしひしと感ずります。その点では、まだ基本設計の段階の補正予算ですから、極端に言って半年遅れても、もっともっと都市景観を考えた1つのものにしていく必要があるんじゃないか。いま、何でも入れ物さえつくったらええんや、という時代は過ぎたと思う。都市景観という大きな観点の中で取り組んでいく傾向ですからね。

また、場所的にも和泉府中周辺ということだけじゃなく、へんびであったとしても環境のいい、広々とした場所があるならば、マイクロバスの1本ぐらい走らせても、その方が使用者の勝手がいいのじゃないか。環境や福祉という観点から言っても、老人や障害者、婦人の方々に対する問題をもっと考えていくべきじゃないか。特にあそこは計画道路が走る真横になりますよ。交通の便が非常にいいということは、裏を返せば危険性もはらんでいるともよく言われるので、そういう点での考え方を基本的にまとめていただいたらありがたいと思います。

それと、先ほどの義務教育の問題ですが、卑近な例で申しわけないんですが、水道の場合なんかは、ここへ60軒、70軒建つ場合、この管が古いから先に取り替えてからやりなさい、という方法をとるでしょう。ところが入れ替えた後に建てる場合は、別に負担金も何もかからないという感じですね。教育委員会もそういう考え方が若干あるんですか。そうじゃなくて平等に、という用語があるが、基本的には、同じ建物を建てるにしても場所によって違うというのは、そういう考え方と理解してよろしいんですか。

○ 教育次長(逢野博之君) 30万円そのものの開発負担金の御質問のように思いますが、先ほど、私も開発地域によってその差が生じることは問題があると申し上げましたが、これはすでにその地域の学校施設が整備され、対応できるという観点に立ちましても、すでにそれまでにやはり一定の大規模な投資をしているという観点がございまして。そういうことで、施設対応ができるから30万円でもいいという観点はとっておりません。そのときのいろんな学校施設の条件にもよりますが、取り扱いの基本的な考え方といたしましては、開発負担金以外に御負担を願う場合は、そういう施設対応、教育効果、教育条件面を配慮しながら開発業者に教育の実態を説明し、先ほどもちょっと触れましたが、開発年次そのものをずらせていただき、施設整備が必要なくなる日まで待つていただく。そうすればその財源も必要ないわけですが、いろんな面を配慮しながら、あくまで開発業者との合意によってやりたいと考えております。基本的な取り扱いの考え方としては、公正な観点でやらせていただきたいということとでございます。

○ 5番(赤阪和見君) 年度をずらせたらどうかと言いますが、向こうも商売ですからね、金利の計算もしますよ。1年ずらせば100万円、200万円のおカネじゃなく、何億というおカネを寝かせてやるわけですから。年度をずらせてくれればどないかしますよ、と言うてもら

わんことには、それやったら、いま、するんやったら何ぼ払えばええんかと、ソロバンをはじく。30万円以上は、教育という面での指定寄附ですね。指定寄附ということは、住宅を建てるのとは違うと思う。向こうにみずから指定寄附させるというよりは、自主的にしたというニュアンスにわれわれはとりますよ、これではね。これはさせているわけですね。

○ 教育次長（逢野博之君） させている、という極端なことにつきましては、われわれは「そうです」とは言いかねるわけですが、あくまでも、開発業者の方々に当該校区の教育の実態を御説明申し上げ、少なくとも半面、義務教育であるという点も配慮しながら、できるだけ合意を得る中で御負担を願っていくという考えでございます。

○ 5番（赤阪和見君） その点では、長谷工は何ぼ、ここは何ぼや、という裁量ひとつでどうにもなるというニュアンスに受け取られないよう、平等を期す意味からはっきりしたいきさつについて、そばから見て疑惑の目で見られないような形でしていただきたいと思います。

最後にもう1点、先ほど中央丘陵の財産処分問題がありましたが、一般財源として入るわけですか。

○ 総務課長（池辺 功君） 入ってます。35%です。

○ 5番（赤阪和見君） そこで市長、いつも単年度黒字云々という中でいろいろ入ってると思うんです。その中のものじゃなく、やはり中央丘陵の開発でこれだけ入ったとすれば、目玉的なものを1つ中央丘陵の中に残そうやないか、その資金にするとか、また、これが全市のものだと考えるならば、本当に全市民が有効に利用できるものをつくるとかね。公園整備にしても1つの大きな目玉としていくとかしてほしい。和泉市には目玉がない。全国的に見ても「和泉ってどこ？」という感じです。堺、泉大津、岸和田、高石には割合にそれぞれ目玉がありますが、和泉市には何もない現状です。理事者の方々も苦勞されていると思いますが、私どもも非常にさびしい思いをすることがあります。

その点で1つ言っておきたいのは、今回、黒鳥山公園のモニュメントをつくる、寄附か何か知りませんが、市長が大きなイベント的に30周年の冠をかけてする。これなども市民が本当に参画して計画したか、疑問に思うんです。福祉総合センターとか、何にしろ、大きな市の目玉にしていこうとする限り、コンペとか、市民を巻き込んだ動きがあつてしかるべきじゃないか。残念ながら、この13日に市民体育祭が開かれますが、この体育祭前後ということでは、各種の町民運動会等が盛んです。南横山、横山方面や各地で体育祭が開かれます。しかし、昨年、一昨年の体育祭を見ても、青年の部で幾ら走っても1位ばかりの賞品を3つも4つも持っており、2位の人と換えたという話も聞かれました。

また、文化祭1つにしてもこの市民会館の場所を全部押さえてしまい、参加している者や出

品している者がチラチラ見ている程度。式典といってもそう大したものではない。ですから、体育祭にしろ市民文化祭にしろ、市が本当に引っ張っていかうという、そんなことをやめて、おカネだけ出して市民の力をもっともっと前へ出し、市民の方々ができるように形ですね。何も1銭も市はおカネを出してないと思ひ、と言うと失礼だが、軟式野球大会なんか本当に盛大にやっておられます。市長杯ですから場所などは無料で貸していると思ひますが、もっともって市民の活力を引き出す以上は市民に問ひかけをし、市民の声を聞く機会というものを考えていくべきです。

先ほどの総合福祉会館にしても、内容的には、話は話として余り聞いてないんじゃないか。われわれ議員も内容的にどうしようか、という相談も受けたことはありません。そういう叩き台として叩く場所がない。そういうものをもっと基本的に考えていただかなければ、今回のコミュニティセンターの二の舞になるんじゃないかと非常に危くするわけです。その点で今回、黒鳥山公園の植樹祭の設営等が出ておりますが、いつ、どのような形で、どういう規模でやられるのか、ちょっと説明だけ聞いて終わりたいと思ひます。

○ 都市整備部次長（三井義秋君） 植樹祭の内容について御説明申し上げたいと存じます。

市制施行30周年を記念いたしまして現在、黒鳥山公園におきましてメモリアルゾーン、記念事業の工事を施行しております。これの完成と同時に、本市の都市化の進展によって失われていく都市の緑を大切に守り育てていかうということで、市民の理解と協力を深めていくことの啓発と、現在及び将来の担い手である青年の国際青年年を記念し、都市緑化月間である10月20日午前9時30分から黒鳥山公園において、第1回の和泉市植樹祭を施行する計画でございます。

なお、本年度は植樹祭が第1回目の試みでございますが、引き続き第2回、第3回と今後、市内各所で実施してまいる計画でございます。

現在の工事の内容でございますが、壁泉、噴水、花壇、パーゴラ塔を配置し、全体のイメージを和泉市の市章をアレンジしたものといたしております。

当日の行事、植樹祭の内容でございますが、主催は、和泉市と大阪府の外郭団体である社団法人大阪府公園都市緑化協会となっておりまして、後援には、大阪府並びに財団法人の都市緑化基金、農林水産省大阪管林局、協賛として、市の教育委員会を初め町会連合会、婦人会、森林組合、青年団協議会、こども会青年団協議会、青年会議所、和泉市商工会などの各種団体の協賛を得ております。

当日の式典の内容でございますが、第1部として、市制施行30周年記念事業としてメモリアルゾーンの竣工式典。第2部としては、植樹祭を施行する計画でございます。当日の催し物

として、植樹に関する児童生徒、一般の方々の絵画の展示、また、入賞者の発表、表彰、それから、約100本の樹木を記念植樹として緑化植樹し、緑化相談、緑化パレードの展示などと、一般参加者に対しまして、苗木、球根、花の種などを無料で配布する計画でございます。

以上、簡単でございますが、植樹祭の内容説明を終わります。

○ 議長（柳瀬美樹君） 他に。

○ 17番（西村慎太郎君） 3点ばかりお尋ねしたいと思います。

まず、コミセンの問題でございますが、前回の議会の中で管理運営についてもお尋ねしたところでございますが、現在、公共施設管理公社で管理されておられるように聞いておりますが、企画室、そして教育委員会、公共施設管理公社へ移った経緯について教えていただきたいと思っております。前回のときは、議員にも事前に通知すると聞いておったと思っておりますが、知らないうちに変わってしまっているようです。

それと2点目は、これも共産党が前回の議会で取り上げた問題でございますが、このコミュニティセンターの使用料の減免関係について検討するということがありました。その後、どうなっているのか。いま、窓口で大変減免問題で混乱していると聞いておりますが、この問題で混乱していると聞いておりますが、この問題についての答弁をお願いしたい。

3点目でございますが、コミセンができてまいりよ各種団体が使い始めておるわけでございますが、1つは、障害者に対する配慮の問題があるんじゃないか。具体的には、府道大阪和泉南線の信号のところからコミセン寄りの歩道には、信号から入るところには点字ブロックがあるわけですが、その次の点字ブロックはずうっと途切れ、コミセンの自動扉の前ということで、まず、導入部分の点字ブロックがないので非常に使いづらいという問題でございます。

もう1つの問題は、その間に植樹がされておまして、植樹をしたばかりということもあるんでしょうが、倒れないようにワイヤーロープで固定化されております。このワイヤーロープも含めてコミセンに入るのに非常に危ないと言われております。

こういうことについての改善をお願いしたいということ、市長も従来からコミュニティセンターは地域住民の触れ合いの場にしていきたいという抱負を持っておられ、開館時間も10時まで延長するという配慮されておりますが、夜になりますと、正面玄関の電気まで消えてしまうという状況でございます。会館はすべて有料ではなく、各ロビーにラウンジがあり、ここはいつでも開館時間に近隣住民の方や団体の方々が憩いの場として使えるように、ということで設計されたと聞いております。しかし、このラウンジにつきましても電気を消して真っ暗にしている。こういう状況では、大阪方面へ仕事に出かけ、帰って来てから町内会や各種サークル、いろんな団体の方々がちょっと寄って相談しようかというときに使いづらい。何よりもコ

コミュニティセンターが開館しているのかどうかもわからないという状況になっております。こういう問題についてもぜひ改善をしていただきたい。なぜ電気を全部消してしまうのか、ということについてもお聞きをしたいと思います。

2点目でありますが、これは33ページに老人医療費助成費の過年度分補助金精算返還金とありますが、この返還金問題について具体的に教えていただきたい。

3点目は、37ページの教育指導費の府研究学校補助金追加ということで90万1,000.0円ついておりますが、これはどういうふうに使われるのかについて具体的にお尋ねしたい。

以上です。

○ 議長（柳瀬美樹君） 答弁。

○ 市長公室企画室長（稲田順三君） 第1点目のコミュニティセンターの管理運営問題についてでございますが、9月1日にオープンしておりますが、これに先立ちまして去る6月定例会に設置条例を御提案申し上げ、御可決いただきました。その中であくまで企画が担当し、その後、社会教育施設として整備するということが教育委員会に移管、9月1日オープンと同時に管理運営については、公共施設管理公社に委託したという経過でございます。

以上でございます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 社会教育部長（松村吉堯君） 2点目の使用料減免の問題でございますが、条例では具体的な減免規定自体は出ておりませんので、施行規則をもちましてこれらの減免を規定いたしております。施行規則第7条の中におきまして、今回の減免につきまして定めさせていただいております。従来の市民会館におきましては3段階の減免措置がございました。すなわち全額免除、50%免除、30%免除ということでございましたが、市長の方針といたしましても、広く使っていただくという考え方の中から、今回は、全額免除と5割引きという2段階で規定させていただきました。

すなわち全額免除につきましては、市が使用するとき、あるいは市長が定める市内の社会教育関係事業を行う団体あるいは社会福祉協議会に属する団体が主催で公または公益の目的で行う場合あるいは市内の市立の学校、園が公用または公益のために使用する場合、こういうふうに規定させていただいております。

また、5割引きといたしましては、市内の各官公庁あるいは私立の学校、園が主催で公の行事を行う場合、と定めさせていただきまして、その他市長が定める市内の公共的団体が主催で公用または公益のために使用する時、と規定させていただきました。

2番目の「市長が定める市内の公共的団体」とは、ということになるかと思いますが、こ

れらにつきましてはいろんなことがございまして、細かい中身につきましては、先ほども御指摘ございましたようにいろんなケースがございまして、窓口でその判断についても現在、非常に御好評をいただいております中で、いろいろ御迷惑をおかけしている点も多々あるかと存じますけれども、一定の基準を決めまして管理運営をする中で、その職員にもいま、教育をいたしておりますので、その点しばらくお時間をちょうだいいたしたいと存じておるわけでございます。

それから、御指摘されております障害者点字ブロックなり植樹に対する補強用のワイヤロープにつきましても即座に点検をいたしまして、一定の改善等も必要であれば、改善する方向で考えさせていただきたいと思っております。

3点目の電気の照明の件でございますが、私ども、非常に施設使用の点につきましては、光熱水費とか、その他のいろんなむだな経費をできるだけ省いていただきたいということを公社職員に採用時点で申し上げましたが、これが効き過ぎたのか、そのような状態で御迷惑をかけているようでございますので、その点も再指示、再教育をして改善してまいりたいと思っておりますので、よろしく願います。

- 17第(西村慎太郎君) 使用料減免の件ですが、担当職員の教育を徹底していきたいということですが、どういう団体が、市長が定める公共的団体なのかということについて、職員のみならず、私たちもわからないことなのですが、よく聞かれるわけです。新しい施設ができて使いたいんだけど、使用料は何ぼまけてくれるのかということで聞かれるわけですが、その公共的団体とは、具体的にどういうことになるわけですか。1点目の100%減免ははっきりしているわけですが、2点目はあいまいもことしていると思うんです。
- 社会教育部長(松村吉堯君) 2点目の5割減免の規定でございますが、私どもが基準として持ってございますのは、1つ目が婦人会あるいは市子連が単位で使用する場合、いわゆる小さな単独で使用する場合、あるいは市内に存在する各労働組合主催で公のために御使用される場合、各政党の皆さん方が公に御使用いただく場合、市の厚生会の中の各サークルが使用する場合というふうに一応、定めさせていただく中で、1つの定めとしての目安としていただきます。
- 17番(西村慎太郎君) その点でお聞きしたいんですけど、前回の議会の中でも、たとえば文化協会に入らなければ100%減免を受けられない。今回の御答弁の中でも、和泉市の中でいろんなサークルをやる場合、たとえば合唱団を新しくつくるか、また、いまの社会問題、たとえば消費者問題とか、いろんな問題についてサークルをつくって研究していこうという場合とか、どちらにも入らない準備段階の団体というか、いろんな地域のコミュニティーをつく

っていく上でこれから頑張っていくという方々に対する援助というか、そういうものがいまの基準の中では該当しないということで、大変苦勞しておられる団体もあるように聞いております。たとえば和泉井上神社で定期的に合唱団の練習をしておられる団体もあるやに聞いておりますし、そういうところでは、歴史がないということで文化協会にも入れてもらえないという悩みを持っておられるところもあります。今後、このコミュニティセンターの使用問題につきましてはだれでもが利用できやすいように、そういう団体活動、コミュニティづくりに役立つような方向で減免規定問題についてもわかりやすく、そして、幅広くやっていただきたい。意見だけ述べて終わっておきます。

- 議長（柳瀬美樹君） 次の答弁。
- 健康課長（池辺修次君） お答えいたします。

59年度の老人医療助成費の府補助金の精算返還金でございますが、これにつきましては、前年度の実績に基づき申請をしているところでございます。59年度の医療費につきましては、1億7,200万9,111円いただき、支出額は1億6,924万7,426円で、超過分は276万1,685円。一部負担金につきましては538万1,289円を受け入れまして、交付額が515万6,824円、超過額が22万4,465円。審査手数料につきましては270万4,212円、交付金266万6,562円、超過額が3万3,480円など、受け入れ額が1億8,146万4,442円。交付金につきましては1億7,853万5,837円。差し引きいたしまして超過額が292万8,605円。これを10月15日後に返還するものでございます。よろしく願いいたします。

- 17番（西村慎太郎君） なぜ超過額が出たのかという分析などはしておられますか。それとも、経常的なものですか。

もう1点、関連して老人医療問題についてお尋ねいたしますが、従来、和泉市では、寝たきり老人に対する訪問看護を非常勤のホームヘルパーさんを雇って実施してこられたところでございますが、多分、聞くところによりますと、7月末時点で非常勤の医療ヘルパーさんがおやめになられたと聞きます。その後、寝たきり老人の訪問看護はどうされておられるのか。また、後任のホームヘルパーさんの充当はどうされるのか。

これらの点についてお尋ねしたいと思います。

- 市民生活部次長兼保険年金課長事務取扱（原 美助君） 先ほど課長が申し上げましたように、医療費については、その推計が非常にむずかしいところでございます。したがって、前年度あるいは今年度の医療費の上昇率等を推計するわけですが、それが一応、概算という形で交付申請をいたします。また、2月においては、精算の交付申請をし直すわけでございます

が、その上でもなおそういう差額が生じてくるというのが実態でございます。

以上でございます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 福祉事務所長（中川鉄也君） 医療ヘルパーの件でございますので、福祉事務所の方からお答え申し上げたいと思います。

本年7月に医療ヘルパーが2名あったわけですが、1名は4月、もう1名は7月に退職されておるわけでございます。医療ヘルパーという制度は、数年前からできてあったわけですが、昭和58年2月の老人保健法がスタートされてから、これについては将来、健康課の方の保健婦が訪問指導という制度ができてからは、そちらの方に漸次、移管する方針が出されてあったわけでございます。したがって、本年に退職されましたそれ以後のケースについては、保健センターの方で保健婦さんの派遣ということをお願いしております。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 指導部長（崎山 繁君） 府研究学校補助金につきましては、本年度、和泉市におきましては、和気小学校、伯太小学校、郷荘中学校が大阪府の研究学校に指定されております。この研究学校は、それぞれ指定された教科、内容等につきまして2年間にわたって研究、研修を重ね、その成果を発表、報告し、府下の教育の向上に充てるということで研究学校の指定校になっております。これらの補助金は、研究、研修に必要な備品とか消耗品あるいは研修そのものの費用として使うということでございます。

以上でございます。

○ 17番（西村慎太郎君） 1点だけお聞きしたいが、和気小学校は体育関係の研究指定校になっているわけですね。この研究指定を受ける、受けないとかの問題はどこが決めるわけですか。

○ 指導部長（崎山 繁君） おっしゃるとおり、和気小学校は健康教育ということで大阪府の指定を受け、本年度2年生ですが、11月1日に研究発表を府下的に行います。これを受ける受けないにつきましては、和気小学校の場合は、健康教育の指定をどうか、という話がありまして、それを教育委員会が受けまして学校長と協議、学校長が職員と相談されて受けるという決定を見まして、われわれが府の方に報告したということでございます。

○ 17番（西村慎太郎君） 11月1日に体育の研究発表をされるということですが、これに関連をしまして、この小学校の運動会が9月15日に行われますが、満足に練習もできないということが1点あります。

もう1つは、父兄の方々が参加されても従来、他の学校でやっておられるようなPTAも一

緒になった運動会になってない、こういう苦情も聞いております。終了時間も2時30分となっております。

もう1点は、この研究指定を受けるに当たりまして、1年間は学校現場の職員さん、校長先生は知っておられたかどうか分かりませんが、一般の教員に受けたかどうかの周知徹底がされていないという問題もあります。漏れ聞くところによりますと、1年間、校長は教員に受けたということを伏せていたということも聞いておる状況でございます。

こういう中で、研究指定を受けることが本当に教育的配慮があるのかどうかの問題もあります。いま、学校現場では、昨日も一般質問の中でも出ておりましたが、非行の問題など落ちこぼれを解決する上で本当の研究という点でやっていかななくては行けない。体育の競技、集団的な演技というか、そういうものにばかり目を向けるのではなく、1人1人の子供たちの教育を充実させていくことが大事ではないか。また、地域の父兄と教育を考えていく上で、今回の和気小学校の指定校につきましては若干、問題があったのではないかと考えているんですが、その辺の見解をお聞かせ願いたいと思います。

- 指導部長（崎山 繁君） ただいまの御指摘につきましては、私ども、率直に申し上げまして、十分把握していない部分もございます。運動会は、11月に研究発表があるので繰り上げて9月15日に行うという報告は学校長から受けております。ただ、その内容等につきましては、いま、おっしゃっておられます御父兄の不満等については、いま、知ったところでございます。

なお、指定校を受けたことを教員に伏せていたことについては、私どもは学校長を通じて指定の話をしてございますので、その辺のところまで先生方が知っていなかった、知っていたということまで察知できなかったことにつきましては、今後、われわれが研究指定校を受けるにつきましては学校長と協議する中、十分に話し合っていきたいと思います。

以上です。

- 17番（西村慎太郎君） 学校教育問題がいろいろ教育臨調などで審議、検討されておりますが、落ちこぼれや非行などの問題につきましても大変な状況だと聞いております。昨日もある住民の人からある中学校、1校ではありませんが、体罰の問題でも、子供に対して殴る、蹴る、それも複数の教師が1人の生徒に向かってやるというふうな状況になっております。それを聞いてあるお父さんが怒って学校に行かれた。子供に対して複数の教師が1回殴ればいいところを10発も20発も殴る、あるいは蹴る、殴るの暴力になった場合自衛手段を講じてもかまわない。わしが許可する……。反対に子供たちの家庭でもこういう問題が出てきているところであり、知らなかったではすまない問題であります。こういう指定校問題につきましては、体育祭などは非常に重要な行事であります。子供たちは運動会に大きな期待を持って、それぞ

れ演技や競技の練習をしております。そういうものを一つ一つ大事にしてやっていただきたいという意見を述べて終わります。

- 議長（柳瀬美樹君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第59号は原案どおり可決されました。

- 議長（柳瀬美樹君） 日程第22「昭和60年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第60号

昭和60年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

昭和60年度和泉市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ68,424千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,249,278千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

昭和60年10月1日提出

和泉市長 池田 忠 雄

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8. 繰 入 金		301,043	16,572	317,615
	2. 基金繰入金	201,043	16,572	217,615
10. 繰 越 金			51,852	51,852
	1. 繰 越 金		51,852	51,852
歳 入 合 計		5,180,854	68,424	5,249,278

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7. 諸 支 出 金		3,011	68,424	71,435
	1. 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	3,011	68,424	71,435
歳 出 合 計		5,180,854	68,424	5,249,278

○ 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を簡単明瞭に願います。

○ 総務部長（麻生和義君） それでは、議案第60号「昭和60年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

今回、御提案申し上げました補正予算（第1号）につきましては、昭和59年度で交付されました国庫補助金等精算の結果、返還の必要が生じたための補正でございます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,842万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億4,927万8,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

それでは、事項別明細書によりその内容を御説明申し上げます。

まず、歳出でございますが、国庫支出金等返還金6,842万4,000円のみを追加計上となっております。これは昭和59年度に交付されました療養給付費交付金6,606万6,000円、府補助金235万9,000円の返還金が生じたためでございます。

次に、この歳出予算に充当いたす歳入予算について御説明申し上げます。

まず、基金繰入金でございますが、返還金を計上するに当たり、財源不足額1,657万2,000円を財政調整基金より繰り入れ措置したものでございます。

次に、繰越金につきましては、前年度繰越金5,185万2,000円でございます。

以上が、今回、計上いたしました国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 19番（原 重樹君） まず第1点目、基金につきましては、利子等もあるのでよくわからないのですが、残高は幾らなのか、明確にお願いしたい。

もう1つ、結局前年度繰越金ということですから、59年度がこの5,185万2,000円の黒字になったということだと思いますが、その前の58年度で3億円余の黒字を出して基金を

つくったということから流れていると思うんです。この議会の最後ですか、意見書等も予定されていると思いますが、退職者医療制度の導入によりまして、非常に国保会計が苦しくなっているといういろいろな言われておりますが、その点で当和泉市にとっては、60年度の会計、もちろん見込み、予想になりますけれども、どんな状況なのか、簡単に結構ですから1度御答弁をお願いしたいと思います。

○ 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。

○ 市民生活部次長兼保険年金課長事務取扱（原 美助君） お答え申し上げます。

まず、第1点の基金でございますけれども、本補正予算を御議決いただいた後の基金の額は、1億1,615万300円でございます。

次に、退職者医療制度に伴います60年度の会計状況でございますが、この制度に伴いまして国庫負担率が減率になってございます。これによる国庫負担金の減が、推計で約4億5,000万円でございます。そういうことで予算編成時におきましては、この70%が特交で補填するということがございましたが、これが3分の1になったことから、それによりまして減額が約1億6,500万円。それに伴いまして財政調整交付金というのがあるわけでございます。これが毎年度大体2億1,600万円いただいております。60年度においても2億1,600万円計上いたしてございますが、59年度の決算見込みでは9,000万円程度になっており、これも減額になるとわれわれは予想しておるわけでございます。また、この60年度予算編成をするに際しましては、基金から2億円繰り入れいただいております。そういうもろもろのことがございまして、いま、ここで軽々にどういう状況かを明らかにすることはできませんが、60年度の予算は非常に厳しいということが現段階で言えるんじゃないかと思っております。

○ 19番（原 重樹君） 数字上できっちりしておいてほしいのが、予想の段階ですが、普通交付金の減額はどれくらいですか、数字で示してほしい。まずそれだけ。

○ 市民生活次長兼保険年金課長事務取扱（原 美助君） 私どもが予想しておる額が1億2,400万円程度でございます。

○ 19番（原 重樹君） こういう考え方でいいのかどうか、ちょっと確かめておきたい。

退職者医療制度の導入によりまして給付率が下がったということもあったといういろいろな言われましたが、予想より1億6,500万円、7割が3分の1になったという数字。それと、いまの普通交付金の減が1億2,400万円ということで、基金からの繰入金はともかくとして、約2億8,000万円、約3億円が退職者医療制度の導入によって出てきた影響だと理解していいのかどうか、確かめたい。

もう1点、いま、7割が3分の1になって非常に資金不足が出てきているということで、厚

生省あたりも全国的に言えば2,080億円ですか、その分を補填してもらおうよう大蔵省と交渉しているということがありますがけれども、この2,080億円は、和泉市で言えば、いわゆる7割が3分の1になったことによる計算の抜けた分ということでのいいのかどうか。

この2点だけ。

- 市民生活部次長兼保険年金課長事務取扱（原 美助君） いま、私が申し上げましたのは、60年度の予算で確定しておるといわれるもので、先生がおっしゃった3億円が収入減になるであろうということでございます。退職者医療制度による国庫負担金の減はこれよりも大きく、約4億5,000万円ぐらいになるのではないかと、かように考えております。

それから、いま申されました2,080億円云々でございますけれども、和泉市にどれほどの影響があるかにつきましては、これは国では非常にむずかしい計算をしております。たとえば59年度の4月から負担限度額が35万円になってございます。和泉市の場合は25万5,000円ですが、これを35万円に変更した場合の当市の増収分というか、そういうものが約2億余円あるわけです。そういうことも含めて総体的に勘案されますので、いま、ここで和泉市がどれくらいもらえるかということは、とてもじゃありませんが、お答えできない実情でございます。どうかよろしくお願ひいたします。

- 19番（原 重樹君） 結構です。
- 議長（柳瀬美樹君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第60号は原案どおり可決されました。

-
- 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第23「昭和60年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第61号

昭和60年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

昭和60年度和泉市の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ94,000千円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,049,032千円とする。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

昭和60年10月1日提出

和泉市長 池田 忠 雄

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 国庫支出金		66,000	21,200	87,200
	1. 国庫補助金	66,000	21,200	87,200
3. 府支出金		13,710	60,000	73,710
	2. 府委託金		60,000	60,000
4. 繰入金		442,522	7,100	449,622
	1. 一般会計繰入金	442,522	7,100	449,622
5. 市債		395,300	5,700	401,000
	1. 市債	395,300	5,700	401,000
歳入合計		955,032	94,000	1,049,032

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 下水道事業費		784,570	94,000	878,570
	2. 下水道整備費	171,386	94,000	265,386
歳出合計		955,032	94,000	1,049,032

第2表 表方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前			補 正 後						
	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
公共下水道整備事業	395,300	普通貸借又は証券発行	年9.0%以内	府行他の 政銀そ	30年以内(内据置5年以内)ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。	401,000	普通貸借又は証券発行	年9.0%以内	府行他の 政銀そ	30年以内(内据置5年以内)ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

○ 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を願います。

○ 総務部長（麻生和義君） それでは、議案第61号「昭和60年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

今回の補正の内容につきましては、補助事業等の確定に伴いまして、事業費を補正いたすものでございます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億4,903万2,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

次に、第2条は、地方債の変更でございます。起債の目的、限度額、償還の方法等は、「第2表 地方債補正」のとおりでございます。

続きまして、事項別明細書により歳出からその内容を御説明申し上げます。

公共下水道整備事業費として、工事費及びその設計委託料の追加といたしまして9,400万円を計上いたしております。

次に、この事業費に充当いたします歳入予算につきましては、国庫支出金2,120万円。府支出金6,000万円。一般会計繰入金710万円。市債570万円をそれぞれ追加計上いたしましたものでございます。

以上が、今回、計上いたしました公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第61号は原案どおり可決されました。

○ 議長（柳瀬美樹君） ここで暫時休憩いたします。恐れ入りますが、このままでお待ちください。

（午後2時45分休憩）

(午後2時50分再開)

- 副議長(出原平男君) 大変長らくお待たせいたしました。休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま柳瀬議長から辞職願が提出されました。何分不慣れでございますので、議事運営に格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

お諮りいたします。「議長辞職許可について」を日程に追加いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、「議長辞職許可について」を日程に追加することに決めます。

それでは、「議長辞職許可について」を議題に供します。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議会議案第4号

議長辞職許可について

本市議会議長 柳瀬美樹氏から、昭和60年10月2日づけで、辞職いたしたき旨の願出があったので、本市議会はこれを許可する。

昭和60年10月2日 提出

和泉市議会副議長 出原平男

- 副議長(出原平男君) ただいま朗読のとおり、柳瀬美樹氏の議長辞職を許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、柳瀬美樹氏の議長辞職を許可することに決しました。

- 副議長(出原平男君) この際、柳瀬前議長のごあいさつをお願いいたします。

(議長退任あいさつ)

- 23番(柳瀬美樹君) 議長辞任に当たりまして一言、御礼のごあいさつを申し上げます。昨年10月、皆様方の温かい御推挙により議長に就任以来この1年間、大過なく過ごさせていただきましたことは、これひとえに皆様方の御支持、御支援のたまものと深く感謝申し上げます次第でございます。今後は、1議員として和泉市政発展のために努力する覚悟でございますので、倍旧の御愛顧のほどをひとえにお願い申し上げます、議長辞任のごあいさつといたし

ます。どうも本当にありがとうございました（拍手）。

- 副議長（出原平男君） 御丁重なるごあいさつ、まことにありがとうございました。柳瀬前議長さんにはこの1年間、本当に御苦勞様でございました。

この際、お諮りいたします。「議長選挙について」を日程に追加いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、「議長選挙について」を日程に追加いたします。

それでは、「議長選挙について」を議題に供します。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

選挙第1号

議長選挙について

本市議会議長辞職につき、地方自治法第103条第1項の規定により、その後任者の選挙を行う。

昭和60年10月2日 提出

和泉市議会副議長 出原平男

議長 当 選 者

氏 名

- 副議長（出原平男君） お諮りいたします。議長選挙をいかが取り計らいますか、御意見をお伺いいたします。
- 26番（池辺秀夫君） 前議長には本当に長い間御苦勞様でございました。後任の議長については、先に議運におきまして会期は19日まで、役選につきましては、この7日からと決定されております。したがって、きょうは散会いたしまして、議運で決定されたように7日から議長選挙に入っていたら結構かと思っておりますので、どうかよろしくお願いをいたします。
- 副議長（出原平男君） 他に御意見ありませんか。
- 16番（天堀 博君） 議運で役選は7日からと決めておりますので、私もそれで結構かと思っております。この後の段取りとして提案させていただきたいんですが、一応、議長が辞職された

わけですので、議会としては、速やかに議長選出を行わなければならない任務がございます。その点で7日の次の招集で結構ですけれども、きょうの本会議が終わった後一応、代表者会議を開いていただきまして、今後の運営、たとえば議長の立候補受け付けとかを簡単にお決め願ひまして、それで7日は午前10時に開会ということですが、代表者会議の都合によっては、その後の本会議上での日程を考えていったらどうかと思います。

- 副議長（出原平男君） ただいま御提案がありましたように、また、議会運営委員会でも10月7日から役員選挙ということに申し合わせがされておりますので6日まで休会とし、7日には定刻御参集いただき御協議をお願いいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。
- 11番（竹下義章君） 議運で決めているように7日から始めることについては異議ありませんが、いま、天堀議員の方からきょう、この本会議が終わってから代表者会議を開いて7日からどうするかということにしたらどうか、という意見がありました。会派の事情もありますし、7日から役選ですので、できましたら7日の午前10時なら10時に開会していただき、そこでどうしましょうか、ということを進めていってもら方がいいんじゃないか、その辺でお願いをしたいと思います。きょう、この後で改めて代表者会議を開くというのではなく、7日から出発するというでね。
- 副議長（出原平男君） ただいまの竹下議員さんの御意見に御異議ありませんか。

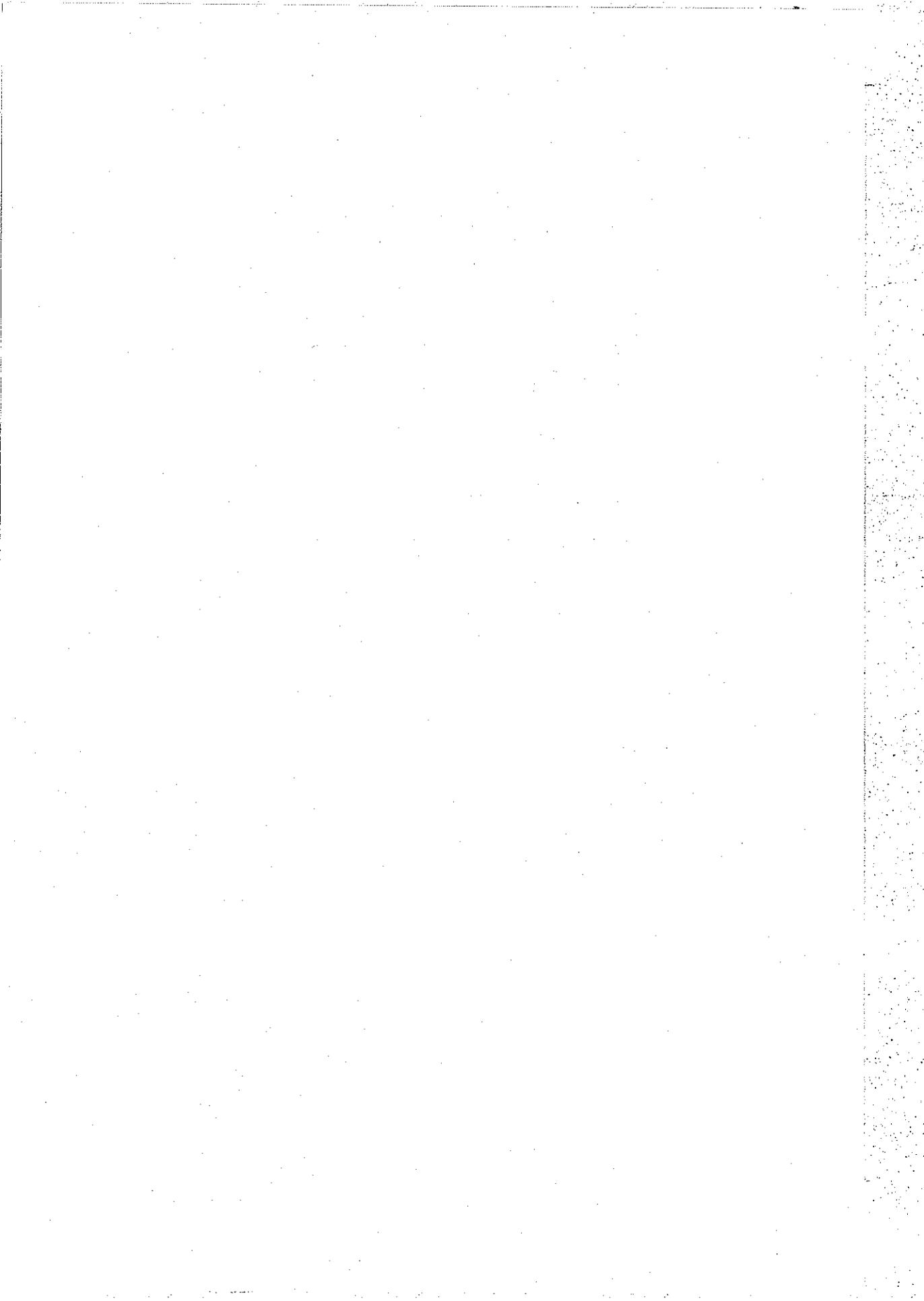
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、明日から10月6日までを休会とし、10月7日に定刻御参集賜りますようお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。長時間、どうもありがとうございました。

（午後3時散会）

第 3 日



昭和60年10月7日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(24名)

1番	飯坂楠次君	16番	天堀博君
2番	奥村圭一郎君	17番	西村慎太郎君
3番	田中昭一君	18番	勝部津喜枝君
5番	赤阪和見君	19番	原重樹君
6番	藤原正通君	20番	坂口敏彦君
7番	穴瀬克己君	21番	若浜記久男君
8番	並河道雄君	22番	西口秀光君
9番	竹内修一君	23番	柳瀬美樹君
10番	仁井明君	26番	池辺秀夫君
11番	竹下義章君	27番	金谷衛君
12番	貝淵博治君	28番	出原平男君
13番	大谷昌幸君	29番	田中包治君

欠席議員(2名)

15番	松尾孝明君	25番	成田秀益君
-----	-------	-----	-------

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

市	長	池田忠雄	同和对策部理事兼解放総	生田稔
助	役	坂口禮之助	合センター所長事務取扱	向井洋
収	入	役	同和对策部次長兼	中川鉄也
			総合調整課長事務取扱	大宅清臣
市長公室	長	杉本弘文	福祉事務所長	逢野一郎
市長公室理事		神藤恒治	福祉事務所次長	中上好美
市長公室企画室長		稻田順三	産業部長	青木幸之
市長公室次長兼		森利治	産業部次長	原美助
人事課長事務取		井阪和充	市民生活部長	浅井隆介
秘書課長		麻生和義	市民生活部次長兼	兼子実
総務部長		大塚孝之	保険年金課長事務取	堀宏行
総務部理事		阪豊光	建設部長	山崎琢磨
財政課長		橋本昭夫	建設部理事	
同和对策部長			建設部次長	
			建設部次長兼	
			下水道課長事務取	

都市整備部長	萩本啓介	用地担当参事 土地開発公社事務局長	中辻寿夫
都市整備部次長	三井義秋	教育委員長	堀内由延
改良事業部長	富田宏之	教育長	西川喜久
改良事業部理事	前田守正	教育次長	逢野博之
改良事業部次長	高三一行	管理部次長	鹿島賢昌
改良事業部次長	笠木恒忠	指導部長	崎山繁
病院長	竹林淳	社会教育部長	松村吉堯
病院事務局長	藤原光夫	社会教育部理事	竹田明郎
病院事務局次長	藤原清司	社会教育部次長	明坂文嘉
水道部長	田中稔	社会教育部次長	明坂貞士
水道部理事	岩井益一	社会教育部次長	宮嶋忠雄
水道部次長	岸本孝二	選挙管理委員会委員長	高橋正道
会計課長	赤田備信	選挙管理委員会事務局長	農端小一
消防長	角谷泰夫	監査委員	久光喜多男
消防本部次長	高官武男	監査事務局長兼 公平委員会事務局長	山本亮夫
消防本部次長兼 総務課長事務取扱	一ノ瀬喜広	農業委員会会長	森口義忠
用地担当理事 土地開発公社事務局長	佐原行雄	農業委員会事務局長	信田種行

※ 備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市嘱託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	北野敦雄
参事	河原茂隆
主幹	大中保
係長	佐土谷茂一

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和60年和泉市議会第3回定例会議事日程

(10月7日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	選挙 第1号	議長選挙について	別紙

(午前11時15分開議)

- 副議長(出原平男君) おはようございます。大変長らくお待たせいたしました。議員の皆様方には、公私何かとお忙しい中御出席を賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数並びに欠席議員等の氏名を局長から報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは23名でございます。次席並びに遅刻の届け出の議員さんはいません。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思います。現在、23名でございます。

- 副議長(出原平男君) ただいまの報告どおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、御了承を賜りますようお願いいたします。

- 副議長(出原平男君) それでは、日程審議に入ります。

日程第1「議長選挙について」を議題といたします。

本件についていかが取り計らいますでしょうか。御意見をお伺いいたします。

- 13番(大谷昌幸君) いま、このまま議長選挙に入るといっても、どうしていいかということも全然わかりませんし、先ほどの代表者会議の話し合いもありますので、一応、ここで暫時休憩に持って行っていただき、また、午後は午後で代表者会議の結果を見て決めたらどうかと思います。

- 副議長(出原平男君) ほかに御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ただいまの御発言について、調整のため暫時休憩したいと思います、御異議ございませんか。

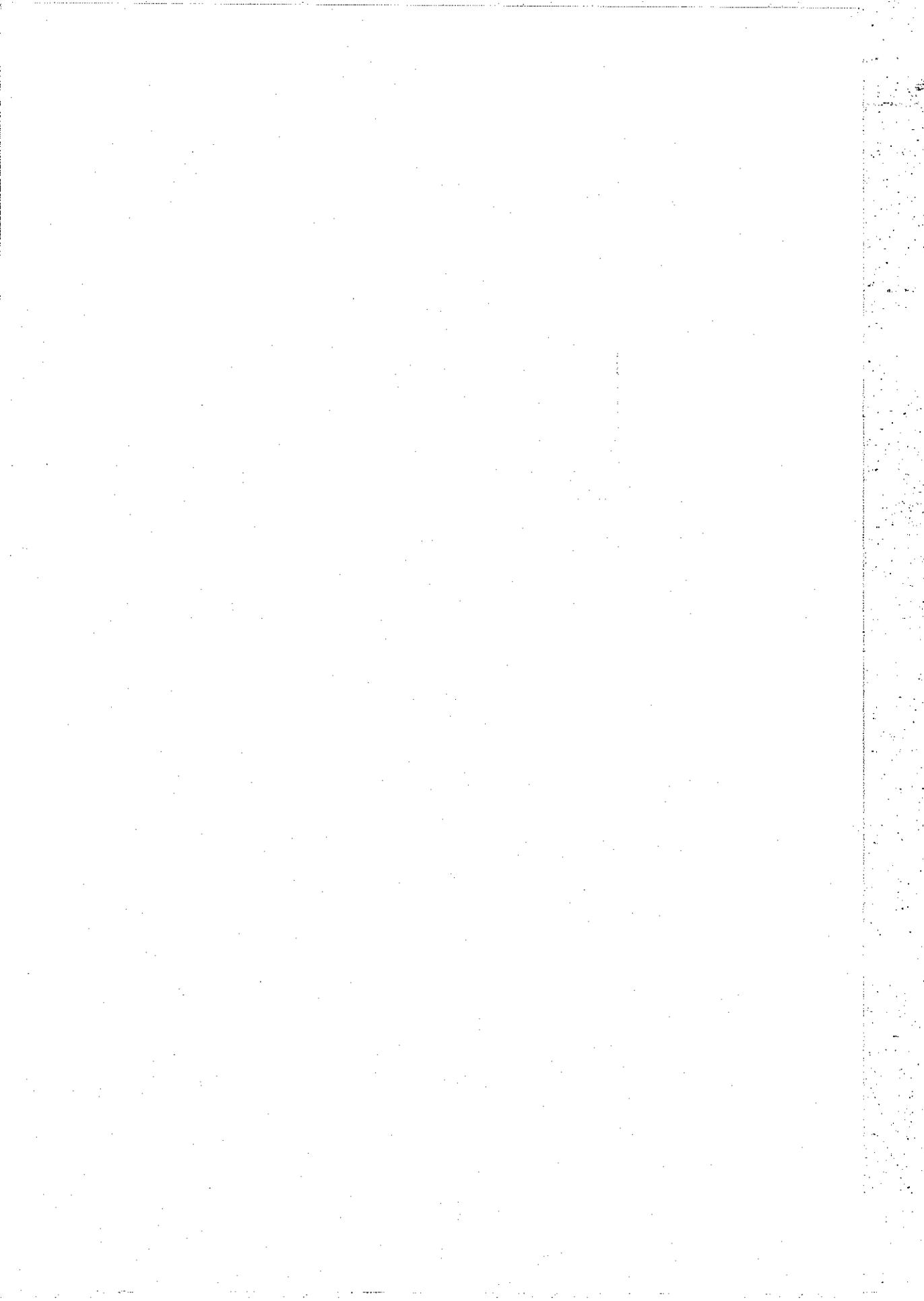
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

(午前11時17分休憩)

(以後、本会議開かれず、流会)

第 4 日



昭和60年10月14日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	飯坂楠次君	16番	天堀博君
2番	奥村圭一郎君	17番	西村慎太郎君
3番	田中昭一君	18番	勝部津喜枝君
5番	赤阪和見君	19番	原重樹君
6番	藤原正通君	20番	坂口敏彦君
7番	穴瀬克己君	21番	若浜記久男君
8番	並河道雄君	22番	西口秀光君
9番	竹内修一君	23番	柳瀬美樹君
10番	仁井明君	25番	成田秀益君
11番	竹下義章君	26番	池辺秀夫君
12番	貝淵博治君	27番	金谷衛君
13番	大谷昌幸君	28番	出原平男君
15番	松尾孝明君	29番	田中包治君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

市長	池田忠雄	同和对策部理事兼解放総 合センター所長事務取扱	生田稔
助役	坂口禮之助	同和对策部次長兼 総合調整課長事務取扱	向井洋
収入役	中塚白	福祉事務所長	中川鉄也
市長公室長	杉本弘文	福祉事務所次長	大宅清臣
市長公室理事	神藤恒治	産業部長	逢野一郎
市長公室企画室長	稲田順三	産業部次長	中上好美
市長公室次長兼 人事課長事務取扱	森利治	市民生活部長	青木孝之
秘書課長	井阪和充	市民生活部次長兼 保険年金課長事務取扱	原美助
総務部長	麻生和義	建設部長	浅井隆介
総務部理事	大塚幸之	建設部理事	兼子実
財政課長	阪豊光	建設部次長	堀宏行
同和对策部長	橋本昭夫	建設部次長兼 下水道課長事務取扱	山崎琢磨

都市整備部長	萩本啓介	用地担当参事 土地開発公社事務局長	中辻寿夫
都市整備部次長	三井義秋	教育委員長	堀内由延
改良事業部長	富田宏之	教 育 長	西川喜久
改良事業部理事	前田守正	教 育 次 長	逢野博之
改良事業部次長	高三一行	管 理 部 次 長	鹿島賢昌
改良事業部次長	笠木恒忠	指 導 部 長	崎山 繁
病 院 長	竹林 淳	社会教育部長	松村吉堯
病院事務局長	藤原光夫	社会教育部理事	竹田明郎
病院事務部次長	藤原清司	社会教育部次長	明坂文嘉
水道部長	田中 稔	社会教育部次長	明坂貞士
水道部理事	岩井益一	社会教育部次長	官嶋忠雄
水道部次長	岸本孝二	選挙管理委員会委員長	高橋正道
会計課長	赤田備信	選挙管理委員会事務局長	農端小一
消 防 長	角谷泰夫	監 査 委 員	久光喜多男
消防本部次長	高宮武男	監査事務局長兼 公平委員会事務局長	山本亮夫
消防本部次長兼 総務課長事務取扱	一ノ瀬喜広	農業委員会会長	森口義忠
用地担当理事 土地開発公社事務局長	佐原行雄	農業委員会事務局長	信田種行

※ 備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市囑託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	北野敦雄
参 事	河原茂隆
主 幹	大中 保
係 長	佐土谷 茂一

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和60年和泉市議会第3回定例会議事日程

(10月14日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	選挙第1号	議長選挙について	別紙

(午前10時50分開議)

- 副議長(出原平男君) おはようございます。大変長らくお待ちいたしました。議員の皆様方には、公私何かとお忙しい中御出席を賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数並びに欠席議員等の氏名を局長から報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。

ただいま26名全員御出席でございます。

- 副議長(出原平男君) ただいまの報告どおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、御了承賜りますようお願いいたします。

- 副議長(出原平男君) それでは、日程審議に入ります。

日程第1「議長選挙について」を議題といたします。

本件についていかが取り計らいまいしょうか、御意見をお伺いいたします。

- 1番(飯坂楠次君) 会期も十分ありますし、まだ、調整もできてないように思いますので、ここで休憩したらどうですか。

- 副議長(出原平男君) ほかに御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ただいまの御発言のとおり、調整のため暫時休憩したいと思います、御異議ございませんか。

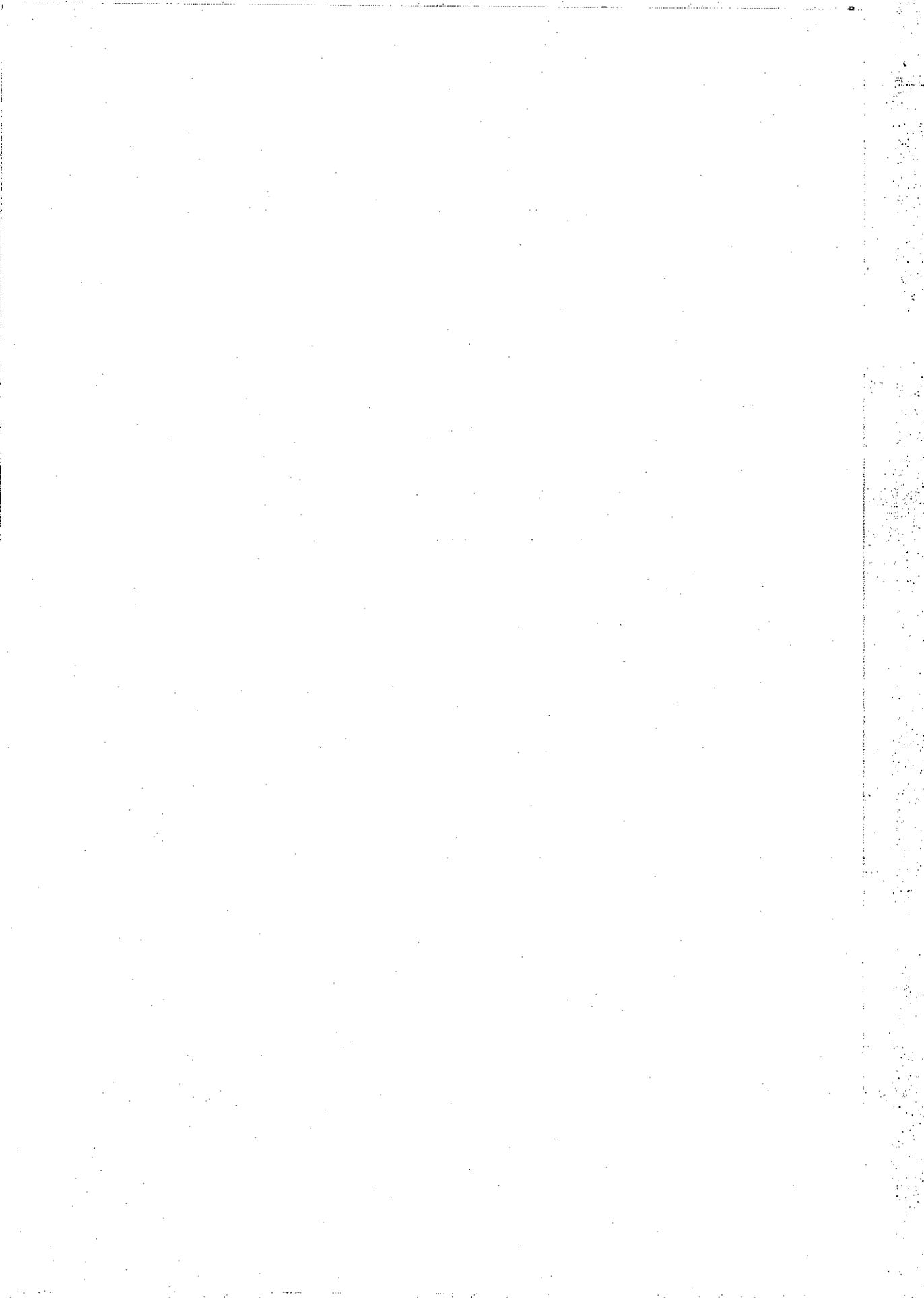
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

(午前10時53分休憩)

(以後、本会議開かれず、流会)

最 終 日



昭和60年10月17日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	飯坂楠次君	16番	天堀博君
2番	奥村圭一郎君	17番	西村慎太郎君
3番	田中昭一君	18番	勝部津喜枝君
5番	赤阪和見君	19番	原重樹君
6番	藤原正通君	20番	坂口敏彦君
7番	穴瀬克己君	21番	若浜記久男君
8番	並河道雄君	22番	西口秀光君
9番	竹内修一君	23番	柳瀬美樹君
10番	仁井明君	25番	成田秀益君
11番	竹下義章君	26番	池辺秀夫君
12番	貝淵博治君	27番	金谷衛君
13番	大谷昌幸君	28番	出原平男君
15番	松尾孝明君	29番	田中包治君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

市長	池田忠雄	同和对策部理事兼解放センター所長事務取扱	生田稔
助入	坂口禮之助	同和对策部次長兼総合調整課長事務取扱	向井洋
市長公室	中塚白	福祉事務所長	中川鉄也
市長公室理事	杉本弘文	福祉事務所次長	大宅清臣
市長公室企画室長	神藤恒治	産業部長	逢野一郎
市長公室次長兼	稲田順三	産業部次長	中上好美
人事課長事務取扱	森利治	市民生活部長	青木孝之
秘書課長	井阪和充	市民生活部次長兼	原美助
総務部長	麻生和義	保険年金課長事務取扱	浅井隆介
総務部理事	大塚幸之	建設部長	兼子実
財政課長	阪豊光	建設部理事	堀宏行
同和对策部長	橋本昭夫	建設部次長	山崎琢磨
		建設部次長兼	
		下水道課長事務取扱	

都市整備部長	萩本啓介	用地担当参事 土地開発公社事務局次長	中辻寿夫
都市整備部次長	三井義秋	教育委員長	堀内由延
改良事業部長	富田宏之	教 育 長	西川喜久
改良事業部理事	前田守正	教 育 次 長	逢野博之
改良事業部次長	高三一行	管 理 部 次 長	鹿島賢昌
改良事業部次長	笠木恒忠	指 導 部 長	崎山 繁
病 院 長	竹林 淳	社 会 教 育 部 長	松村吉堯
病院事務局長	藤原光夫	社 会 教 育 部 理 事	竹田明郎
病院事務局次長	藤原清司	社 会 教 育 部 次 長	明坂文嘉
水 道 部 長	田中 稔	社 会 教 育 部 次 長	明坂貞士
水道部理事	岩井益一	社 会 教 育 部 次 長	官嶋忠雄
水道部次長	岸本孝二	選挙管理委員会委員長	高橋正道
会 計 課 長	赤田 倚信	選挙管理委員会事務局長	農端小一
消 防 長	角谷泰夫	監 査 委 員	久光喜多男
消防本部次長	高宮武男	監査事務局長兼 公平委員会事務局長	山本亮夫
消防本部次長兼 総務課長事務取 用地担当理事 土地開発公社事務局長	一ノ瀬喜広	農 業 委 員 会 会 長	森口義忠
	佐原行雄	農 業 委 員 会 事 務 局 長	信田種行

※ 備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市嘱託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事 務 局 長	北野敦雄
参 事	河原茂隆
主 幹	大中保
係 長	佐土谷茂一

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和60年和泉市議会第3回定例会議事日程

(10月17日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	選挙第 号	議長選挙について	別紙

昭和60年和泉市議会第3回定例会議事日程(追加)

(10月17日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	議会議案 第 5 号	副議長辞職許可について	別紙
2	選挙 第 2 号	副議長選挙について	〃
3	議会議案 第 6 号	常任委員会委員の辞任について	〃
4	議会議案 第 7 号	議会運営委員会委員の辞任について	〃
5	議会議案 第 8 号	特別委員会の辞任について	〃
6	議会議案 第 9 号	和泉市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について	〃
7	議会議案 第 10 号	常任委員会委員の選任について	〃
8	議会議案 第 11 号	議会運営委員会委員の選任について	〃
9	議会議案 第 12 号	特別委員会委員の選任について	〃
10	議会議案 第 13 号	決算審査特別委員会委員の選任について	〃
11	選挙 第 3 号	泉北環境整備施設組合議会議員の選挙について	〃
12	選挙 第 4 号	泉北水道企業団議会議員の選挙について	〃
13	意見 第 4 号	国保財政の危機打開に関する意見書	〃
14	決議 第 4 号	農業用水からの流水占用料徴収反対に関する要望決議	〃
15	決議 第 5 号	「国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」に反対し、撤回を求める決議	〃
16	議案 第 62 号	監査委員の選任について	追加 P. 1

(午前11時15分開議)

- 副議長(出原平男君) 大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには、公私何かとお忙しいところ御出席賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長から報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。

ただいま26名全員御出席でございます。

○ 副議長(出原平男君) ただいまの報告どおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○ 副議長(出原平男君) 本日の議事日程は、お手元に印刷・配布してあるとおりでありますので、よろしく御了承のほどをお願いいたします。

○ 副議長(出原平男君) それでは、日程審議に入ります。

日程第1「議長選挙について」を議題といたします。

本件については、去る7日から本日まで再三代表者会議をお願いし、種々調整、御協力をお願い申し上げ、私なりに懸命の努力をさせていただきましたが、はなはだ遺憾ながら不調に終わっている現状であります。

お諮りいたします。議長選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、これより議長選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○ 副議長(出原平男君) 天堀君。

○ 16番(天堀 博君) 選挙権、被選挙権につきましては、立候補のあるなしにかかわらず関係ないということになっておりますが、一応、代表者会議その他での申し合わせ等もありますので、私は立候補させていただいておりますが、一たん、辞退させていただきます。

○ 副議長(出原平男君) ただいまのとおりでありますので、よろしく御了承のほどをお願いいたします。

○ 10番(仁井 明君) 会期も明後日まであります。まだ、調整も十分行き届いてないように思いますので、もう少し時間の余裕をみたらどうか、私はこう考えます。

○ 副議長(出原平男君) 他に御意見ございませんか。

○ 5番(赤阪和見君) いまの発言ですが、先ほど議長から選挙に入るといことで議場の閉鎖を命じておりますので、その点いかがかと思うんです。

○ 副議長(出原平男君) 議場の閉鎖を命じておりますので、これより議長選挙に入りたいと思います。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

配付漏れはないものと認めます。

それでは、投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。所定の投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、局長の点呼に応じて順次、投票をお願いします。

- 市会事務局長(北野敦雄君) 議席番号順に申し上げますので、よろしく願い申し上げます。

(投票)

- 副議長(出原平男君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れはないものと認めます。投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

お諮りいたします。会議規則第28条第2項の規定により、開票立会人に19番・原重樹君、20番・坂口敏彦君を指名いたしましたと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、御両名の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

それでは、開票結果を局長から報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。

投票総数26票。この数は出席議員数と合致しております。

内訳は、有効投票25票。無効投票1票。これは白票でございます。有効投票中、田中包治議員さん13票。竹内修一議員さん12票でございます。したがって、田中包治議員さんが最高得票者でございます。

以上のとおり御報告いたします。

- 副議長(出原平男君) ただいまの報告どおりであります。この選挙の法定得票数は7票であります。よって、田中包治君が議長に当選されました。

以上で議長選挙が終わりましたので、議場の閉鎖を解きます。

(議場解鎖)

ただいま議長に当選されました田中包治君が議場におられますので、本席から会議規則第29条第2項の規定により告知いたします。

- 副議長(出原平男君) それでは、議長のあいさつをお願いいたします。

(議長就任あいさつ)

- 議長(田中包治君) それでは、簡単にごあいさつしたいと思います。

このたび、皆様方の御協力と御支援によりまして、議長の重責に就任することになりました。今後、議会の民主化と和泉市発展のために最大の努力をいたしたいと思っておりますので、どうか皆様方の御協力、御指導のほどを特にお願ひいたしまして、簡単でございますけれども、議長就任のあいさつといたします。どうもありがとうございました(拍手)。

-
- 副議長(出原平男君) 以上で私の任務が終わりました。何分、不慣れなため皆様方には大変御迷惑をおかけしましたが、皆様方の御協力によりまして無事、その職務を終わらせていただきましたことを心から厚く御礼申し上げます。

それでは、新議員さんに申し送ります。どうも本当にありがとうございました(拍手)。

- 議長(田中包治君) それでは、ここで暫時休憩いたしたいと思っております。恐縮ですが、自席でお待ちなさいと思っております。

(午前11時30分休憩)

(午前11時33分再開)

- 議長(田中包治君) お待たせいたしました。休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま副議長から辞職願の提出がありましたので、「副議長辞職認可について」を日程に追加いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、「副議長辞職許可について」を日程に追加いたします。

それでは、「副議長辞職許可について」を議題に供します。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

- 市会事務局長(北野敦雄君) ただいま御配付申し上げました議案書ですが、時間の関係上日付と議長名が抜けておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議会議案第 5 号

副議長辞職許可について

本市議会副議長 出原平男氏から、昭和60年10月17日づけで、辞職いたしたき旨の願出があったので、本市議会はこれを許可する。

昭和60年10月17日提出

和泉市議会議長 田 中 包 治

- 議長(田中包治君) お諮りいたします。ただいまの朗読どおり、出原副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、出原副議長の辞職を許可することに決しました。

- 議長(田中包治君) ここで副議長を辞職されました出原平男君よりごあいさつの申し出がありますので、これを許可します。

(副議長退任あいさつ)

- 28番(出原平男君) 議員の皆様方にはこの1年間、私ごとき若輩者を御指導いただきまして本当にありがとうございました。大過なく過ごさせていただきましたのも、ひとえに先生方の御協力のたまものと深く感謝いたしております。今後とも皆様方のよろしき御指導と御鞭撻つをお願い申し上げます、はなはだ簡単でございますが、御礼の言葉といたします。どうもありがとうございました(拍手)。

-
- 議長(田中包治君) 出原前副議長さんには長らく大変御苦労さんでございました。本席から厚く御礼を申し上げます。

この際、お諮りいたします。「副議長選挙について」を日程に追加いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、「副議長選挙について」を日程に追加いたします。

それでは、「副議長選挙について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

- 市会事務局長(北野敦雄君) 先ほどの議案書と同様、時間の関係で日付と議長名が抜けておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

選挙第2号

副議長選挙について

本市議会副議長辞職につき、地方自治法第103条第1項の規定により、その後任者の選挙を行う。

昭和60年10月17日提出

和泉市議会議長 田中包治

副議長当選者

氏名

- 議長(田中包治君) お諮りいたします。副議長選挙についていかが取り計らいましょうか、御意見をお伺いいたします。
- 10番(仁井明君) 副議長選挙については、受け付け等もございますので、暫時休憩を取っていただいたらどうかと思います。
- 議長(田中包治君) 他にございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
他に御意見がないようでございますので、ここで暫時休憩いたします。
(午前11時40分休憩)

(午後2時04分再開)

- 議長(田中包治君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。
お諮りいたします。副議長選挙を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
御異議ないものと認めます。よって、これより副議長選挙を行います。
議場の閉鎖を命じます。
(議場閉鎖)
ただいまの出席議員数は26名であります。
投票用紙を配付させます。
(投票用紙配付)
投票用紙の配付漏れはありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

配付漏れはないものと認めます。

それでは、投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。所定の投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、局長の点呼に応じて順次、投票を願います。

- 市会事務局長(北野敦雄君) 議席番号順に申し上げますので、よろしく願います。

(投票)

- 議長(田中包治君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れはないものと認めます。投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

お諮りいたします。会議規則第28条第2項の規定により、開票立会人に27番・金谷 衛君、1番・飯坂楠次君を指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、両君の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

それでは、開票結果を局長から報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。

投票総数26票。この数は出席議員数と合致しております。

内訳は、有効投票25票、無効投票1票、これは白票でございます。有効投票中、並河道雄議員さん13票、奥村圭一郎議員さん12票でございます。したがって、並河道雄議員さんが最高得票者でございます。

以上のとおり御報告いたします。

- 議長(田中包治君) ただいまの報告どおりであります。この選挙の法定得票数は7票であります。よって、並河道雄君が副議長に当選されました。

以上で副議長選挙が終わりましたので、議場の閉鎖を解きます。

(議場解鎖)

ただいま副議長に当選されました並河道雄君が議場におられますので、本席から会議規則第29条第2項の規定により告知いたします。

○ 議長（田中包治君） それでは、ここで副議長のあいさつをお願いいたします。

（副議長就任あいさつ）

○ 副議長（並河道雄君） ただいま議員皆様方の御推挙によりまして副議長という大任を拜することになりました。もとより不慣れ、未熟な経験不足の私でございますが、先輩の皆様方の御指導を仰ぎながら、市行政並びに議会運営のために目いっぱい頑張っている所存でございます。

本日は、本当にありがとうございました。（拍手）。

○

○ 議長（田中包治君） お諮りいたします。ただいまお手元に配付いたしました日程第3から日程第15までを日程に追加したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、日程に追加いたします。

なお、ただいま配付いたしました議案書の2枚目以降の日付及び議長名は、時間の都合上記入をいたしておりませんが、御了承のほどをお願いいたします。

日程第3から日程第5までは各委員会委員の辞任でありますので、これを一括議題といたします。

議案の表題のみ朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議会議案第6号

常任委員会委員の辞任について

本市議会常任委員会の下記委員より、昭和60年10月17日づけで辞任の願出があったので、本議会はこれを許可する。

昭和60年10月17日提出

和泉市議会議長 田中包治

記

総務委員会委員（6名）

勝部 津喜枝 金谷 衛 赤阪 和見 仁井 明

松尾 孝明 坂口 敏彦

厚生文教委員会委員（6名）

飯坂 楠次 並河道 雄 竹内 修一 西村 慎太郎

西口 秀光 成田 秀益

建設水道委員会委員（7名）

若 浜 記久男 藤 原 正 通 奥 村 圭一郎 竹 下 義 章
天 堀 博 池 辺 秀 夫 出 原 平 男

産業衛生病院委員会委員（7名）

貝 淵 博 治 大 谷 昌 幸 田 中 昭 一 穴 瀬 克 巳
原 重 樹 田 中 包 治 柳 瀬 美 樹

議会議案第7号

議会運営委員会委員の辞任について

本市議会運営委員会の下記委員より、昭和60年10月17日づけで辞任の願出があったので、本議会はこれを許可する。

昭和60年10月17日提出

和泉市議会議長 田 中 包 治

記

議会運営委員会委員

仁 井 明 西 口 秀 光 飯 坂 楠 次 藤 原 正 通
並 河 道 雄 竹 内 修 一 大 谷 昌 幸 天 堀 博
原 重 樹 若 浜 記久男 成 田 秀 益 田 中 包 治

議会議案第8号

特別委員会委員の辞任について

本市議会特別委員会の下記委員より、昭和60年10月17日づけで辞任の願出があったので、本議会はこれを許可する。

昭和60年10月17日提出

和泉市議会議長 田 中 包 治

記

交通・公害対策特別委員会委員

松 尾 孝 明 坂 口 敏 彦 田 中 昭 一 穴 瀬 克 巳
並 河 道 雄 仁 井 明 貝 淵 博 治 天 堀 博
勝 部 津喜枝 若 浜 記久男 成 田 秀 益 池 辺 秀 夫

和泉中央丘陵等開発事業対策特別委員会委員

竹下 義章	原 重樹	飯坂 楠次	赤阪 和見
藤原 正通	貝淵 博治	松尾 孝明	西村 慎太郎
坂口 敏彦	西口 秀光	金谷 衛	田中 包治

同和对策特別委員会委員

天堀 博	西口 秀光	穴瀬 克巳	仁井 明
竹下 義章	原 重樹	坂口 敏彦	成田 秀益

関西新国際空港対策特別委員会委員

赤阪 和見	西村 慎太郎	奥村 圭一郎	田中 昭一
竹内 修一	松尾 孝明	若浜 記久男	田中 包治

土地開発公社特別委員会委員

竹内 修一	穴瀬 克巳	奥村 圭一郎	藤原 正通
竹下 義章	大谷 昌幸	勝部 津喜枝	原 重樹
若浜 記久男	西口 秀光	成田 秀益	金谷 衛

- 議長（田中包治君） お諮りいたします。ただいまの朗読どおり、各委員会委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議会議案第6号から第8号までの各委員の辞任は許可されました。

- 議長（田中包治君） 日程第6「和泉市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議会議案第9号

和泉市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

昭和60年10月17日提出

和泉市議会議員 仁 井 明
若 浜 記久男
西 口 秀 光
並 河 道 雄
田 中 昭 一
大 谷 昌 幸
竹 下 義 章
天 堀 博

和泉市条例第 号

和泉市議会委員会条例の一部を改正する条例(案)

和泉市議会委員会条例(昭和31年和泉市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号イ中「財務部」を「総務部」に改め、同項第2号から第4号までを次のように改める。

(2) 産業文教委員会(6名)

- ア 産業部の所管に属する事項
- イ 農業委員会の所管に属する事項
- ウ 教育委員会の所管に属する事項

(3) 建設水道委員会(7名)

- ア 都市整備部の所管に属する事項
- イ 建設部の所管に属する事項
- ウ 改良事業部の所管に属する事項
- エ 水道部の所管に属する事項

(4) 厚生病院委員会(7名)

- ア 同和对策部の所管に属する事項
- イ 市民生活部の所管に属する事項
- ウ 福祉事務所の所管に属する事項
- エ 市立病院の所管に属する事項

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の和泉市議会委員会条例の規定は、昭和60年4月1日から適用する。

- 議長（田中包治君） 提出者の趣旨説明をお願いします。
- 10番（仁井 明君） それでは、議会議案第9号について、提出者を代表いたしまして趣旨説明をいたします。

本案は、去る3月12日の第1回定例会において和泉市事務分掌条例の全部を改正する条例議案が可決され、それに伴い市議会委員会条例の一部改正が生じたのであります。委員会条例検討委員会を設け、種々協議を重ねてきたものであります。その内容については、お手元に配付したとおりでございますので、どうか御審議のほどをよろしくお願いいたしまして、私の提案説明にかえさせていただきます。

- 議長（田中包治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議会議案第9号は原案どおり可決されました。

-
- 議長（田中包治君） 次に、日程第7から日程第10までは、各委員会委員の選任についてでありますので、これを一括議題といたします。

議案の表題のみ朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議会議案第10号

常任委員会委員の選任について

本市議会常任委員会委員の辞任につき、下記のとおり選任する。

昭和60年10月17日提出

和泉市議会議長 田中包治

記

総務委員会委員（6名）

産業文教委員会委員（6名）

建設水道委員会委員（7名）

厚生病院委員会委員（7名）

議会議案第 11 号

議会運営委員会委員の選任について

本市議会運営委員会委員の辞任につき、下記のとおり選任する。

昭和 60 年 10 月 17 日提出

和泉市議会議長 田 中 包 治

記

議会運営委員会委員 (12 名)

議会議案第 12 号

特別委員会委員の選任について

本市議会特別委員会委員の辞任につき、下記のとおり選任する。

昭和 60 年 10 月 17 日提出

和泉市議会議長 田 中 包 治

記

交通・公害対策特別委員会委員 (12 名)

和泉中央丘陵等開発事業対策特別委員会委員 (12 名)

同和对策特別委員会委員 (8 名)

関西新国際空港対策特別委員会委員 (8 名)

土地開発公社特別委員会委員 (12 名)

議会議案第 13 号

決算審査特別委員会委員の選任について

和泉市議会委員会条例第 4 条第 1 項の規定により選任する。

昭和 60 年 10 月 17 日提出

和泉市議会議長 田 中 包 治

記

決算審査特別委員会委員 (13 名)

- 議長 (田中包治君)、この際、暫時休憩して、後、議員総会に切りかえ、各委員の役割を御協議願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「 異議なし 」 と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

なお、この場で議員総会を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(午後2時23分休憩)

(午後3時53分再開)

○ 議長(田中包治君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、各委員会委員の選任につきましては、先刻の議員総会におきまして種々御協議願っておりますので、はなはだ僭越でございますが、私から選任させていただきたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、各委員会委員の氏名を局長から朗読させます。

(市会事務局長朗読)

まず、常任委員会委員関係から申し上げます。朗読いたします。順不同、敬称は略させていただきます。

総務委員会委員に

田中 昭一	西村 慎太郎	穴瀬 克巳	竹下 義章
柳瀬 美樹	池辺 秀夫	以上6名	

産業文教委員会委員に

天堀 博	奥村 圭一郎	赤阪 和見	竹内 修一
若浜 記久男	金谷 衛	以上6名	

建設水道委員会委員に

仁井 明	坂口 敏彦	飯坂 稿次	並河道 雄
大谷 昌幸	原 重樹	成田 秀益	以上7名

厚生病院委員会委員に

松尾 孝明	西口 秀光	藤原 正通	貝淵 博治
勝部 津喜枝	出原 平男	田中 包治	以上7名

次に議会運営委員会委員でございます。

穴瀬 克巳	金谷 衛	奥村 圭一郎	赤阪 和見
仁井 明	竹下 義章	松尾 孝明	天堀 博
原 重樹	坂口 敏彦	若浜 記久男	出原 平男

以上12名

引き続きまして、特別委員会関係でございます。

交通公害対策特別委員会委員に

大谷昌幸	西口秀光	田中昭一	赤阪和見
穴瀬克巳	竹内修一	貝淵博治	天堀博
勝部津喜枝	柳瀬美樹	成田秀益	池辺秀夫

以上12名

和泉中央丘陵等開発事業対策特別委員会委員に

竹下義章	藤原正通	飯坂楠次	赤阪和見
竹内修一	大谷昌幸	西村慎太郎	原重樹
坂口敏彦	柳瀬美樹	金谷衛	出原平男

以上12名

同和対策特別委員会委員に

勝部津喜枝	西口秀光	赤阪和見	穴瀬克巳
竹内修一	竹下義章	原重樹	成田秀益

以上8名

関西新国際空港対策特別委員会委員に

飯坂楠次	若浜記久男	藤原正通	大谷昌幸
西村慎太郎	柳瀬美樹	金谷衛	出原平男

以上8名

土地開発公社特別委員会委員に

奥村圭一郎	原重樹	藤原正通	穴瀬克巳
仁井明	貝淵博治	松尾孝明	勝部津喜枝
若浜記久男	西口秀光	金谷衛	出原平男

以上12名

- 議長(田中包治君) お諮りいたします。ただいま局長朗読どおり各委員会委員を選任することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議会議案第10号から第13号までの各委員会の選任の件は、朗読どおり選任することに決しました。

なお、ただいま選任させていただきました各委員のうち、特別委員会におきましては性格上

専門的に取り上げて鋭意、その遂行を図っていただくことが目的でありますので、選任されました特別委員会の委員の皆様には大変御苦勞でございますが、その委員会の関係議案については、すべて審議及び調査が完結するまで閉会中もよろしくお願ひ申し上げます。

○ 議長（田中包治君） 次に、日程第11及び日程第12について、本件は、本市から派遣議員がすでに辞職され、欠員が生じておりますので、この後任の派遣議員の選挙を行うよりそれぞれ選出依頼があったので、それに基づき選挙を行うものであります。

それでは、日程第11と日程第12はいずれも組合議会議員の選挙でありますので、これを一括議題といたします。

なお、お諮りいたします。本2件の選挙につきましては、さきの議員総会で種々御協議を願っておりますので、はなはだ僭越でございますが、私から指名推薦させていただきたいと思ひますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、私から指名推薦させていただきます。

組合議会議員の氏名を局長をして朗読させます。

（市会事務局長朗読）

選挙第3号

泉北環境整備施設組合議会議員の選挙について

泉北環境整備施設組合同規約第6条第1項の規定により選挙を行なう。

昭和60年10月17日

和泉市議会議長

田 中 包 治

泉北環境整備施設組合議会議員（5名）

選挙第4号

泉北水道企業団議会議員の選挙について

泉北水道企業団規約第5条第1項の規定により選挙を行なう。

昭和60年10月17日

和泉市議会議長

田 中 包 治

泉北水道企業団議会議員（5名）

朗読いたします。順不同、敬称を略させていただきます。泉北環境整備施設組合議会議員に
竹内修一、天堀博、西村慎太郎、金谷衛、出原平男 以上5名。

泉北水道企業団議会議員に

飯坂楠次、赤阪和見、竹下義章、西口秀光、柳瀬美樹 以上5名。

- 議長（田中包治君） ただいまの朗読どおり指名推薦することに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名されました方々は、地方自治法第118
条第3項の規定により当選されました。

それでは、ここで泉北環境整備施設組合議会議員に当選されました天堀博君、竹内修一君、
金谷衛君、西村慎太郎君、出原平男君並びに泉北水道企業団議会議員に当選されました柳瀬美樹
君、飯坂楠次君、竹下義章君、赤阪和見君、西口秀光君に対し、本席より会議規則第29条第
2項の規定により告知いたします。

以上で常任委員会委員及び特別委員会委員、出先機関の議員がそれぞれ決まりました。各委
員の皆さん及び出向議員の皆さんは御苦労でございますが、よろしくお願ひいたします。

-
- 議長（田中包治君） ここで各常任委員会正副委員長さんが互選されておりますので、局長
をして朗読させます。

（市会事務局長朗読）

朗読いたします。敬称は略させていただきます。

総務委員会委員長に 田中昭一、副委員長に西村慎太郎 産業文教委員会委員長に天堀博
副委員長に奥村圭一郎、建設水道委員会委員長に仁井明、副委員長に坂口敏彦、厚生病院委員
会委員長に松尾孝明、副委員会に西口秀光 以上です。

- 議長（田中包治君） この際、各常任委員会正副委員長のごあいさつをお願いいたします。
（常任委員会正副委員長代表あいさつ）
- 総務委員長（田中昭一君） 今回の役員改選に際しまして、われわれ8名の者が各常任委員
会の正副委員長に推薦をいただきました。向こう1年間、それぞれの委員会で目いっぱい頑張
ってまいりますので、よろしく御指導と御支援をお願いいたします。
- 簡単でございますが、ごあいさつといたします。ありがとうございました。

各常任委員会の正副委員長さんのごあいさつが終わりました。正副委員長さんには、委員会の運営についてよろしく御協力をお願いいたします。



○ 議長（田中包治君） 日程第13「国保財政の危機打開に関する意見書」を議題といたします。

意見書を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

意見書4号

国保財政の危機打開に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

昭和60年10月17日

提 出 者

和泉市議会議員 仁 井 明
田 中 昭 一
並 河 道 雄
竹 下 義 章
若 浜 記久男
原 重 樹
池 辺 秀 夫
松 尾 孝 明

国保財政の危機打開に関する意見書

さきに医療保険制度の改革により退職者医療制度創設をみたが、同時にその見合いにおいて療養給付費に対する国庫負担率が大幅に削減された。しかも退職者医療制度の加入者数等が政府見込と大きく乖離したことにより、制度改革によって保険税（料）の負担増を来たさないと政府の言明にもかかわらず大幅な負担増となることが明らかとなり国保財政は今や重大な危機に直面している。

加えて、老人保健制度による医療費拠出金の負担は年々国保に重く傾斜し、同制度の基本理念とする負担の公平化に相反する方向に進んでおり、これが国保財政を一層圧迫している現状である。

このまま放置すれば国保制度の存立さえ危惧される深刻な事態を招きつつあるので、国保制度の厳しい現状を十分認識され、つぎの事項をすみやかに実現されるよう強く要請する。

記

国保に関する国庫負担率の削減の結果生じた財政上のマイナスについて、次のように措置すること。

- (1) 昭和59年度分及び昭和60年度分については、本年度において国庫負担金をもって補填すること。
- (2) 昭和61年度以降については、保険税(料)の負担増を招かないよう現行の国庫負担制度を見直すこと。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

昭和60年10月17日

大阪府和泉市議会

- 議長(田中包治君) 提出者の趣旨説明をお願いいたします。
- 10番(仁井 明君) ただいま局長の朗読とおりでございますので、議員の皆さん方には何とぞよろしくをお願いいたします。
- 議長(田中包治君) 本意見書について質疑、御意見ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本意見書を原案どおり提出することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
御異議ないものと認めます。よって、意見第4号を原案どおり提出することに決しました。

-
- 議長(田中包治君) 次に、日程第14「農業用水からの流水占用料徴収反対に関する要望決議」を議題といたします。

決議文を朗読させます。

(市会事務局局長朗読)

決議第4号

農業用水からの流水占用料徴収反対に関する要望決議

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

昭和60年10月17日

提出者

和泉市議会議員

原 重 樹

田 中 昭 一

赤 阪 和 見

若 浜 記久男

池 辺 秀 夫

竹 下 義 章

松 尾 孝 明

農業用水からの流水占用料徴収反対に関する要望決議

建設省においては、農業用水からの流水占用料徴収につき、検討していると伝えられているが、慣行水利権にもみられる歴史的経過ならびに現下の厳しい農業の情勢等を考慮するとき、かかる発想は誠に遺憾とするところである。

いうまでもなく、農業生産にとって「水」は生命である。加えて農業用水利用は、治水および地下水のかん養ならびに地域用水などとして極めて重要な公益的役割を担っているのみならず、その維持・開発については永年にわたる農業者の物心両面の努力が積み重ねられてきており、これら事情から占用料は徴収されることなく今日に至っている。

近年、都市地域においては無秩序な地域開発が重ねられた結果、きれいな農業用水の確保は深刻な問題となっているとともに、農産物価格が低迷しているなかで、経営負担をさらに求めることは農業の危機的状況を一層拡大するものであり断じて容赦できない。

国民的課題である食糧の自給力強化のためにも、快適な生活環境の保全と新たな創造のためにも、これ以上農業者に犠牲を強いることのないよう、農業用水からの流水占用料徴収構想の即時撤回を強く要請する。

以上、決議する。

昭和60年10月17日

大阪府和泉市議会

- 議長（田中包治君） 提出者の趣旨説明を願います。
- 5番（赤阪和見君） ただいま局長朗読のとおりですが、皆さん方の御賛同をよろしく願いたいと思います。

○ 議長(田中包治君) 本決議について質疑、御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本決議を原案どおり決議するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、決議第4号を原案どおり決議することに決しました。

○ 議長(田中包治君) 日程第15『「国家機密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」に
反対し、撤回を求める決議』を議題といたします。

決議文を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

決議第5号

「国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」に反対し、
撤回を求める決議

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

昭和60年10月17日

提 出 者

和泉市議会議員 若 浜 記久男
原 重 樹
並 河 道 雄
池 辺 秀 夫

「国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」に反対し、
撤回を求める決議

「国家機密法案」が先の第102国会に議員立法として提出され、継続審議とされたが、この「スパイ防止」に名をかりた法案は、国家機密とはなにかということが不明確で、その定義も著しくあいまいである。しかも、政府の一方的判断で、国家機密が軍事機密から外交機密へと拡大される危険性がある。

これは、国民の知る権利・言論・表現の自由を大幅に誓約するものであり、憲法に対する重大な侵害である。しかも、防衛・外交にかかる機密とされた情報を知り、他に漏らした場合、

あるいは国家機密を公にした場合、最高「死刑または無期懲役」を科すということは、まさに常軌を逸しているといわざるをえない。

さらに、同法案が実行行為にとどまらず、「せん動」や「予備」行為も刑罰の対象にしていることはきわめて危険である。

よって、本市議会は、このような反民主的な法案に強く反対するものである。

以上、決議する。

昭和60年10月17日

大阪府和泉市議会

- 議長（田中包治君） 提出者の趣旨説明をお願いします。
- 19番（原 重樹君） ただいまの朗読とおりでございますので、よろしく御審議、御決定くださるようお願い申し上げます。
- 議長（田中包治君） 本決議について質疑、御意見ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本決議を原案どおり決議するに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議ないものと認めます。よって、決議第5号を原案どおり決議することに決しました。

-
- 議長（田中包治君） ことでお諮りいたします。ただいま市長より「監査委員の選任について」の議案が提出されましたので、この際、日程に追加し、議題といたしたいと思います、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、日程第16「監査委員の選任について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第62号

監査委員の選任について

次の者を監査委員に選任するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

昭和60年10月17日

和泉市長 池田 忠雄

住 所
氏 名
職 業
生年月日

- 議長（田中包治君） 提案理由の説明をお願いします。
- 市長（池田忠雄君） ただいま御上程をされました議案第62号「監査委員の選任について」、提案理由の御説明を申し上げます。

本市監査委員は、条例に基づきましてその定数は2名でございまして、議会議員及び学識経験を有する者よりそれぞれ1名をもって構成をいたしております。今回、議会議員の役員改選に伴いまして、議会議員より監査委員1名を選任するに当たりまして、若浜記久男議員さんが、人格識見ともに兼ね備えた方でございまして適任者であると存じますとともに、今後の地方自治監査制度の適正な運営を期待しているものでございます。どうか若浜議員さんを監査委員に選任するにつきまして、議会の皆様方の御了承を得まして、満場一致で御同意を賜りますようお願いを申し上げる次第でございまして。

なおまた、穴瀬克己前監査委員さんには御就任以来、適正な監査をしていただき、心から厚く御礼を申し上げます。今後ともよろしく御指導を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

- 議長（田中包治君） 本件を原案どおり同意するに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議ないものと認めます。よって、議案第62号を原案どおり同意することに決しました。ただいま同意されました監査委員さんのごあいさつをお願いいたします。
（監査委員就任あいさつ）
- 監査委員（若浜記久男君） 一言、ごあいさつ申し上げます。
ただいま議員各位の御支援をいただきまして、監査委員という大役を仰せつかりまして大変光栄に思っております。今後、精いっぱい努力をいたしてまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。どうもありがとうございました（拍手）。
- 議長（田中包治君） どうもありがとうございました。

○

○ 議長（田中包治君） 以上をもちまして、本定例会に付議されました諸議案はすべて終了いたしました。

それでは、閉会に当たり市長のあいさつを許可いたします。

（市長あいさつ）

○ 市長（池田忠雄君） 閉会に当たりまして一言、御礼のごあいさつを申し上げます。

去る10月1日、第3回定例会をお願い申し上げ、多数議案を御提案申し上げましたところ、議員皆様方には、公私何かと御多端の折にもかかわりませず、長期間にわたりまして慎重御審議をいただきまして、御可決、御承認を賜りましたことを表示より厚く御礼を申し上げる次第であります。

また、昭和59年度和泉市水道事業会計並びに昭和59年度和泉市病院事業会計決算認定につきましては、決算審査特別委員会に御審議を願うことに相なりました。委員の皆様方には御苦勞とは存じますが、よろしくお願いを申し上げる次第であります。

なおまた、本議会を通じ議員皆様方より御指摘をいただきました諸事項、御意見、御要望に対しましては十分これを尊重し、市政運営に遺憾なきを期してまいる所存でございます。議員皆様方におかれましても、市政運営につきまして、今後なお一層の御支援と御協力をお寄せ賜りますようお願いを申し上げます。

なお、本定例会におきまして任期満了により御退任をされました柳瀬議長さん、出原副議長さんには、御就任以来、円満なる議会運営を通じ市政進展のために御尽すいをいただき、御大任を全うされました。この間におけるお2人の並み並みならぬ御尽力と御心勞に対しまして、衷心より感謝と御礼を申し上げる次第でございます。後任の議長さんには田中包治議員さん、副議長さんには並河道雄議員さんが先刻、皆様方の御推挙により御就任をされました。まことにおめでとうございます。心からお祝いを申し上げますとともに、今後ともよろしく御指導を賜りますようお願いを申し上げる次第であります。

また、監査委員さんには、若浜記久男議員さんが先任ど、皆様方の御同意により御就任をされました。今後の地方自治監査制度の適正なる運営を御期待申し上げます。よろしくお願いを申し上げます。

なおまた、各常任委員会の委員さん及び特別委員会の委員さんにつきましても改選されましたが、それぞれ所管をされます事項につきましている御審議を賜り、御苦勞をおかけすることとは存じますが、よろしくお願いを申し上げます。

終わりに臨みまして、長期間にわたり御審議を相煩わし、御議決をいただきましたことに対し重ねて御礼を申し上げまして、はなはだ簡単でございますが、御礼のごあいさつとさせてい

たきます。どうも長期間、本当にありがとうございました。

(議長あいさつ)

- 議長(田中包治君) 閉会に当たりまして一言、御礼を申し上げます。

去る10月1日開会されてより本日までの長期間にわたる定例会も、議員皆様方の御協力によりまして一般質問並びに諸議案、なおまた役員選挙等々に慎重御審議を煩わし、本日、ここに全日程を終了することができましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。

特に先刻の役員選挙に際しましては、不肖私、皆様方の絶大な御推挙をいただき身に余る光栄と存じ、ここに改めて厚く御礼を申し上げます。

なお、今後の議会運営に格段の御支援、御協力を賜りますようお願いいたします。どうも本当にありがとうございました。

- 議長(田中包治君) それでは、これをもちまして昭和60年第3回定例会を閉会いたします。長時間、ありがとうございました。

(午後4時22分閉会)

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

和泉市議会新議長

同 新副議長

同 旧議長

同 旧副議長

同 署名議員

同 署名議員

同 署名議員

